

令和7年度版

危機管理マニュアル



富良野市立富良野西中学校

目 次

- I 学校における危機管理とは・・・・・・・・・・ P 1～P 6
- II 危機発生時の対応・・・・・・・・・・ P 5～P 12
- III 関係機関連絡先・・・・・・・・・・ P 13
- IV 避難マニュアル・避難経路図・・・・・・・・ P 14～P 19
- V 危機発生時の対応<児童生徒>・・・・・・・・ P 20～P 38
【北海道教育委員会 学校における危機管理の手引（改訂3版）より】
- VI 危機発生時の対応<管理上の事故>・・・・ P 39～P 61
【北海道教育委員会 学校における危機管理の手引（改訂3版）より】
- VII 危機発生時の対応<新たな危機への対応>・ P 62～P 64
【北海道教育委員会 学校における危機管理の手引（改訂3版）より】
- VIII 別添 洪水時の避難確保計画・・・・・・・・ 別添1～別添3
- IX 別添II 熱中症対策・・・・・・・・ 別添II 1～別添II 7

1 学校における危機管理とは

学校における危機管理とは

1 危機管理の目的

危機管理の目的

- 児童生徒及び教職員の安全を確保すること。
- 学校と児童生徒・保護者・地域社会との信頼関係を保つこと。
- 組織的で迅速かつ的確な対応により、学校を安定した状態にすること。

学校における危機管理とは、これらを目的として、危機を予知・回避するための方策を講じるとともに、危機発生時には被害や問題を最小限にとどめるための適切な対応をとることである。

2 危機管理のプロセス

危機管理には、次のプロセスがある。

- (1) 危機の予知・予測
- (2) 危機管理体制の確立に向けた取組
- (3) 危機発生時の対応
- (4) 事後の危機管理（心のケア）
- (5) 対応の事後評価と再発防止に向けた取組
- (6) 信頼回復に向けた取組

(1) 危機の予知・予測

危機の予知・予測のポイント

- ・学校や地域の実態及び社会の情勢等を踏まえ、様々な危機を予測する。
- ・学校における事件・事故の最近の傾向を把握する。
- ・校内における情報収集に努める。
- ・保護者、地域住民等からの情報収集に努める。

ア 危機のリストアップ

学校においては、まず第一に「一度起きたことは再び起きる可能性があること」や「他校で起きた事故は自校でも起きる可能性があること」、「学校には、他の組織にない特有の危機があること」を十分認識し、様々な危機をリストアップすることが大切である。

学校特有の危機が発生する背景

- ・学校は、部外者の立ち入りが比較的簡単であること。
学校は、学校に立ち入る者として、保護者や地域住民などを想定しており、悪意をもって侵入する者がいることをほとんど想定していない。
- ・学校は、自校の児童生徒にかぎって凶悪な事件を起こさないという思い込みがあること。
児童生徒が学校で友人を切りつけるなど、かつて起きることがなかった凶悪な事件が発生しているが、学校は、自校の児童生徒が、そのようなことはしないだろうと思い込んでいる。
- ・教職員は、奉仕者としての意識が常に高いとは言えないこと。
教職員が奉仕者であることを忘れ、不誠実な対応を生徒や保護者等に行うことにより、危機を招くことがある。

イ 事件・事故の最近の傾向の把握

危機を予測するためには、全国各地の学校で発生している事件・事故の傾向を把握することが有効であり、こうした事件・事故の新聞報道等を教職員に紹介するなどして、日頃から、教職員の危機管理意識の高揚に努めることが大切である。

ウ 情報の収集による危機の認識

児童生徒や保護者、地域住民等から様々な情報を収集するなどして、危機を予知・予測し、問題の早期発見に努めることが大切である。

また、保護者や学校評議員から情報収集したり、地域住民が集まる自治会の活動などに教職員が積極的に参加して、情報収集のアンテナを高くしたりすることが必要である。

(2) 危機管理体制の確立に向けた取組

危機管理体制の確立に向けた取組のポイント

- ・危機に対応する体制を整備する。
- ・研修や訓練等を実施し、危機の発生に備える。
- ・児童生徒・保護者に事件・事故の未然防止に向けた啓発を行う。
- ・保護者や地域住民、警察、消防、病院などとの連携を図り、危機発生時の協力を得る。

ア 危機管理体制の確立

教職員に対し、日常的に報告・連絡・相談を励行するとともに、想定される危機への対応策を定め、危機管理体制を確立することが必要である。

イ 教職員の研修の充実

研修や訓練等を通して、危機発生時に児童生徒への的確な指示や迅速な避難誘導等ができるようにするとともに、教職員の危機管理意識の高揚を図ることが必要である。

ウ 訓練等の実施

日頃から、様々な場面を想定した避難訓練等を実施し、児童生徒に対して、緊急時の安全な行動の仕方について理解させておくことが必要である。

また、避難訓練等の結果を検証し、緊急時における危機管理体制の改善を図ることが必要である。

エ 児童生徒・保護者への啓発

一人一人の児童生徒に安全な生活の仕方について日頃から指導するとともに、保護者に対しても、危機管理体制の周知と事件・事故等の未然防止の啓発を行うことが大切である。

オ 保護者・地域との連携・協力体制の確立

児童生徒の安全確保や学校の防犯・防災体制の確立のためには、地域住民や関係機関等との連携が重要であり、日頃から保護者や自治会等と十分に連携し、地域の協力を得ながら事件・事故等の未然防止に努めることが大切である。

(3) 危機発生時の対応

危機発生時の対応のポイント

- ・素早い対応に努める。
- ・指揮系統及び役割分担を明確にする。
- ・全教職員で情報を共有する。
- ・当事者や児童生徒へのケアを十分に行う。
- ・誹謗・中傷から当事者や児童生徒を守る。
- ・関係機関との連携を密にする。
- ・外部との窓口を一本化する。
- ・情報の拡散による二次被害を防止する。
- ・保護者・地域住民等に対し、十分な説明を行う。
- ・全ての記録を残す。
- ・速やかに教育活動を再開する。

ア 児童生徒、教職員の安全確保

危機が発生した場合、人命尊重を第一に考え、児童生徒及び教職員の生命や身体を守るとともに、被害を回避または最小限にとどめるために、正確な状況の把握に努め、必要な応急処置や適切な対応をとることが必要である。

また、児童生徒の心のケアを図るとともに、必要に応じて、スクールカウンセラーや専門家との連携を図ることが必要である。

イ 連絡体制の整備

教育委員会への報告をはじめ、警察・消防・病院などの関係機関や保護者などの関係者への連絡を迅速に行うための体制を整備し、教職員に周知するとともに、連絡体制を見やすい場所に掲示することが必要である。

ウ 外部との窓口の一本化

報道機関など外部との対応においては、窓口を一本化し管理職が行うなど、混乱が生じないようにすることが必要である。

エ 記録

関係教職員は、事故発生の経過・処置・対応等を時系列で詳細に記録することが必要である。

オ 教育活動の再開

速やかに教育活動を再開し、学校が受けるダメージを短期間で最小限に食い止めることが大切である。

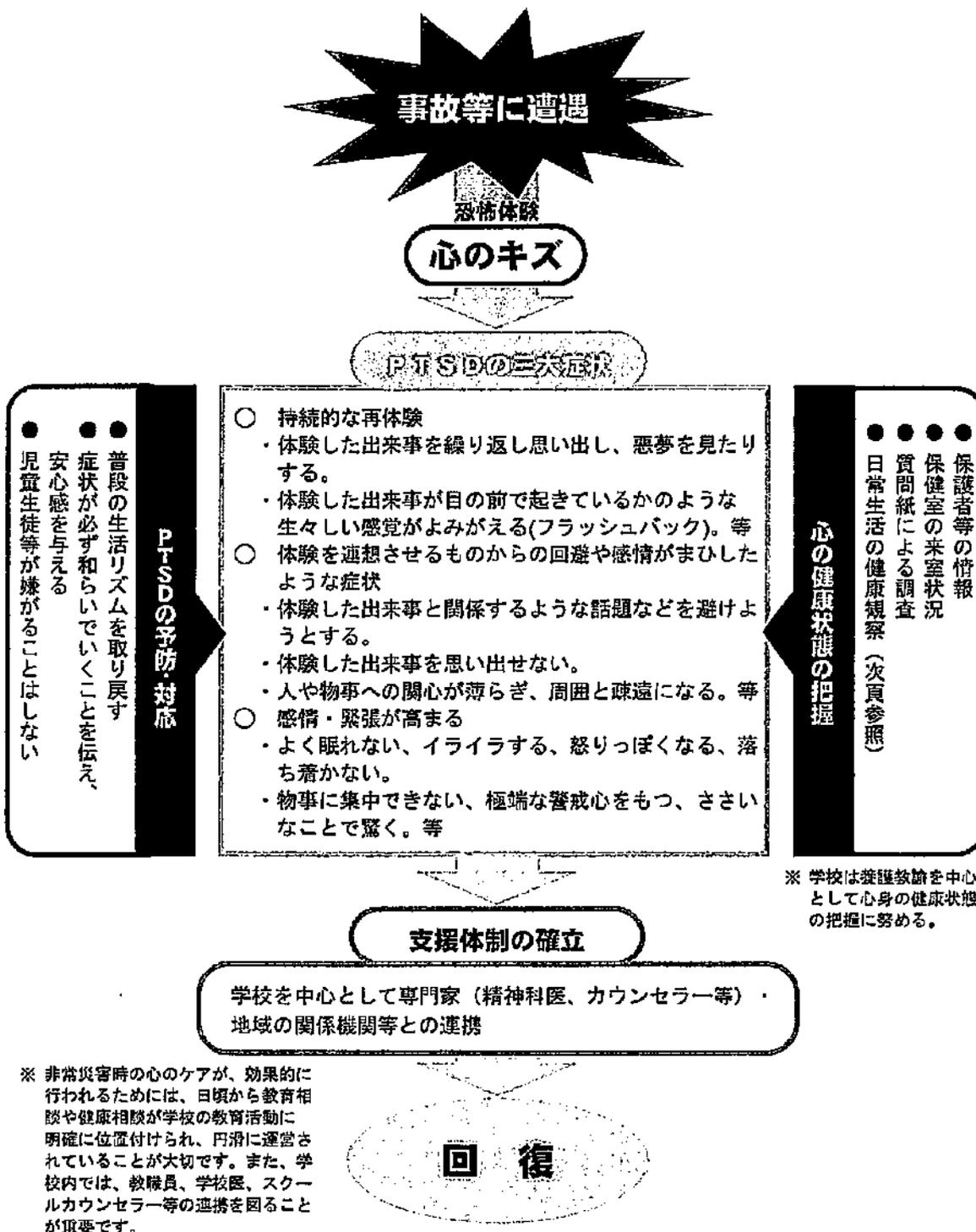
なお、教育活動の再開に当たっては、PTA、教育委員会、関係機関等と連携するとともに、次の点に留意することが必要である。

- ・児童生徒、教職員等の安全が確保されていること。
- ・事故による、児童生徒や教職員等の動揺がなくなり、落ち着いていること。
- ・平常時の状態に回復し、事後処理等による教育活動への支障がないこと。
- ・原因が究明され、再発したり二次被害（二次災害）が起きたりしないこと。

など

(4) 事後の危機管理（心のケア）

児童生徒は、危機に直面すると恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、心身の健康問題が現れる。ほとんどは時間の経過とともに薄れていくが、「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」などに移行する場合もあるため、危機発生直後から児童生徒や保護者等に対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努めることが大切である。



【参考】「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）

危機発生時の健康観察様式例

年 組 氏名

(記入日： 記入者：)

調査項目	対象	日常	危機発生時			
			知的障害	自閉症	てんかん	その他の 疾病・障害
児童生徒の訴え	食欲がない					
	眠れない					
	眠気が強い、うとうとする					
	身体の痛み (頭が痛い、おなかが痛いなど)					
	吐き気がする					
	下痢をしている					
	皮膚がかゆい					
	家に帰りたくない					
	学校に行きたくない					
	怖いことや心配事がある					
観察される状態	落ち着きがない					
	ぼんやりすることが多い					
	イライラしている					
	元気がなく、意欲が低下している					
	ハイテンションである					
	余り話さなくなった					
	物音に過敏になる					
	人が違ったように見えることがある					
	こだわりが強くなる					
	発作の回数が増える					
パニックの回数が増える						
体重減少あるいは急激な体重増加						
その他	薬の服用ができていない					
	いつもの様子と違う(記述)					

- ① 「日常」の欄には、日頃の様子を思い出して、あてはまる項目に○印を記入します。「危機発生時」の欄には危機発生後に観察し、あてはまる項目に○印を記入します。
- ② 障害やてんかん等の疾患のある児童生徒は、□の欄の項目を特に注意深く観察してください。障害に応じて出やすい症状や変化に注意したい項目です。
- ③ 項目以外でも、いつもと違う様子があれば、「その他」の欄に記述し、記録するようにします。
- ④ 「日常」の欄と「危機発生時」の欄を比較し、○印の数に大きな変化が見られる場合は、特に注意が必要です。
- ⑤ 結果については、養護教諭に提示します。養護教諭は全体的な傾向や個別の情報について管理職に報告の上、関係教職員で対応について検討します。

【参考】「学校における子どもの心のケア—サインを見逃さないために—」(平成26年3月 文部科学省)

(5) 対応の事後評価と再発防止に向けた取組

再発防止に向けた取組のポイント

- ・危機が発生した原因を究明する。
- ・危機に対応した際の課題を明確にする。
- ・危機管理の手引の見直しを図る。
- ・児童生徒・保護者への再発防止の啓発を行う。

ア 対応の分析・評価

緊急時の対応を事態収拾後に総括し、危機が発生した原因や対応を分析・評価することが大切である。

イ 再発防止の取組の改善・充実

危機が発生した原因や対応の分析・評価に基づき、危機管理の手引の改善を図るとともに、再発防止の取組についても、定期的に評価し改善を図っていくことが大切である。

ウ 児童生徒・保護者への啓発

児童生徒や保護者に対して、危機が発生した原因や対応時の課題に基づき、再発防止策を周知することが大切である。

(6) 信頼回復に向けた取組

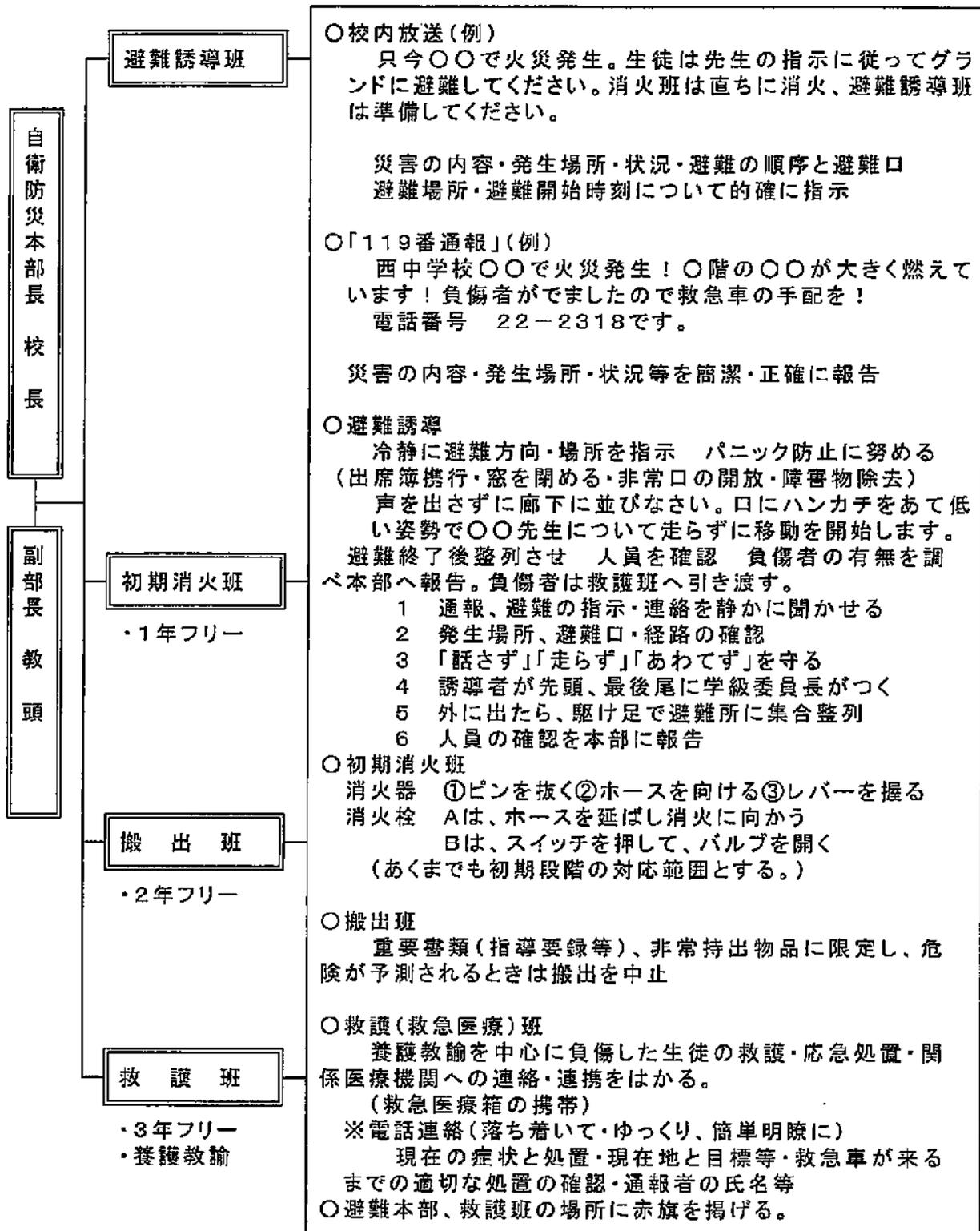
危機発生により学校の信頼を損ねる場合があることから、再発防止の方策をはじめ、児童生徒・保護者・地域社会からの信頼を回復するための方策について検討し、保護者、学校評議員等の協力を得ながら、教職員が一体となって取り組む必要がある。

信頼回復に向けた取組のポイント

- ・学校内外の関係者に対し、文書を配布したり学校HPに掲載したりするなどして、事故の状況や謝罪、再発防止策、協力依頼などを周知する。
- ・児童生徒又は教職員によるボランティア活動や地域と連携した教育活動などを積極的に実施する。
- ・学校内外における啓発運動など、モラル向上のためのキャンペーン等を実施する。

II 危機発生時の対応

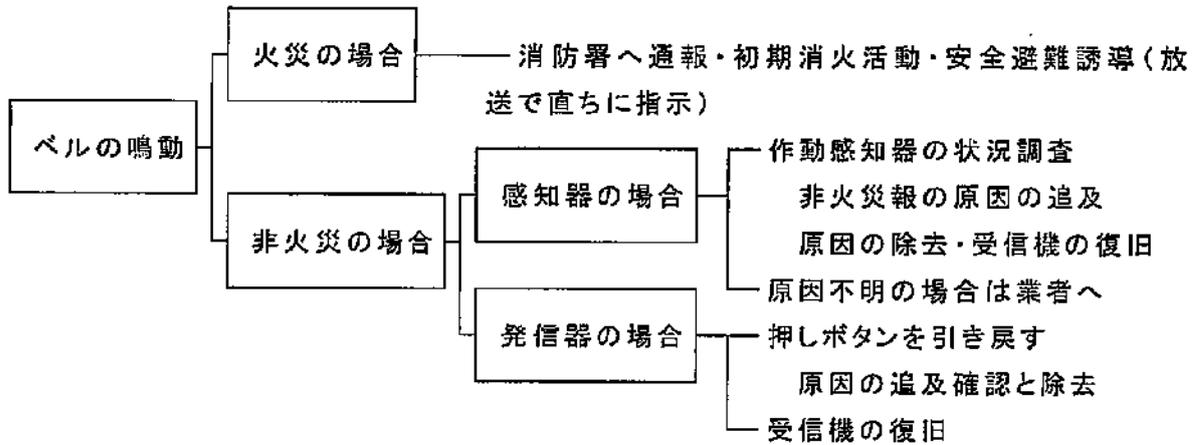
◇ 火事災害発生への対応（地震等の災害も含む）



※ 備考

- ・学校での避難場所 夏季～グラウンドの中央(駐車場)
冬季～駐車場の中央(体育館)
- ・第二避難場所 スポーツセンター駐車場又は陸上競技場
- ・消火器、消火栓、火災報知器、防火扉等の取り扱いを徹底しておく
- ・教師のいないとき(休み時間等)放送等を静かに聞き、指示に従って行動
- ・重要書類は、耐火書庫へ保管する

※火災報知器の対応



＜関係機関への報告＞（教育委員会）

1 速やかに、電話で第1報をいれる。

2 火災速報

火災発生後、直ちに学校火災発生状況速報＜第6号様式＞をFAX等で報告

3 火災報告

火災発生後7日以内に、学校火災発生状況報告書＜第5号様式＞を提出

損害については、教育財産等災害報告書＜第7号様式＞を提出

地震等自然災害の場合

・地震発生時の場合に備え事前指導の徹底

①騒がないこと

②あわてて外の飛び出さないこと（先生の指示に従う）

③指示を最後まで聞くこと

④窓や壁際から離れること

・地震の場合は、消火水が出ない場合もある。臨機応変に対応すること。

＜関係機関への報告＞（教育委員会）

1 速やかに、電話で第1報をいれる。

2 災害速報

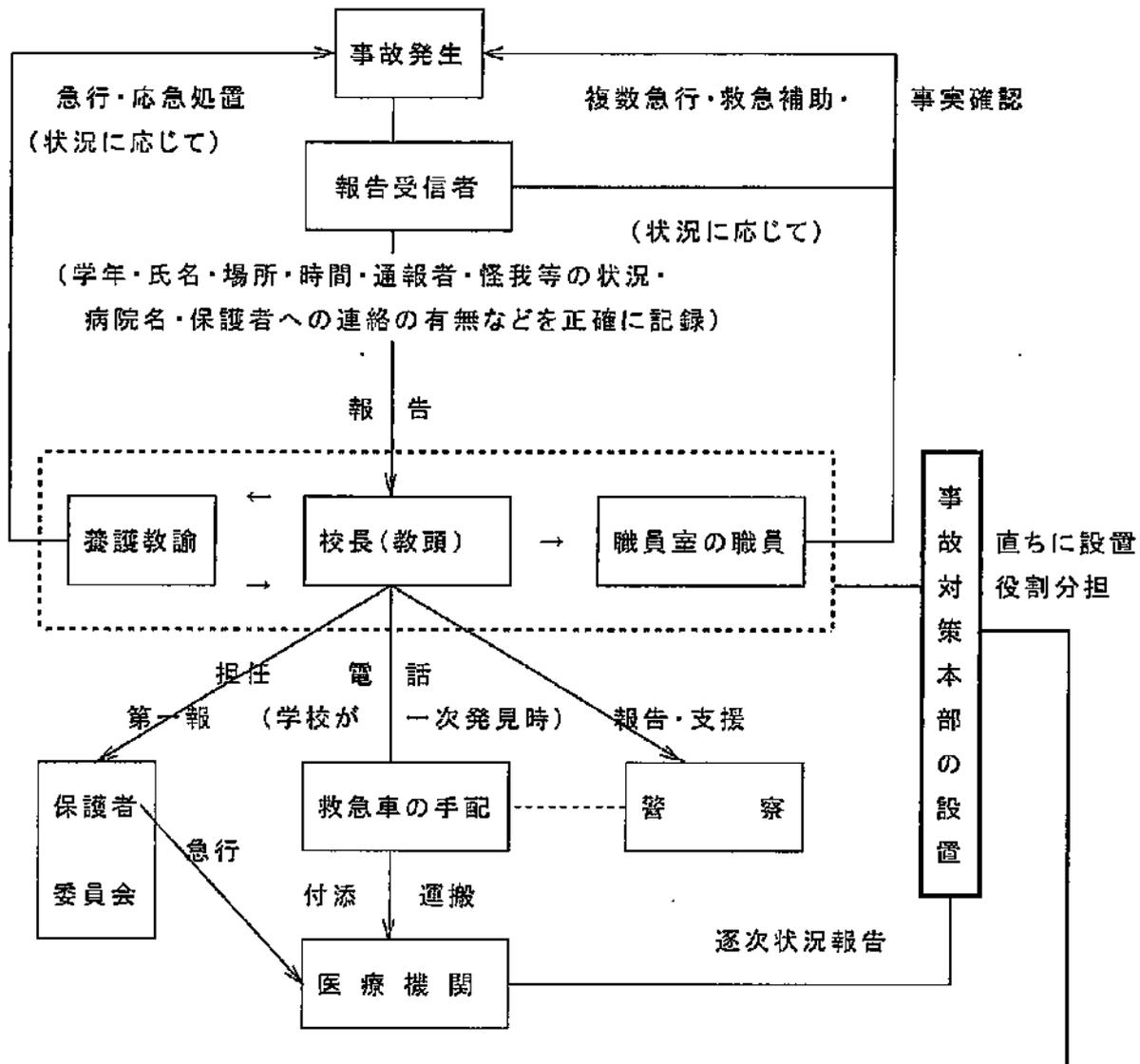
災害発生後、直ちに学校災害発生状況をFAX等で報告

3 災害報告

災害の状況を調べ、教育財産等災害報告書＜第7号様式＞を提出

※ 詳細については、避難訓練（生徒指導部）で徹底しておく。

◇ 交通事故（その他校外事故）に対する対応

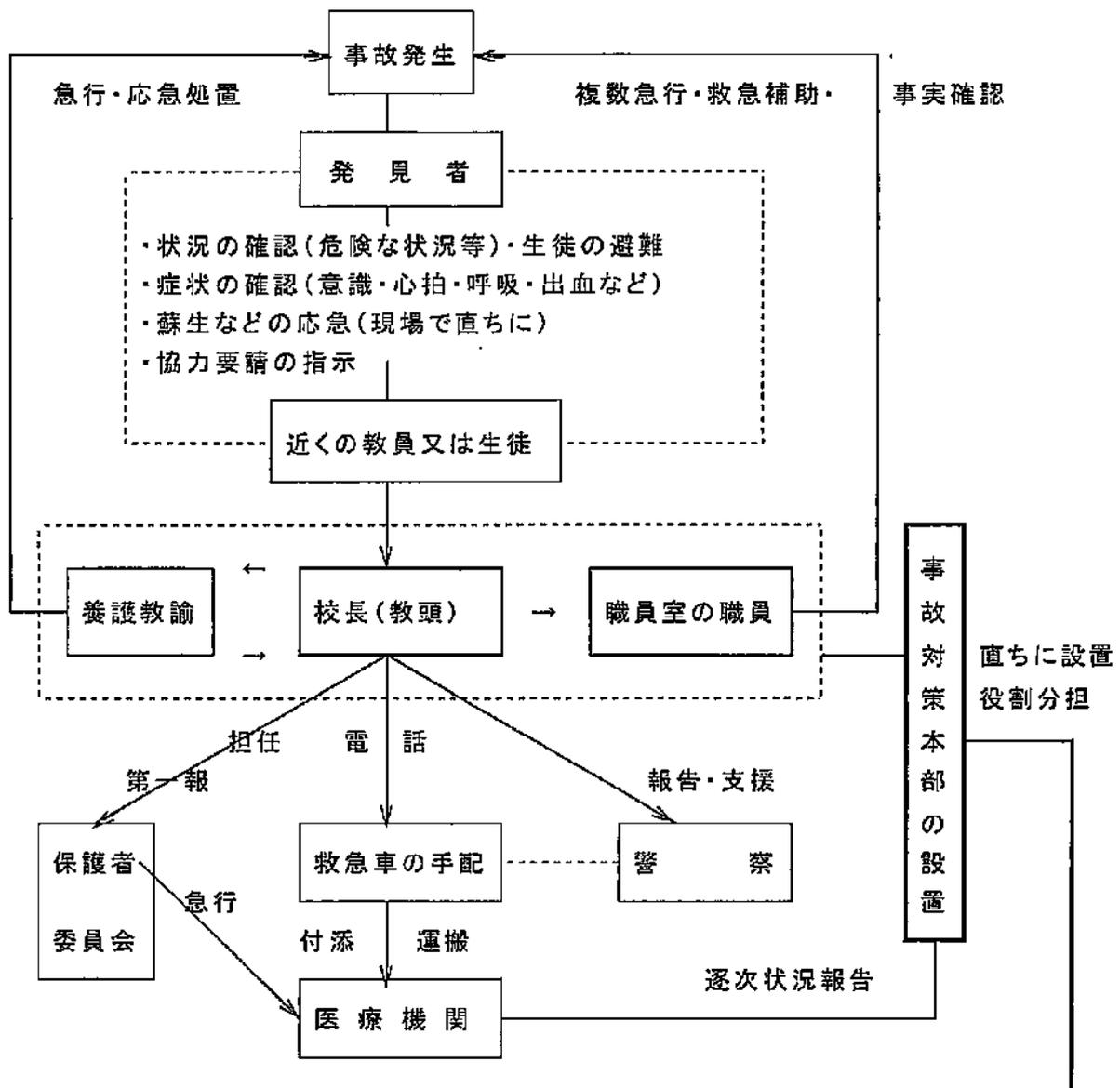


- 保護者への連絡対応(迅速・誠意)
- 報道機関への対応(窓口一本化)
- 教職員への対応(共通理解・迅速な対応)
- 生徒への指導(冷静に)
- 市教委への対応(逐次速やかに報告・協議)
- PTAへの対応(協力・誠意)
- 警察への対応(協力要請他)
- 学校健康会手続き
- 原因の究明(場合によっては警察・保健所等の機関と連携)
- 事後対策と生徒への指導(安全指導の徹底)

<関係機関への報告>(教育委員会)

- 事故報告速報 第一報を電話・FAX等で報告
- 交通事故報告書 様式に添って報告<第11号第12号様式>を提出

◇ 学校事故発生時の対応



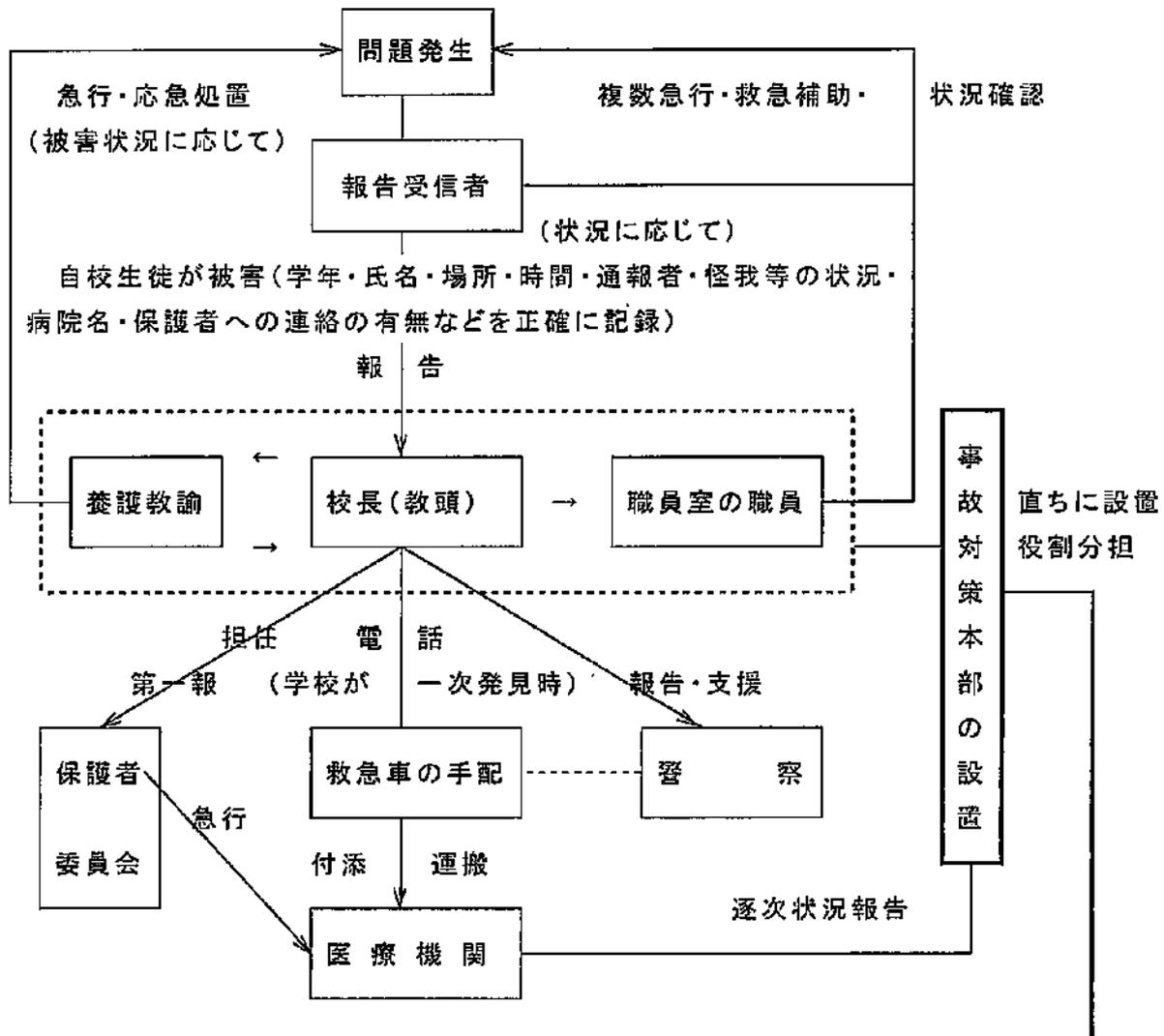
- 保護者への連絡対応(迅速・誠意)
- 教職員への対応(共通理解・迅速な対応)
- 市教委への対応(逐次速やかに報告・協議)
- 警察への対応(協力要請他)
- 原因の究明(場合によっては警察・保健所等の機関と連携)
- 事後対策と生徒への指導(安全指導の徹底)
- 報道機関への対応(窓口一本化)
- 生徒への指導(冷静に)
- PTAへの対応(協力・誠意)
- 学校健康会手続き

<関係機関への報告>(教育委員会)

- 事故報告速報 第一報を電話・FAX等で報告
- 事故報告書 様式に添って報告<第11号第12号様式>の提出
教員の場合は、<第9号様式>の提出

◇ 痴漢・変質者及び不審者の侵入等にかかわる対応

<校外で問題が発生した場合> (自校以外の危険情報の場合も含む)

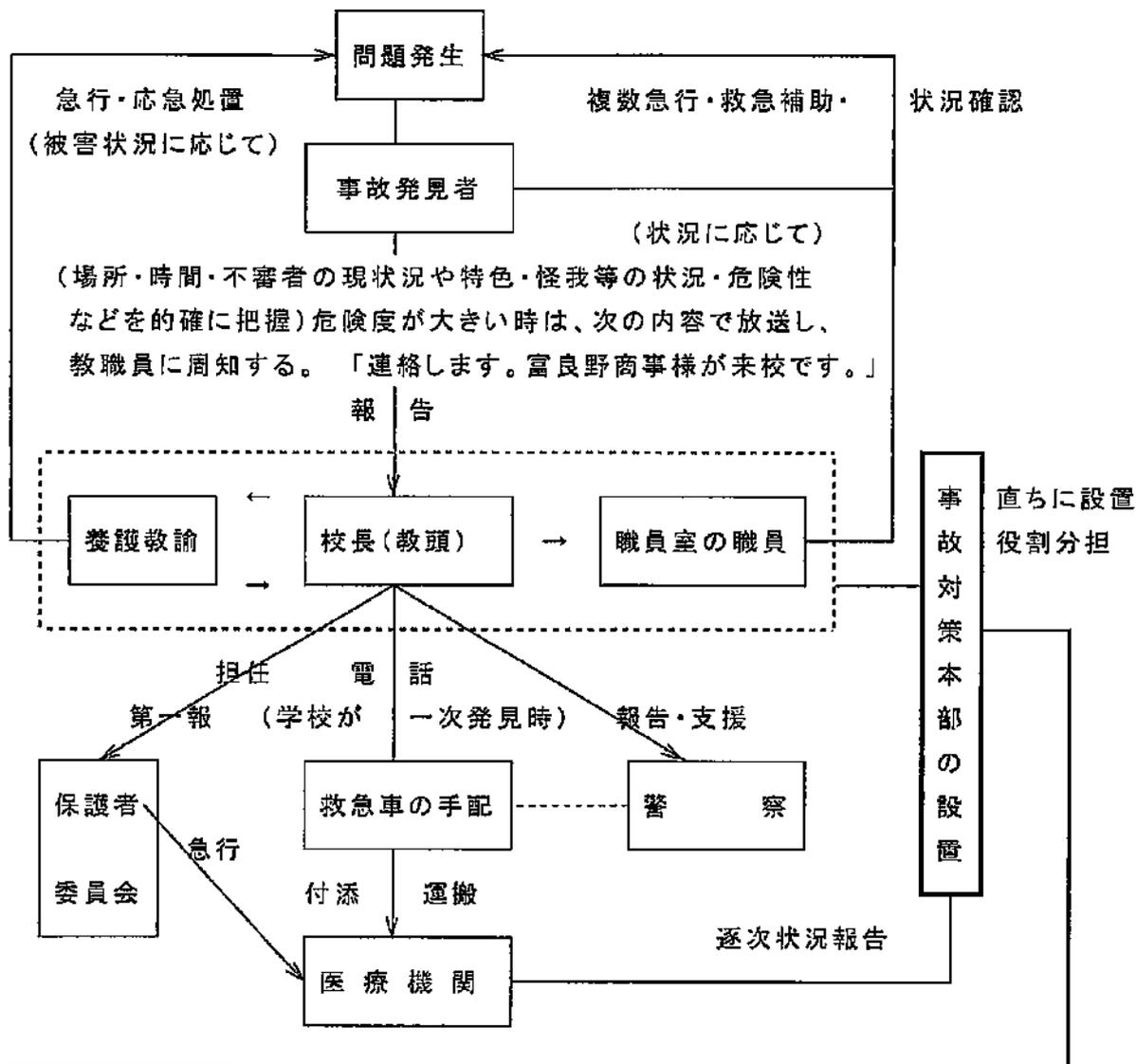


- 正確な情報の把握 ● プライバシーの保護 ● 集団下校等の安全処置
- 下校引率と校区の巡回 ● 可能な限り捜査に協力 ● 子ども110番の周知
- 保護者への連絡対応(迅速・誠意) ○ 報道機関への対応(窓口一本化)
- 教職員への対応(共通理解・迅速な対応) ○ 生徒への指導(冷静に)
- 市教委への対応(逐次速やかに報告・協議) ○ PTAへの対応(協力・誠意)
- 警察への対応(協力要請他) ○ 学校健康会手続き
- 原因の究明(場合によっては警察・保健所等の機関と連携)
- 事後対策と生徒への指導(安全指導の徹底) ● 事後の精神的なケア

<関係機関への報告> (教育委員会)

- 事故報告速報 第一報を電話・FAX等で報告
- 一般事故報告書 様式に添って報告<第11号第12号様式>を提出

＜校内で問題が発生した場合＞（変質者・不審者等の校地内侵入）



- 正確な情報の把握
- 警察への通報・指示を仰ぐ
- 生徒の避難誘導(直ちに)
- 集団下校等の安全処置
- 複数で校内の巡回
- 可能な限り捜査に協力
- 保護者への連絡対応(迅速・誠意)
- 報道機関への対応(窓口一本化)
- 教職員への対応(共通理解・迅速な対応)
- 生徒への指導(冷静に)
- 市教委への対応(逐次速やかに報告・協議)
- PTAへの対応(協力・誠意)
- 警察への対応(協力要請他)
- 学校健康会手続き
- 原因の究明(場合によっては警察・保健所等の機関と連携)
- 事後対策と生徒への指導(安全指導の徹底)
- 事後の精神的なケア

＜関係機関への報告＞（教育委員会）

事故報告速報 第一報を電話・FAX等で報告

一般事故報告書 様式に添って報告＜第11号第12号様式＞を提出

Ⅲ 関係機関連絡先

3 緊急事態等の発生時における関係機関連絡先

1 警察・消防関係

関係機関名	電話番号
富良野警察署（110番）	22-0110
富良野消防署（119番）	23-5119

2 病院関係

関係機関名	電話番号
内海内科クリニック（学校医）	39-1133
富良野協会病院	23-2181
ふらの西病院	23-6600
かとう整形外科クリニック	22-3795

3 教育委員会・関係機関

関係機関名	電話番号
富良野市教育委員会（学校教育課）	39-2320
富良野市文化会館（社会教育課）	39-2318
富良野市子ども未来課	39-2223
富良野市保健所	23-3161
富良野市学校給食センター	23-1311
富良野防災センター	22-5965
上川教育局義務教育指導班	(0166) 46-4951
旭川児童相談所	(0166) 23-8195
ALSOK（アルソック）	(0155) 38-3523

※ 富良野タクシー 22-5001

※ 中央ハイヤー 22-2800

Ⅳ 避難マニュアル・避難経路図

富良野西中学校 避難マニュアル (教師用)

地震の場合 (震度5弱以上の揺れを想定)

※富良野市防災マップより、震度5弱以上で家具の倒壊などの危険性があり、緊急対応が必要。

◎地震発生直後の安全確保 (一次避難)

◇それぞれが自分で身の安全を確保する。

『落ちてこない・倒れてこない・移動してこない安全な場所』を見つけ、素早く身を寄せる。

《場所ごとの一次避難方法》

- 【教室】机の下に隠れ、机の脚を対角につかむ。
※窓ガラスや本棚、TV台などから離れる。蛍光灯の落下にも備える。
- 【廊下・階段】安全な場所で頭部を保護してしゃがむ。
- 【体育館】体育館中央部に集まり、頭部を保護してしゃがむ。
- 【トイレ】扉を開け、安全な場所で頭部を保護してしゃがむ。
- 【グラウンド】グラウンド中央部に集まりしゃがむ。
- 【登下校中】建物や塀、自動販売機から離れ、鞆などで頭部を保護してしゃがむ。

◎揺れが収まった後の行動 (二次避難)

◇周囲の状況を確認

《次の行動に備える》

- ・火災などの二次災害がある場合は素早くその場を離れ、避難する。
- ・壁が崩れたり、棚などの倒壊の危険がある場合は素早くその場を離れる。
- ・緊急放送や、教員の指示を正確に聞き取る。
- ・負傷者がいる場合は近くの教員に知らせる。

《注意点》

- ①『落ち着いて行動(1)』…二次災害が無い場合は慌てずに、落ち着いて行動する。
- ②『落ち着いて行動(2)』…緊急放送や、教員の指示にしっかりと耳を傾ける。

◇避難場所へ移動

《緊急避難場所》

【グラウンド中央付近】

【体育館】(冬季・悪天候時で、体育館への避難が安全な場合)

【校庭】(グラウンド、体育館への避難が危険な場合)

※緊急避難場所の決定は学校長、および教頭が行い、素早く教員に伝達する。

《注意点》

- ①『落ち着いて行動(3)』…教員誘導の元、安全な通路を選択し避難場所に移動する。
- ②『お・か・し・も・ち』…押さない、かけない、しゃべらない、戻らない、近づかない。
- ③『口を覆う』…火災が発生することもあるので、煙を吸わないように口を覆って行動する。
- ④『階段で移動』…エレベーターは使用しない。
- ⑤『登下校中』…学校と自宅のいずれか近い方に避難する。

※家が留守の場合は学校に避難する。

◇避難時、避難場所での動き

《それぞれの動き》

- 【生徒】 担当教員の指示を聞き、落ち着いて避難場所に移動する。避難場所の各学級の整列場所に集会隊形で整列する。
- 【委員長(副)】 列の先頭と最後尾について移動し、避難場所で学級生徒の人員確認を行い担任、授業担当者に人数を報告する。
- 【学級担任】 避難指示を正確に把握し、生徒を安全に避難場所に誘導し、掌握する。
- 【授業担当教員】 学級生徒全員の安否確認後、教頭に報告する。
- 【学年所属教員】 避難指示を正確に周囲に伝え、生徒の避難場所への移動をサポートする。
所属階の各教室、トイレを回り、逃げ遅れ生徒の確認を行う。
二次災害の有無を確認する。
校舎内の被害状況を確認する。
- 【学校長、教頭】 学級担任、学年所属教員の報告を受け、全生徒の安全確認を行う。

《注意点》

- ①『落ち着いて行動(4)』…心の安定を図る言葉をかけ合い、不安感を増長させない。
- ②『避難場所の中央付近』…グラウンド、体育館、共に中央付近に集合する。
- ③『安否確認』…放課後発生の際は、全生徒の安否の確認と、校区内の巡視を行う。
- ④『保護者への引渡し』…大災害時は、保護者への引渡しが完了するまで保護する。

火災の場合

(校舎内での火災を想定)

◎火災発生直後の行動

◇授業中に火災が発生した場合①(火災発生現場にいた場合)

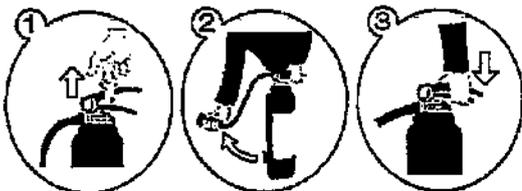
《それぞれの動き》

- 【生徒】 その場を離れ、大声で周囲に知らせる。また、火災報知器を使用する。
- 【担当教員】 生徒を別な場所に避難させる指示を出す。
他の教員を呼び、職員室に知らせる指示を出す。
消火器、消火栓等により初期消火を行う。
他の教員が駆けつけた後は、初期消火活動を替わり、担当クラスの生徒の掌握を行う。
※炎が背丈以上になった時は避難する。

《初期消火》

【消火器の使用方法】

- ①黄色いピンを上引き抜く
- ②ホースを外して目標に向ける
- ③手元のレバーを強く握りしめる



安全栓を引抜く

ノズルを目標に向ける

レバーを強く握る

【消火栓の使用方法】

- ①ホースをのばす
- ②ポンプ起動スイッチを押す
- ③開閉弁(バルブ)を開く
- ④出火場所へ行き、放水



◇授業中に火災が発生した場合②(火災発生現場から離れている場合)

《それぞれの動き》

- 【生徒】 担当教員の指示をしっかりと聞き、次の指示を待つ。
- 【授業中の教員】 緊急放送や、教職員が各教室を回って伝えた指示を正確に聞き取り、避難に備える。
- 【授業がない教員】 火災発生現場に向かい、初期消火をしている担当教員と変わる。
※炎が背丈以上になった時は避難する。
緊急放送や、教職員が各教室を回って伝えた指示を正確に把握し、所属階の避難誘導に備える。
- 【学校長、教頭】 火災現場、状況を確認し119番通報を行う。
避難場所を選択し、早急に避難指示を出す。

《注意点》

- ①『落ち着いて行動(2)』…緊急放送や、教員の指示にしっかりと耳を傾ける。
- ②『落ち着いて行動(4)』…心の安定を図る言葉をかけ合い、不安感を増長させない。

◎避難指示後の行動

◇避難時、避難場所での動き

《それぞれの動き》

- 【生徒】 素早く廊下に整列して、注意点を守りながら避難場所に移動し、整列場所に集会隊形で整列する。
- 【委員長(副)】 列の先頭と最後尾について移動し、避難場所で学級生徒の人員確認を行い学級担任(授業担当教員)に人数を報告する。
- 【学級担任(授業担当教員)】 避難指示を正確に把握し、生徒を安全に避難場所に誘導し、掌握する。
学級生徒全員の安否確認後、教頭に報告する。
- 【学年所属教員】 避難指示を正確に周囲に伝え、生徒の避難場所への移動をサポートする。
所属階の各教室、トイレを回り、逃げ遅れ生徒の確認を行う。
所属階の窓、扉、防火戸が閉まっていることを確認し、早急に避難する。
- 【学校長、教頭】 学級担任、学年所属教員の報告を受け、全生徒の安全確認を行う。
全体状況を把握し、指揮系統を保つ。

《注意点》

- ①『避難順路』…火災発生現場に近い教室、近い階から順に避難場所に移動する。
- ②『窓・扉の閉鎖』…避難する際は、窓や扉を閉めてから避難する。
- ③『お・か・し・も・ち』…押さない、かけない、しゃべらない、戻らない、近づかない。
- ④『口を覆う』…火災が発生することもあるので、煙を吸わないように口を覆って行動する。
- ⑤『階段で移動』…エレベーターは使用しない。
- ⑥『安否確認』…放課後発生の際は、全生徒の安否の確認を行う。
- ⑦『保護者への引渡し』…大災害時は、保護者への引渡しが完了するまで保護する。

富良野西中学校 避難マニュアル (生徒用)

地震の場合 (震度5弱以上の揺れを想定)

※富良野市防災マップより、震度5弱以上で家具の倒壊などの危険性があり、緊急対応が必要。

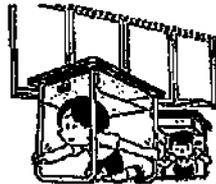
◎地震発生直後の安全確保 (一次避難)

◇それぞれが自分で身の安全を確保する。

『落ちてこない・倒れてこない・移動してこない安全な場所』を見つけ、素早く身を寄せる。

《場所ごとの一次避難方法》

- 【教室】机の下に隠れ、机の脚を対角につかむ。
※窓ガラスや本棚、TV台などから離れる。蛍光灯の落下にも備える。
- 【廊下・階段】安全な場所で頭部を保護してしゃがむ。
- 【体育館】体育館中央部に集まり、頭部を保護してしゃがむ。
- 【トイレ】扉を開け、安全な場所で頭部を保護してしゃがむ。
- 【グラウンド】グラウンド中央部に集まりしゃがむ。
- 【登下校中】建物や塀、自動販売機から離れ、鞆などで頭部を保護してしゃがむ。



◎揺れが収まった後の行動 (二次避難)

◇周囲の状況を確認する

- ・火災などの二次災害がある場合は素早くその場を離れ、避難する。
- ・壁が崩れたり、棚などの倒壊の危険がある場合は素早くその場を離れる。
- ・緊急放送や、教員の指示を正確に聞き取る。
- ・負傷者がいる場合は近くの教員に知らせる。

《注意点》

- ①『落ち着いて行動(1)』…二次災害が無い場合は慌てずに、落ち着いて行動する。
- ②『落ち着いて行動(2)』…緊急放送や、教員の指示にしっかりと耳を傾ける。

◇避難場所へ移動する

《緊急避難場所》

- 【グラウンド中央付近】
 - 【体育館】(冬季・悪天候時で、体育館への避難が安全な場合)
 - 【校庭】(グラウンド、体育館への避難が危険な場合)
- ※緊急避難場所の決定は学校長、および教頭が行い、素早く教員に伝達する。

《注意点》

- ①『落ち着いて行動(3)』…教員誘導の元、安全な通路を選択し避難場所へ移動する。
- ②『お・か・し・も・ち』…押さない、かけない、しゃべらない、戻らない、近づかない。
- ③『口を覆う』…火災が発生することもあるので、煙を吸わないように口を覆って行動する。
- ④『階段で移動』…エレベーターは使用しない。
- ⑤『登下校中』…学校と自宅のいずれか近い方に避難する。
※家が留守の場合は学校に避難する。

◇避難時、避難場所での動き

- ・担当教員の指示を聞き、落ち着いて避難場所に移動する。
- ・避難場所の各学級の整列場所に集会隊形で整列する。
- ・学級委員長（副）は、列の先頭と最後尾について移動し、避難場所で学級生徒の人員確認を行い担任、授業担当者に人数を報告する。

《注意点》

- ①『落ち着いて行動(4)』…心の安定を図る言葉をかけ合い、不安感を増長させない。
- ②『避難場所の中央付近』…グラウンド、体育館、共に中央付近に集合する。

火災の場合 (校舎内での火災を想定)

◎火災発生直後の行動

◇授業中に火災が発生した場合①(火災発生現場にいた場合)

- ・その場を離れ、大声で周囲に知らせる。
- ・火災報知器を使用する。



◇授業中に火災が発生した場合②(火災発生現場から離れている場合)

- ・担当教員の指示をしっかりと聞き、次の指示を待つ。



《注意点》

- ①『落ち着いて行動(2)』…緊急放送や、教員の指示にしっかりと耳を傾ける。
- ②『落ち着いて行動(4)』…心の安定を図る言葉をかけ合い、不安感を増長させない。

◎避難指示後の行動

◇避難時、避難場所での動き

- ・素早く廊下に整列して、注意点を守りながら避難場所に移動し、整列場所に集会隊形で整列する。
- ・学級委員長（副）は、列の先頭と最後尾について移動し、避難場所で学級生徒の人員確認を行い学級担任（授業担当教員）に人数を報告する。

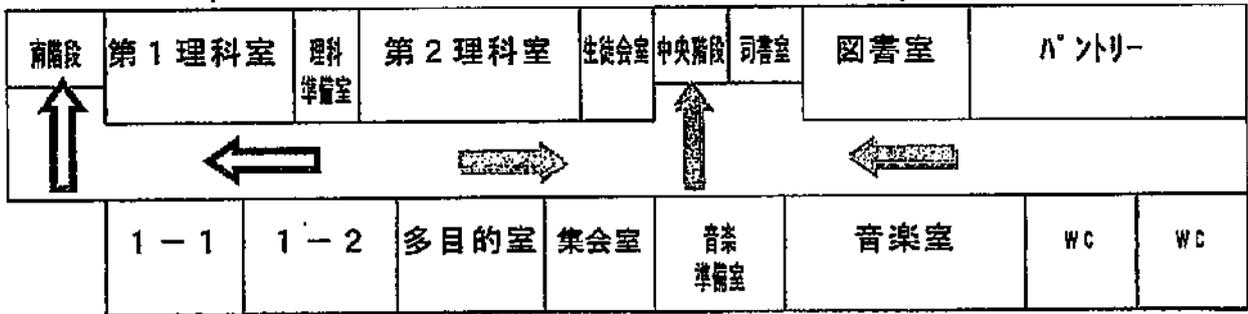
《注意点》

- ①『避難順路』…火災発生現場に近い教室、近い階から順に避難場所に移動する。
- ②『窓・扉の閉鎖』…避難する際は、窓や扉を閉めてから避難する。
- ③『お・か・し・も・ち』…押さない、かけない、しゃべらない、戻らない、近づかない。
- ④『口を覆う』…火災が発生することもあるので、煙を吸わないように口を覆って行動する。
- ⑤『階段で移動』…エレベーターは使用しない。

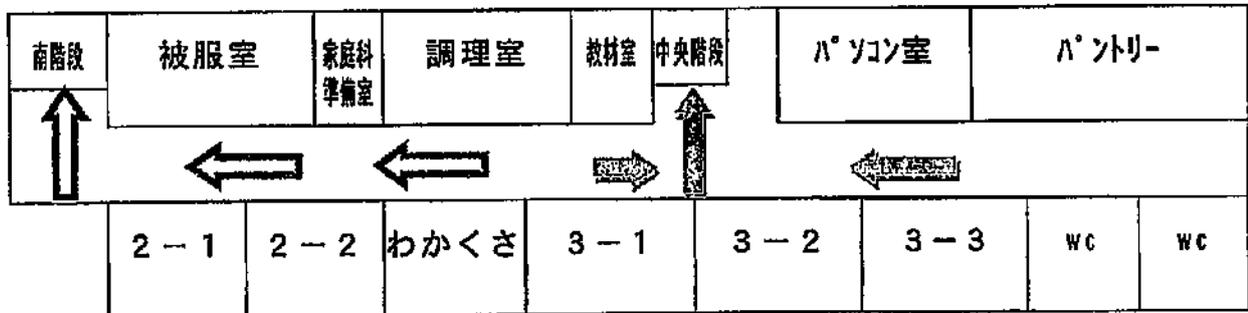


富良野西中学校 避難経路図(令和3年度)

3階 (← 南階段→非常口) (← 中央階段→玄関) (← 体育館進路)



2階



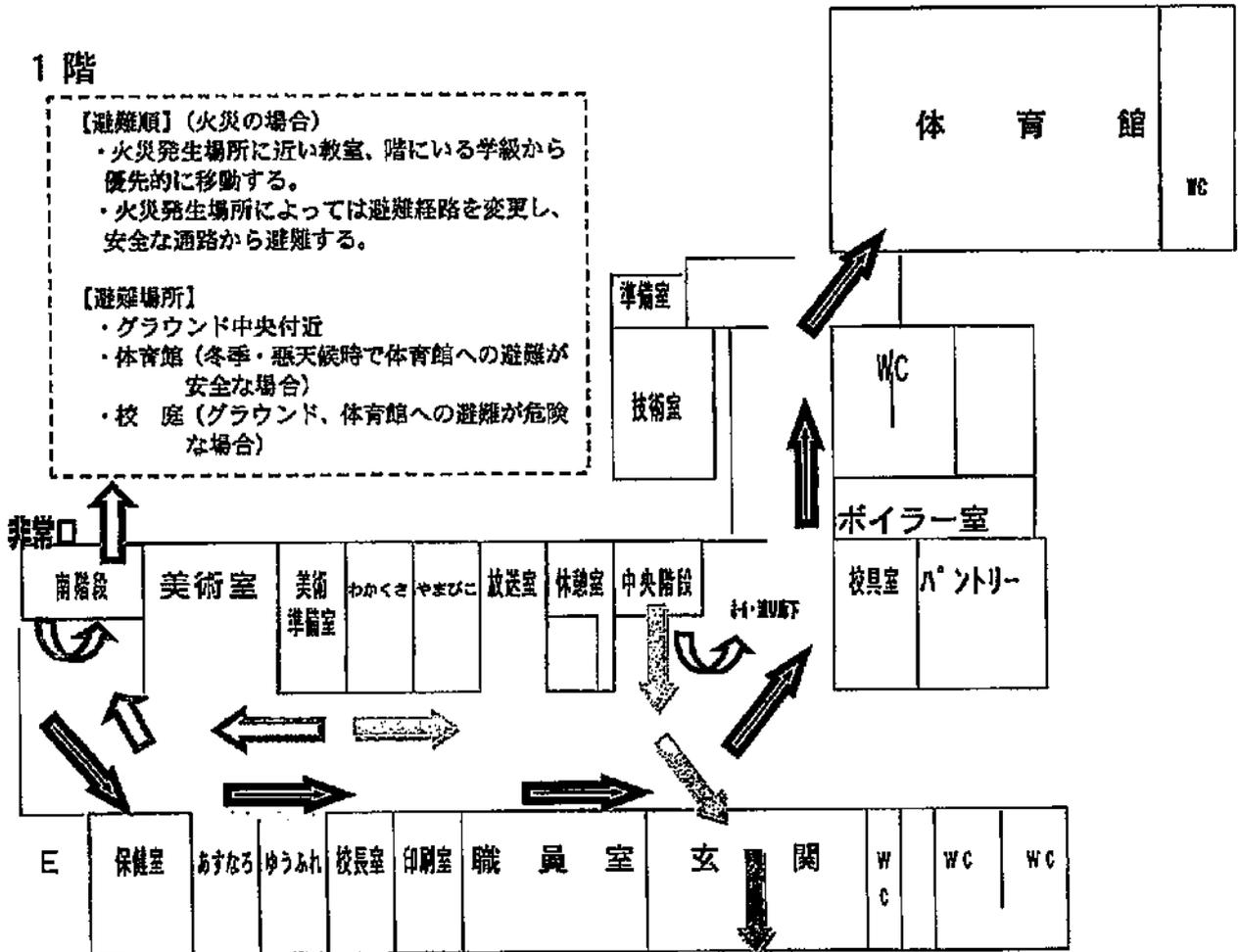
1階

【避難順】(火災の場合)

- ・火災発生場所に近い教室、階にいる学級から優先的に移動する。
- ・火災発生場所によっては避難経路を変更し、安全な通路から避難する。

【避難場所】

- ・グラウンド中央付近
- ・体育館(冬季・悪天候時で体育館への避難が安全な場合)
- ・校庭(グラウンド、体育館への避難が危険な場合)



V 危機発生時の対応〈児童生徒〉

【北海道教育委員会 学校における危機管理の手引(改訂3版)より】

1 登下校中の交通事故

生徒Aが、自転車に乗って下校中に、乗用車にはねられ、意識不明となった。事故の目撃者が救急車を要請しAを病院へ搬送した。学校は警察からの通報により交通事故の発生を知った。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・通報を受けた教職員は、当該生徒の氏名、負傷状況、搬送先を確認するとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・交通事故現場からの通報を受けた場合は、必要に応じて110・119番通報した上で、教職員が生徒名簿を持って交通事故現場に急行して事態を把握する（生徒の氏名、生徒の負傷の状況、事故の状況など）。
- ・救急車が到着していない場合には、交通事故現場に到着した教職員は、応急手当及び安全確保を行う。

保護者への対応

- ・通報に基づき、生徒Aの保護者に事故の発生、負傷の状況、搬送先等を正確に連絡する。
- ・管理職、担任等は速やかに生徒Aを見舞う。保護者には改めて事故の状況や経緯を説明し、丁寧な対応に努める。
- ・交通事故現場で生徒氏名等を確認した場合、速やかに交通事故現場から、保護者に連絡するとともに、学校へ報告する。

関係機関との連携

- ・病院の担当医師からケガや容体の状況把握を行う。
- ・警察の担当者から事故の発生状況等について情報収集を行う。
- ・交通事故現場に救急車が到着した場合は、教職員が同乗する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

原因の究明・再発防止策の検討

- ・管理職は、事故発生状況や事故原因に関わる事実を調査・記録するとともに再発防止対策を検討する。また、その内容を教育委員会（教育局）に報告する。

他の生徒等への対応

- ・事故を目撃した生徒や事故の発生によりショックを受けている生徒がいる場合は、スクールカウンセラー等の専門家と連携を図りながら心のケアを行う。
- ・全校生徒に対し、事故の概要を説明するとともに、安全な登下校について指導するなど、安全教育の充実を図る。
- ・他の保護者に対して、事故の発生及び今後の対応について周知する。

未然防止策

- ・交通安全教室等を開いて、正しい歩行や安全な自転車の乗り方等について理解させたり、交通安全マップを作らせて、危険予測や危険回避について学び、安全な行動ができるようにしたりするなどの交通安全教育の充実を図る。
- ・通学路安全マップの見直しや定期的な通学路の点検を実施するなど、全教職員が交通事故の未然防止に向け、共通理解の下、組織的に取り組む体制を整える。
- ・日ごろから工事箇所や危険箇所の把握に努め、生徒及び保護者への周知を徹底するとともに、歩道整備等を市町村に要望するなど通学路の安全確保に向け、関係機関等に改善を働きかける。

3 関係法令等

【法令等】

- ・交通安全対策基本法第24条（交通安全業務計画）
- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）

【通知等】

- ・「児童生徒等の通学時の安全確保について」（平成30年4月10日付け教生学第39号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- ・「児童生徒等の通学時の安全確保について」（平成30年4月25日付け教生学第87号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- ・「児童生徒の交通事故防止について」（平成30年5月15日付け教生学第146号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

登下校中の列車事故の場合の留意点

- ・列車通学生の名簿を整備する。
- ・事故発生時には、速やかに列車通学をしている生徒を確認し、負傷の程度や搬送先の把握に努める。
- ・複数の負傷者等が出た場合は、保護者への連絡や病状での負傷の程度の把握、列車通学でない生徒への対応など、全教職員が分担して対応する。
- ・被害が複数の学校に及ぶ場合は、事故の詳細な把握や対応方法について、当該学校間で連携し情報交換を図るとともに、その際の窓口を一本化する。

2 登下校中の突発的な自然災害への対応

児童が登下校中、突発的な自然災害（地震、落石、竜巻等突風、局地的大雨、暴風雪等）に遭った。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握（自然災害の発生を認知したら）

- ・自然災害の発生を認知した教職員は速やかに管理職に報告し、教職員で分担して児童の安否を確認するとともに、黒板等を活用して対応の状況及び児童に関する情報を共有する。
- ・気象庁が発表する気象警報・注意報等の防災気象情報や道路、避難勧告、公共交通機関の運行状況等の正確な情報を収集するとともに、関係機関等への問い合わせ、実際の状況の観察などにより、学校周辺の状況をできる限り把握する。
- ・大雪の場合は、雪崩や通学路の降雪状況等についても確認する。

登校前、帰宅後の児童・保護者への対応

- ・保護者に連絡をして児童が登校前、帰宅後で自宅にいることを確認するとともに、自宅待機や地域の避難所に避難するなど、連絡後の動向予定等を確認する。

通学途中の児童・保護者への対応

- ・保護者や日頃から指導している通学途中の避難できる場所（商店やコンビニエンスストア、子ども110番の家等）に連絡をして、通学途中の児童の所在や心身の状況を確認するなどし、所在を確認した場合には確実に安全が確認できるまで待機するよう指示する。
- ・通学途中の避難できる場所で待機している児童が保護者と連絡がついていない場合には、保護者へ児童の状況を連絡するとともに、引き渡しや登下校の方法について確認する。
- ・通学途中で所在が確認できない児童がいる場合には、市町村教育委員会に報告するとともに、警察、消防等の関係機関に捜索を要請する。

在校している児童・保護者への対応

- ・在校している児童を把握し、心身の状況を確認するとともに、学校に待機させる。
- ・下校させる場合は、通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者の出迎え等、安全な下校のための手立てを講じ、保護者に連絡する。また、保護者と連絡が取れない場合や公共の交通機関が不通で下校手段のない場合、気象情報や土砂災害警戒情報等により下校時に危険が予想されている場合は、学校に待機させる。
- ・学校で待機させる場合は、生徒を各地区ごとに集め、下校が可能となった場合に備える。保護者の出迎えがあった場合は、保護者に引き渡す。
- ・ゲリラ豪雨等、急な大雨で災害が発生する可能性がある場合は、保護者が無理に迎えに来ることがないようにする。

関係機関との連携

- ・警察…児童及び教職員の所在や避難状況を連絡し、情報を共有するとともに、所在が確認できない児童の捜索要請、通学途中の避難できる場所に孤立している児童の安全確保についての協力要請を行う。
- ・消防…児童及び教職員の所在や避難状況を連絡し、情報を共有するとともに、負傷した児童の救急搬送の要請、通学途中の避難できる場所に孤立している児童の避難誘導や救出についての協力要請を行う。

教育委員会（教育局）への報告

- ・児童の状況と安全確保に関する対応について、速やかに市町村教育委員会（教育局）に報告し、必要な指示を受ける。特に、児童の所在に関わる情報は随時報告する。
- ・市町村の危機対策担当部局（災害対策本部等が設置されている場合は当該本部等）が把握している自然災害の状況について情報提供を求める。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等から児童の所在等について問い合わせがあった場合は、窓口を一本化し、市町村教育委員会又は管理職が対応する。
- ・記者発表等の報道対応は、児童の個人情報の取扱いに十分配慮し、誤報を避けるため、時間を決め、事実確認がとれている内容のみを全ての報道機関に偏りなく回答する。

2 発生後の対応ポイント

状況の把握（自然災害が収まった後）

- ・学校周辺の状況及び児童の通学路の被災箇所の有無を点検し、児童の通学経路の状況について把握する。
- ・通学途中の避難できる場所を訪問、または連絡して、待機している児童を把握し、心身の状況を確認するとともに、保護者に児童の所在を連絡する。
- ・所在を確認できない児童がいる場合は、引き続き、保護者及び関係機関と連携し、所在確認に努める。

3 自然災害の発生に備えた対応ポイント

(1) 通学途中の災害発生への基本的な対応

- ・ 予め市町村のハザードマップ等を利用して、自然災害に应诉じた一人一人の通学途中の避難できる場所（近くの公園、高台、津波避難ビル、商店、コンビニエンスストア、子ども110番の家等）を複数以上決めておき、児童生徒等がどこに避難するのか、保護者と学校で情報を共有しておく。
- ・ 通学途中の避難できる場所までの避難経路について、予め家庭内で話し合い、下見をしておくよう保護者に促す。
- ・ 一人一人の児童生徒等の通学途中の避難できる場所の避難予定者リストを作成しておく。
- ・ 児童生徒等が安全に避難することができるよう、教育委員会と連携し、避難できる場所、地域自主防災組織、市町村の危機管理部局に避難誘導や避難できる場所での対応について協力を依頼しておく。

(2) 発生する自然災害に応じた指導

① 地震が発生した時の対応

- 児童生徒等が自分自身で状況を判断し安全な行動がとれるよう、予め次のような対応を指導する。
- ・ 予め決めてある通学途中の避難できる場所（近くの公園、高台、津波避難ビル等）に避難する。
- ・ 津波が来る可能性がある場合は、市町村長が指定する指定緊急避難場所に避難し待機する。
- ・ 揺れが収まったら通学路の安全を確認し、学校が自宅に近い方に避難する。ただし、自宅に保護者が不在の場合は学校に避難する。
- ・ 公共の交通機関を利用している場合は、乗務員の指示に従う。

② 落雷、竜巻等突風、局地的大雨が発生した時の対応

- 落雷や竜巻等突風、局地的大雨については、局地的な短時間の現象であり、場所と時間を特定した予測が困難であるので、児童生徒等が自分自身で状況を判断し安全な行動がとれるよう、次のような対応を指導する。
- ・ 予め決めてある通学途中の避難できる安全な場所（商店、コンビニエンスストア、子ども110番の家等）に移動する。

<落雷>

- ・ 高い木の近くは危険なので、木の下、木の側には避難しない。
- ・ 自転車に乗車中の場合は、すぐに降りて近くの避難できる安全な建物の中へ移動する。
- ・ 近くに避難できる安全な建物がない時は低い姿勢（両足をそろえてしゃがむ）をとる。

<竜巻等突風>

- ・ 風によって飛ばされてくる物に注意する。
- ・ 橋や陸橋の下には行かない。
- ・ 建物に避難できない場合は、くぼみ等に身を伏せ、横風を受けないようにする。

<局地的大雨>

- ・ 水辺から離れる。
- ・ 地下室や地下道には避難しない。地下室や地下道にいる場合は、地上に出る。
- ・ マンホールや側溝の蓋が外れることがあるので、水が引くまで道路上を歩かない。

③ 暴風雷が発生した時の対応

- ・ 暴風雷に遭遇した時には、視界不良（ホワイトアウト）により方向感覚がなくなり、自分の位置が分からなくなることがあるので、次のような対応を指導する。
→ 近くの避難できる安全な建物の中（商店、コンビニエンスストア、子ども110番の家、その他の人家など）に移動して天候の回復を待つとともに、保護者や学校に連絡する。
- ・ 近くの避難できる安全な建物の中に移動できない時には、次のように対応するよう指導する。
→ 一人で歩かず、できるだけ複数で行動する。
→ 歩行中は風によって飛ばされてくる物に注意する。
→ 重ね着や肌の露出を少なくし、体温が低下しないようにする。

(3) 自然災害の発生に備えた安全管理

① 地域や通学路の危険箇所の把握

- ・ 予め市町村のハザードマップ等を利用して、地域や通学路の危険箇所を把握する。

② 児童生徒等の避難できる場所等の把握や連絡方法の確認

- ・ 通学路別に通学途中の避難できる場所の避難予定者リスト、避難できる場所を示した安全マップ、避難できる場所の連絡先一覧及び関係機関の連絡先一覧を整備する。
- ・ 地域の商店やコンビニエンスストア、子ども110番の家、「子どもの安全を守る運動」に参加している事業所等に、児童生徒等が避難できる場所としての対応を依頼する。
- ・ 保護者と連絡網（電子メール等）やWEBページ等を活用した情報の発信を検討する。

③ スクールバス運行中における自然災害の発生に対応した安全管理

- ・ 乗車する児童生徒等の一覧を作成し、乗務員と共有するとともに、緊急時における乗務員との連絡方法を確認する。
- ・ 自然災害に依りて、発生時の一時待機場所や待機時の対応について確認する。

3 授業中（体育）の事故

△高校1年生の体育の授業（陸上競技）において、長距離走として1500m走の測定を実施した。準備運動後、一言にスタートしたが、800mほど走ったところで生徒Bが突然倒れ、担当教諭が駆けつけた時には、顔面蒼白で意識はなく、呼吸及び脈拍を確認できない状態であった。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握

- ・担当教諭は、生徒Bの意識の有無などの状況を迅速に把握し、救急車到着まで心肺蘇生や応急手当等を行うとともに、他の教職員（生徒）にAEDを持ってこようことや保健室への連絡を指示する。
- ・連絡を受けた養護教諭は、管理職に報告するとともに、救急車の要請や教職員の応援等を依頼し、応急処置に向かう。
- ・管理職は、事故発生時の状況及び発生直後の対応状況を正確かつ迅速に把握する。
- ・管理職は、学校の危機管理マニュアルの対応に基づき、養護教諭、担当教諭、学年主任等関係教諭に指示する。

保護者への対応

- ・担任（学年主任）から生徒Bの保護者に事故の発生、生徒の状況、搬送先、事故への対応の経過等を正確に連絡する。
- ・管理職及び担任、担当教諭は速やかに病院に向かい、保護者に状況を説明する。
- ・管理職、担任等は、保護者に誠意をもって対応する。
- ・緊急の職員会議を開き、事故の状況や対応についての共通理解を図る。
- ・事故の状況や原因、今後の対応策等について保護者に説明し、学校の対応について理解を求める。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、新たな情報があれば速やかに報告する。

関係機関との連携

- ・救急車の到着後、教職員が同乗し、救急隊員に状況等を説明する。
- ・日本スポーツ振興センターへ災害共済給付の手続きを行う。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

体育授業における事故防止

- ・担当教諭は、生徒の健康診断の結果や当日の生徒の体調を十分に把握する。
- ・担当教諭は、生徒に自己の体調管理及び体調が悪化した場合の対処法について指導する。
- ・担当教諭は、健康観察を行うだけでなく、準備運動時、生徒自身に体調の自己チェックを行わせる。
- ・担当教諭は、授業前に活動場所や用具等の安全点検を実施する。

長距離走における事故防止のポイント

- ・長距離走は、健康状態や気温等環境要因によって心臓への負担が大きくなる場合もあるため、保健体育の年間指導計画を作成する際、実施時期や配当時間、授業時間帯等無理のない計画を立てる。
- ・長距離走を実施する場合は、必要に応じ、学校医による臨時的健康診断や健康相談を実施する。また、担当教諭は、日常の健康観察記録や心臓検診の結果、既往症の状況等を参考にしたり、当日の健康状態を確認したりする。さらに、主治医が作成する学校生活管理指導表がある場合は、これに基づく運動制限等を確実に守る。

事故発生時に備えた学校体制の確立

- ・心臓停止にかかわる事故対応は一刻を争うため、胸骨圧迫（心臓マッサージ）や人工呼吸等の心肺蘇生を適切に行うなど、初期の対応が最も重要である。そのため、心肺蘇生（AEDの使用を含む）や応急手当についての講習会を定期的に実施し、教職員の対応能力を高める。
- ・教職員は、AEDや担架の場所を把握しておくとともに、保温用毛布等、事故発生時に使用すると考えられるものについては、すぐに使用できるよう整備しておく。

3 関係法令等

【法令等】

- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第3条～第5条

【通知等】

- ・「体育活動中等における、心臓疾患等のある児童生徒の事故防止について」（平成24年3月29日付け教健体第975号 学校教育局健康・体育課長、学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- ・「学校における体育活動中の事故防止等について」（平成30年4月12日付け教健体第45号 学校教育局長通知）

【参考資料等】

- ・「学校体育活動中における事故防止の手引～学校安全推進資料改訂版～」（平成21年3月 北海道教育委員会）
- ・「学校における体育活動中の事故防止について（報告書）」（平成24年7月 体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議）

事故防止のチェックポイント例

- ・運動量や体調等の配慮はなされているか。
- ・季節、天候の急激な変化等への対応はできているか。
- ・日常における健康観察は十分に行われているか。
- ・健康診断の結果をもとに、管理を要する生徒を把握するとともに、参加について十分に検討し、対応について共通理解されているか。
- ・健康相談を実施し、配慮の必要な生徒に対して参加の可否や、見学、軽減等の対応をしているか。（学校生活管理指導表の指導事項を確認しているか。）
- ・保護者からの連絡事項を把握し、共通理解されているか。

4 授業中（特別支援教育）の事故

A特別支援学校の小学部6年生の児童Bが、運動会の徒競走の練習中に、スターターピストルの音を嫌がって不安定になり、隣にいた児童Cの顔面を叩き、大けがを負わせた。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- ・事故の発生後、担当教諭は、児童Cの負傷の状況を把握し応急手当を行うとともに、児童Bの状況を把握し、他の教職員に事故の発生を連絡する。
- ・事故の発生の連絡を受けた教職員は、速やかに管理職と養護教諭に報告するとともに、児童Bに対しては、周囲からの刺激の少ない場所で落ち着かせる。
- ・児童Cの負傷の状況により、救急車を手配し病院への搬送を行う。
- ・事故発生時に複数の教職員で対応していた場合、処置を担当する教職員、処置の対応について記録する教職員など役割分担を明確にする。
- ・管理職は、事故発生時に対応していた教職員から、事故の状況を聞き取る。

保護者への対応

- ・管理職、担任等は、児童Cの保護者に、事故の発生、負傷の状況、事故への対応の経過等を正確に連絡するとともに、病院での手当てが必要な場合、来院を依頼する。
- ・管理職、担任等は、児童Bの保護者に対して、把握した事実及び学校での対応等を伝える。
- ・管理職、担任等は、保護者に誠意をもって対応する。

関係機関との連携

- ・負傷の状況により、救急車を要請する。救急車の到着後、教職員が同乗し、救急隊員に状況等を説明する。
- ・日本スポーツ振興センターへ災害共済給付の手続きを行う。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

的確な実態把握

- ・児童の発達の状態、行動の特徴、コミュニケーションの方法、学校生活への適応の仕方等について、関係者から情報を集めたり、行動観察を行ったりしながら、子どもの状態やニーズを的確に把握することが必要である。

問題行動の背景を探る

- ・当該児童にみられる、パニック、自傷行動、他害行動等の問題行動が、いつ、どこで、どのような状況で起こったか、その結果どうなったかを整理して、問題行動の背景を探ることが大切である。

特性に応じた指導

- ・児童によって、スケジュールの変更、騒音、気温の変化等が問題行動を起こす原因となる場合や、コミュニケーション手段の不足から起こる場合も考えられる。そのため、自分の意図を他者に伝えられるよう、適切なコミュニケーションの方法を習得することや、社会性を身に付けることができるよう、ロールプレイ等を活用して繰り返し指導することが大切である。また、原因によっては、環境を調整したり、指導の内容や方法を再考したりする必要もある。
- ・障がいのある児童の不安を少しでも減らし落ち着いた環境をつくるには、教職員が、一貫した方針で臨む必要がある。また、校内で個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、全教職員が共通理解を図る機会をもつことも大切である。
- ・指導に当たっては、障がいのある児童の認知特性をとらえ、一人一人の実態に即した指導をすることが重要である。

保護者との関係づくり

- ・家庭と学校では、行動に違いがあることが多い。家庭ではトラブルは比較的少なく、落ち着いていることが多いため、学校でのトラブルを受け止めることができない保護者もいる。このような場合、トラブルや問題点だけを伝えられることで保護者が学校に不信感を抱くケースもあるため、事故発生の状況を丁寧に説明するとともに、児童のよさも伝え、保護者とともに行動の改善を図ることができるような関係をつくることが大切である。

感覚過敏のある児童生徒に対する支援の内容・方法例

- ・原因となる刺激を取り除くとともに、どうしてほしいかという自分の気持ちを表現する方法を教える。
- ・光や音、触覚等に過敏さがあることを理解して対応し我慢することだけを求めたり無理をさせたりしない。
- ・必要に応じて、安定できる場所や活動を確保する。
- ・本人への指導と合わせて、周囲のものに、その困難さの理解を促す。

5 学校行事中の事故

A高校の見学旅行2日目、研修プログラムの一環として、訪問先の地域で広く親しまれているマリンスポーツに取り組みていた生徒Bが溺れた。救急車で病院に搬送されたが、夜になって搬送先の病院で死に別した。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- ・引率していた教職員は、生徒の意識の有無などの状況を迅速に把握し、救急車到着まで応急手当等を行うとともに、速やかに引率責任者（校長等）への報告及び他の教職員に応援の要請を行う。
- ・引率責任者は、応援に駆けつけた教職員に対して役割分担を指示する。
- ・救急車で負傷者を病院に搬送する場合は、教職員が同乗し、救急隊員に状況等を説明する。負傷者の搬送先や状況等、収集した情報は逐次、引率責任者に伝わるような連絡体制をとる。
- ・情報は正確に把握し、記録担当の教職員は時系列により記録する。
- ・学校に対して事故の発生状況等について連絡する。

他の生徒への対応

- ・引率している教職員は、事故を目撃し精神的に動揺している他の生徒に声をかけるなどして、不安を取り除くことに努める。
- ・他の生徒を宿舎に戻し、事故の状況や今後の対応等を説明するとともに、不確定な情報を拡散しないように指導するなど、生徒の動揺を抑えることに努める。

保護者への対応

- ・管理職は、生徒Bの保護者に事故の発生、負傷の状況、搬送先等を正確に連絡する。
- ・学校に残っている管理職（教頭等）又は当該学年団の教職員等は速やかに生徒B宅を訪問し、保護者に改めて事故の状況や経緯を説明し、誠意をもって対応する。
- ・見学旅行中の他の生徒の保護者に事故の概要と見学旅行中の今後の対応について、学級連絡網等で知らせる。

関係機関との連携

- ・病院の担当医師からケガや容体の状況把握を行う。
- ・引率している教職員は、状況に応じて事故が発生したことを通報する。また、事故の発生状況等について情報収集を行う。
- ・日本スポーツ振興センターへ災害共済給付の手続きを行う。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

その他

- ・管理職は、緊急の職員会議を開催し、事故の状況及び当面の対応等について確認するとともに、教職員や保護者の現地への派遣の必要性等を協議する。
- ・管理職は、必要に応じて、PTA役員会を開催するなど、保護者の不安や動揺を抑えることに努める。
- ・引率責任者は、教職員から事故のその後の状況等を確認しながら、旅行日程の変更等を検討する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

原因の究明・再発防止策の検討

- ・事故にかかわる情報を整理、記録し、事故の原因や問題点を調査・究明するとともに、再発防止策を検討する。また、その内容を教育委員会（教育局）に報告する。

他の生徒等への対応

- ・事故を目撃した生徒や事故の発生によりショックを受けている生徒がいる場合は、スクールカウンセラー等の専門家と連携を図りながら心のケアを行う。
- ・全校生徒に対し、事故の概要を説明するとともに、学校行事や部活動等に関する安全確保の方法等を指導するなど、安全教育の充実を図る。
- ・他の保護者に対して、遺族の意向を十分考慮した上で、事故の発生及び今後の対応について周知するとともに、対応についての理解と協力を求める。また、状況に応じて遺族の意向を確認して保護者説明会等を開催するなど、必要な情報共有を行う。

未然防止策

- ・見学旅行中に想定される危険・事故等について、全教職員で再度確認を行うとともに、生徒に対する事前指導を十分に行う。
- ・緊急時における対応の確認を行う。
- ・事故の教訓を生かして、全ての教育活動を通して安全指導の徹底を図る。

3 関係法令等

【通知等】

- ・「**修学旅行における安全確保の徹底について**」（昭和63年3月31日付け文初高第139号 文部事務次官通達）
- ・「**海外修学旅行の安全確保について**」（平成17年6月30日付け17初国教第40号 文部科学省初等中等教育局国際教育課長通知）
- ・「**体育活動中等における、心臓疾患等のある児童生徒の事故防止について**」（平成24年3月29日付け教生学第975号 学校教育司健康・体育課長、学校教育司参事（生徒指導・学校安全）通知）
- ・「**『学校事故対応に関する指針』の公表について**」（平成28年4月11日付け教生学第37号 学校教育司参事（生徒指導・学校安全）、学校教育司健康・体育課長通知）

海外見学旅行中の事故の場合の留意点

- ・言語・環境・習慣等の違いにより、日本国内と同様の対応ができない状況があることを理解し、旅行取扱業者や関係機関と連携した迅速な対応に努める。
- ・事前調査を綿密に行い、万一の事故に備え、緊急時の連絡体制、医療体制を確認し、安全確保に万全を期するとともに保護者への周知に努める。

6 部活動中の事故

A高校硬式野球部の打撃練習中、部員Bの打った打球が、サードを守っていた部員Cの前でイレギュラーして、顔面を直撃し、部員Cはその場に倒れた。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- ・顧問教諭等は、事故の状況を把握し、必要により応急手当を行うとともに、他の教職員又は生徒に管理職への連絡を指示する。
- ・報告を受けた管理職は、養護教諭、顧問教諭、担任等関係教諭の対応について指示するとともに、部員Cの状況により、直ちに救急車を要請する。
- ・緊急に臨時の職員会議を開き、事故の状況やその後の処置、他の生徒への指導や外部との対応等について共通理解を図る。

保護者への対応

- ・担任（学年主任）等から部員Cの保護者に事故の発生、負傷の状況、搬送先、事故への対応の経過等を正確に連絡する。
- ・救急車を要請した場合は、管理職及び担任、顧問教諭等は速やかに搬送先の病院に駆けつけ、保護者に状況を説明するなど、誠意をもって対応する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、事故の概要等について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

関係機関との連携

- ・事故現場に救急車が到着した場合は、引率の教職員が同乗し、救急隊員に状況等を説明する。
- ・日本スポーツ振興センターへ災害共済給付の手続きを行う。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

事故発生時に備えた学校体制の確立

- ・応急手当の方法、保護者への対応、校内の報告体制などについて確認し、必要な改善を行うなど、救急体制を整備する。
- ・心肺蘇生（AEDの使用を含む）や応急手当についての講習会を定期的に実施し、教職員の対応能力を高める。
- ・部活動の年間指導計画の作成に併せて、各部活動の救急体制や連絡体制を明確にした安全計画を作成し、教職員や生徒に周知する。

安全の再点検

- ・校内における体育施設・設備の安全及び活動場所の整備等について再点検するとともに、安全点検の実施要領を作成し、計画的に安全点検を実施する。
- ・点検の状況を記録化し、安全指導に活用する。

生徒に対する安全教育の充実

- ・各部活動において、種目特有の危険性を踏まえた安全指導を徹底する。
- ・部活動に加入している生徒はもとより、全校生徒に対して日常生活の中で安全を確保するための行動の仕方やきまりについての指導を徹底する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第3条～第5条

【通知等】

- ・「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について」（平成30年5月1日付け教體体第106号 学校教育局健康・体育課長通知）

【参考資料等】

- ・「学校体育活動中における事故防止の手引～学校安全推進資料改訂版～」（平成21年3月 北海道教育委員会）
- ・「学校における体育活動中の事故防止について（報告書）」（平成24年7月 体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議）
- ・「運動部活動顧問のための指導ハンドブック（三訂版）」（平成25年8月 北海道高等学校体育連盟）

重大事故（死亡事故等）の場合

- ・全校集会を開き、事故の状況等について説明し、生徒の動揺を防ぐとともに、安全への配慮を促す。
- ・部活動に加入している生徒に対して集会やホームルーム活動等において安全指導の徹底を図る。
- ・PTA役員会等を開催し、事故や処理等の状況について説明を行い、保護者からの理解と協力を得る。

7 暴力行為

A中学校の2年生の教室で、昼休み中に、日頃から折り合いの悪い生徒Bと生徒Cが些細なことから口論となり、生徒Bが生徒Cの顔面を殴りつけた。生徒Cは構転し、イタに頭を打ち、床に倒れた。知らせを受けた教職員が駆けつけたが、生徒Bはその場にはいなかった。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- ・生徒Cの応急手当を最優先に対処するとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・保護者への連絡、警察や消防等の関係機関との連携した迅速な対応が必要となることから、事態の緊急性や軽重を総合的に判断して、複数の教職員で分担し対応する。
- ・単独で現場に向かう場合は、直ちに他の教職員に協力を依頼し、状況に応じて救急車の要請などを行う。
- ・一方で、生徒Bを捜し、見付かった場合は、生徒の動揺を鎮めながら事情を聞き、暴力行為に至った経緯や暴力行為の状況について可能な限り情報を集め、正確な事実関係を早急に把握する。

保護者への対応

- ・管理職は、生徒Cの保護者に、事故の発生、負傷の状況、搬送先等を正確に連絡する。
- ・管理職は、生徒Bの保護者に、把握した事実及び生徒の保護が必要なることを説明し、今後の対応等について協力を依頼する。

他の生徒への対応

- ・当該生徒の心のケアを行うとともに、プライバシーに配慮しつつ、他の生徒に事故の説明を行い、憶測による噂が広がらないように努める。

関係機関・地域との連携

- ・負傷の状況により救急車を要請する。救急車の到着後、教職員が同乗し、救急隊員に状況を説明する。
- ・事態の推移等によっては通報し、具体的な要請の目的、内容を伝える。
- ・状況を判断し、学校だけでは解決が困難な状況で専門家との連携が必要な場合には、サポートチームを編成するなどして早期解決に努める。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策の検討

- ・授業や休憩時間等における生徒の日頃の行動や友人関係を教職員間で情報共有し、必要に応じて面談などを行う。
- ・自分の気持ちや考えを適切に相手に伝え、生活上の諸問題を話し合いで解決する力の育成を図るとともに、道徳教育の充実を図るなどして、互いに尊重し合う望ましい人間関係を構築するための指導を推進する。
- ・自分のことや友人のことで心配なことがあれば、いつでも相談にのることを日頃から折に触れ生徒に伝える。
- ・学級活動や生徒会活動における体験学習やボランティア活動などの取組を通じて、仲間づくりや集団活動を推進し、基本的なルールやモラルを身に付けさせるなど、規範意識や社会性の育成を図る。

指導体制の充実

- ・生徒が安心して学べる環境を確保するために、学校の秩序を乱し、他の生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、必要な措置を講じるよう全教職員が毅然とした姿勢で、解決に向け粘り強く指導に当たる。

保護者との連携

- ・保護者が見付けた小さなサインを学校と共有し、学校との協力体制を構築する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・民法第714条第2項
（責任無能力者の監督義務者の責任）

【通知等】

- ・「児童生徒の問題行動への適切な対応について」
（平成19年7月17日付け教学健第543号
学校教育局学校安全・健康課長通知）
- ・「暴力行為の根絶と命を大切にす指導の徹底について」
（平成19年8月2日付け教学健第726号
学校教育局長通知）
- ・「児童生徒の問題行動等に対する指導について」
（平成20年9月8日付け教学健第933号
学校教育局学校安全・健康課長通知）
- ・「暴力行為のない学校づくりに向けて～小学校における暴力行為に対する指導の充実～（教職員用）及び「小さな変化を見つめるとサインが見えてきます！～子供の粗悪な行為を未然に防止するために～（保護者用）」について
（平成27年12月3日付け教生学第764号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

【参考資料等】

- ・「デートDV予防教育に係る指導の手引」（平成26年12月 北海道環境生活部くらし安全局・北海道教育委員会）

Q 校外における複数の学校にまたがる集団暴行を未然に防止するために、日頃からどのようなことに取り組んだらよいか。

A 次のような取組が大切である。

- ・公立、私立を問わず学校間で、児童生徒の問題行動等の十分な情報交換を定期的に行うこと。
- ・児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導ができるよう、学年間や、小学校と中学校間及び中学校と高等学校間で、進学の際に、いじめや欠席状況を舍め、児童生徒の情報を共有すること。
- ・社会全体で子どもたちを見守り育成するため学校や地域が連携した防犯活動や教育活動を行うこと。 など

8 自殺（予告）

A高校の事務室に、自校の生徒と思われる者からの電話があり、「生きていてもつまらない。もう死にたい。」とだけ言って切れた。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- ・受信者は、管理職に速やかに報告し、全教職員による緊急の会議を招集し、対応に向けて役割分担を行う。
- ・教職員は、生活アンケートや個人面談記録等を参考にして、自殺の危険性が高いと考えられる生徒についての情報収集等を行う。
- ・教職員の連絡体制、外部（警察や報道機関等）との窓口の一本化など、対応策を確認する。

生徒の安否確認

- ・担任（学年主任）等が各学級の全生徒の安否を確認する。
- ・自殺の危険性が高いと考えられる生徒への家庭訪問を行う。

関係機関との連携

- ・状況に応じて警察等の関係機関に連絡し、情報収集に努める。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、事故の状況について時系列（メモ）により速やかに教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

自殺予告をした生徒への指導

※特定された場合

- ・当該生徒の気持ちを傾聴し、保護者と連携を図りながら自殺防止の対策を確認する。
- ・スクールカウンセラーや学校医等の専門家との面談を行う。
- ・スクールカウンセラーが配置されていない学校は、教育委員会（教育局）に派遣を要請する。
- ・軽い気持ちで電話をした場合には、行為の重大さに気がせながら、当該生徒の気持ちを受け止める。
- ・当該生徒の心身の状態や人権、プライバシーに十分配慮して、今後の対応を検討する。

※特定されない場合

- ・日常的に言動等が気になる生徒について、個別相談を通して悩み等を聞く機会を設定する。
- ・全教職員が生徒を守り通す態度を示すとともに、学級活動等で「命の大切さ」「悩みを一人で抱え込まないこと」などについて指導する。
- ・生徒に「命の大切さ」について考えさせる場面を設けたり、生徒会において主体的に「緊急アピール」を作成したりする取組を進める。
- ・学校・学級通信等を通じて、生徒を見守る体制づくりが進むよう、家庭の協力を要請する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・教育委員会（教育局）と連携を図り、報道や取材の自粛等を要請する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

生徒理解の充実

- ・日常の学校生活全体を通して、生徒一人一人の表情や言動の変化に目を向け、小さなサインを見逃さないように心がける一方で、万が一の場合に備え、危機対応チームを組織しておく。

教養相談の充実

- ・一部の教職員で抱え込むことなく、定期的・組織的な教育相談や、個別や集団によるチャンス相談を積極的かつ継続的に行うことができるような校内体制を確立する。

保護者との連携

- ・生徒の様子で気になることがあれば、保護者や地域住民から学校にすぐに情報が得られるような協力体制を確立する。

相談機関等との連携

- ・地域の相談電話等に相談が入る場合もあるので、各相談機関が自殺予告の電話を受けた際の学校への連絡等について、事前に確認しておく。

3 関係法令等

【通知等】

- ・「池田町における自殺事案を踏まえた生徒指導上の留意事項について」（平成29年10月23日付け教生字第604号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全））
- ・「児童生徒の自殺を予防するためのプログラムについて」（平成30年3月28日付け教生字第1028号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全））
- ・「児童生徒の自殺予防に係る取組について」（平成30年12月4日付け教生字第713号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全））

【参考資料等】

- ・「子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き」（平成22年3月 文部科学省）
- ・「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月 文部科学省）
- ・「児童生徒の自殺が発生した際の学校等のマニュアル」（平成30年3月 北海道教育委員会）

学校行事の中止を求める自殺予告の場合の留意点

学校行事の実施・延期・中止等の決定に当たっては、教育委員会（教育局）と連携を図り、校長が判断することとなる。

判断に当たっては、先入観をもたず、児童生徒の状況の把握はもとより、児童生徒や保護者の意識、判断後の対応、波及性等を考慮する必要がある。

9 家出

夕方、コンビニに買い物に行くと言って家を出た女子生徒Aが、夜中になっても帰って来ないので、心配になった母親が生徒Aの部屋に行くと、机には「探さないでほしい」旨の置き手紙があり、衣類が持ち出されていた。生徒Aの携帯電話に電話しても連絡が取れず、友人に聞いても所在が分からないので、母親は、担任に連絡してきた。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- ・担任は、速やかに管理職に報告する。管理職は関係教職員を招集し、情報収集や今後の対応について確認する。
- ・生徒Aの学校生活の状況について、関係教職員や友人から情報を収集する。特に、いじめや友人間のトラブルの有無等、事故発生直前の様子について、生活アンケートや個人面談の記録等により詳細を把握する。
- ・生徒Aと交流の深い友人からの情報の把握に努め、携帯電話等で連絡があった場合は、速やかに学校に連絡するよう依頼するとともに、当該生徒のプライバシーに配慮し、事実の無用な口外を避けるよう指導する。

保護者との連携

- ・犯罪に巻き込まれたり、自殺したりするおそれがある場合を想定し、保護者に捜索願の提出を勧める。
- ・当該生徒の金品の所持や着替え等の持ち出し、家出時の服装や交友関係等の情報、家出直前の様子、過去に家出歴があれば、その時の状況について確認し、警察に情報提供するよう勧める。
- ・置き置き等がない場合は、当該生徒の机の中やパソコンの記録などを確認するよう依頼する。

関係機関との連携

- ・発達の段階や事件性などを考慮して、警察等へ相談し、情報を共有して捜索を行う。必要に応じて、立ち寄りや予想される施設等の管理者にも情報提供し協力を依頼する。
- ・捜索は可能な限り複数で行い、状況を定期的に管理職に報告する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・収集した情報を関係機関や報道機関等の外部に提供する場合は、保護者の意向を踏まえ、当該生徒の権利やプライバシーに十分配慮する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策

- ・家出の原因や背景は複雑であり、特定しづらい場合があることから、家出したことを一方的に責めるのではなく、家出はいけないということはしっかりと指導しつつ、生徒の覆かれていた心理的な状況などについても理解に努め、保護者と連携し、当該生徒の心のケアに当たり立ち直りを支援する。
- ・他の生徒が家出に関わっていたり、性的被害等、犯罪（被害）との関わりがあったりする場合には、警察等の関係機関と連携を図りながら指導する。
- ・家出を繰り返しているような生徒に対しては、スクールカウンセラーや関係機関等の助言を得て指導する。

未然防止策

- ・生徒一人一人の個性を尊重し、日常的に生徒との信頼関係を築くとともに、学習のつまずきが要因と考えられる場合には、学習相談や個別の補習授業などの取組を行う。
- ・日頃から生徒理解を深めるように努め、生徒の悩みや不安を受け止める校内の教育相談体制を整えるとともに、生徒との触れ合いを通して、一人一人の表情や言動の変化など、心のサインの把握に努める。
- ・生徒の集団帰属意識や他人に認められたいという欲求を満たすために、集団宿泊や野外活動などを活用した指導を行う。
- ・保護者に対しては、家庭訪問や懇談会等の機会を利用して、生徒の性格や発達の段階に応じた生徒との関わり方について助言し、学校と家庭が協力して生徒の成長を見守ることができるように努める。

失踪の場合の留意点

- ・家族全員の失踪の場合は、早急に警察に情報提供し捜索を依頼する。
- ・警察と連携するとともに、必要に応じて、報道機関等に対しても、捜索への協力を依頼する。

10 いじめ

A中学校1年生の生徒Bは、同級生から「冷やかし」や「からかい」、「悪口」など嫌なことを言われていると担任に訴えた。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- ・生徒からの訴えを聞いた教職員は、速やかに「学校いじめ対策組織」へ報告する。
- ・「学校いじめ対策組織」の指揮のもと、役割を分担して、迅速に関係生徒から事実を確認して、情報（いつ、どこで、誰が、どのように等）を収集し、記録する。
- ・「学校いじめ対策組織」は、集めた情報に基づき、事実を正確に把握し、いじめか否かを判断するとともに、教職員で情報を共有する。
- ・いじめとして認知した場合は、「学校いじめ対策組織」が中心となって対応方針を検討し、必要に応じてスクールカウンセラーなど外部専門家や関係機関と連携しながら「対応プラン」を策定する。
- ・いじめがネット上で行われている場合は、その証拠を写真に撮って保存するなど、物的証拠として残しておく。

いじめを受けた生徒・保護者への対応

- ・速やかに家庭訪問をするなどして、いじめの事実や「対応プラン」などを伝え、謝罪と今後の対応について理解と協力を得る。

いじめた生徒・保護者への対応

- ・家庭訪問等により、いじめの事実や「対応プラン（指導方針）」などを直接説明する。その際、担任だけでなく管理職を含めた複数の教職員で対応する。
- ・いじめを受けた生徒の立場に立ち、行為の重大性に気付かせ、反省を促すとともに、いじめた生徒の成長支援の観点を踏まえ、生徒が抱える問題を解決するための具体的な取組を行う。
- ・解決に向けた取組について保護者の協力を求める。
- ・生徒及び保護者がいじめを認めないケースもあることから、いじめの事実確認を十分行ってから対応することが必要である。

学級・学年全体への対応

- ・いじめを受けた生徒のつらさを理解し、観衆となって面白がって見ていた行為がいじめをはやし立てていたことや、傍観していた行為がいじめを許していたことに気付かせる。
- ・関係生徒や保護者からの承諾を得て、生徒のプライバシーに配慮しながらいじめの事実を学級・学年の生徒や保護者に伝えて協力を得る。

関係機関との連携

- ・専門的なカウンセリングが必要な場合は、スクールカウンセラーなどの外部専門家や教育支援センター、児童相談所などの関係機関との連携を図る。
- ・暴力や恐喝など犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点からためらうことなく早期に警察に相談し、連携して対応に当たる。

教育委員会（教育局）への報告

- ・いじめの概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
- ・スクールカウンセラーが派遣されていない学校は、市町村教育委員会（教育局）に派遣を依頼する。
- ・重大事態が発生した疑いがあると認められる場合、学校は市町村教育委員会（教育局）を通じて、その旨市町村長（知事）に報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、悪口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

原因の究明・再発防止策の検討

- ・いじめた生徒への継続的な指導を行うとともに、いじめられた生徒のきめ細かな観察を継続的に行う。
- ・「学校いじめ対策組織」を中心に、外部専門家や関係機関と連携して、いじめの防止等のための取組や校内体制等の点検・見直しを行うとともに、「学校いじめ防止プログラム」の検証・修正を行うなど、いじめの未然防止に向けた取組の充実を図る。

他の生徒等への対応

- ・教育活動全体を通して、生徒の自己有用感や自己肯定感を高める取組や、いじめを自分のこととして捉え、考え、議論する取組等を行い、生徒のいじめに向かわない態度や能力の育成を図る。

教育相談の充実

- ・スクールカウンセラーを活用するなど全般的な教育相談体制を構築する。
- ・定期的・組織的な教育相談や、個別や集団によるチャンス相談を積極的に行い、教職員との対話の機会を多くする。

保護者の協力

- ・保護者が見付けた小さなサインを学校と共有し、いじめの早期発見に努める。
- ・入学時や各年度の開始時に「学校いじめ防止基本方針」を周知するなど共通理解を図り、学校との協力体制を構築する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・いじめ防止対策推進法
- ・いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月最終決定）
- ・北海道いじめの防止等に関する条例
- ・北海道いじめ防止基本方針（平成30年2月改定）

【通知等】

- ・「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について」（平成24年11月6日付け教生学第574号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- ・「北海道いじめの防止等に関する条例の施行に伴う取組の充実について」（平成26年4月23日付け教生学第102号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- ・「いじめの未然防止、早期発見・早期解消に向けた取組の一層の充実について」（平成27年2月9日付け教生学第1018号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- ・「いじめの問題への対応について」（平成27年11月19日付け教生学第720号学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- ・「いじめの問題に対する取組の徹底について」（平成28年1月5日付け教生学第831号学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- ・「学校等におけるいじめの発生状況等に関する保護者との情報共有について」（平成28年2月8日付け教生学第912号学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- ・「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」（平成28年3月28日付け教生学第1143号学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- ・「いじめの未然防止、早期発見・早期解消に向けた取組の一層の充実について」（平成29年4月18日付け教生学第60号学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- ・「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について」（平成30年3月27日付け教生学第1025号学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- ・「いじめの未然防止、早期発見・早期解消に向けた取組の一層の充実について」（平成30年4月13日付け教生学第54号学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

【参考資料等】

- ・「いじめ未然防止モデルプログラム【平成28年3月版】及び【平成29年3月版】（いじめ未然防止モデルプログラム作成委員会）
- ・教員向け資料「いじめ未然防止モデルプログラム～『モデルプログラム』を活用した学校独自の未然防止プログラムの作成に向けて～」（平成28年3月 北海道教育委員会）
- ・指導資料「『いじめアンケート』の適切な実施に向けて」（平成28年4月 北海道教育委員会）
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）
- ・「学校現場で役立つ いじめ防止対策の要点」（平成29年11月 鳴門教育大学いじめ防止支援機構）
- ・「北海道いじめ防止基本方針のポイント～いじめの未然防止・早期発見・適切な事案対応に向けて～」（平成30年4月 北海道教育委員会）
- ・「いじめ対策に係る事例集」（平成30年9月 文部科学省初等中等教育局児童生徒課）

いじめに対する教育委員会の支援・援助
 北海道いじめ防止基本方針では、「いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な措置を検討することや、「いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるよう、必要がある場合には、学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、（中略）当該児童等の出席停止を命ずるなど、適切な措置を講ずる」ことが示されており、教育委員会の主体的な支援・援助を求めている。

1.1 インターネット上の誹謗中傷

A中学校の生徒は、学校内でも多くの生徒が閲覧しているインターネット上の電子掲示板に、自分の悪口が書き込まれているのを見付け、担任に相談した。

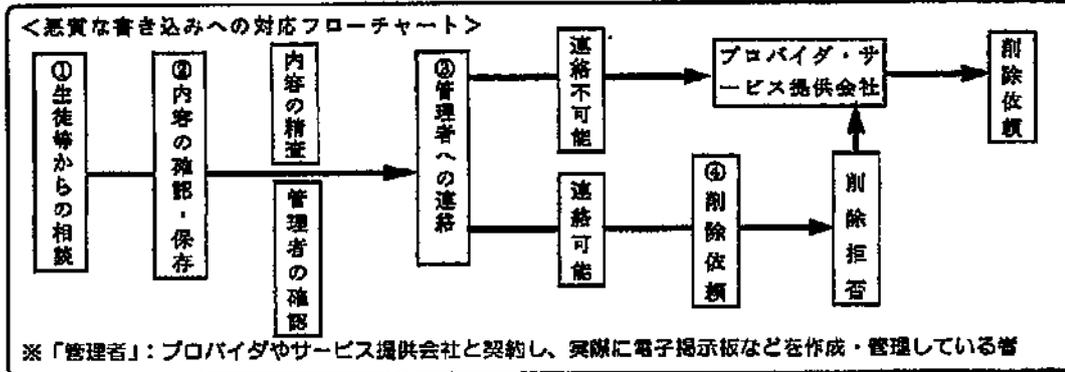
1 発生時の対応のポイント

状況の把握・初期対応

- ・担任は、当該生徒から詳細を聞き取るとともに、電子掲示板を開いて書き込みの内容やURLを確認する。その際、必ず書き込み内容とログをプリントアウトし、画像（スクリーンショットなど）を保存しておく。
- ・詳細を聞き取る際には、当該生徒の心情を受け止めつつ、必要に応じて心のケアを行うようにする。
- ・管理職は、担任からの報告を受け、全教職員で情報を共有するとともに、書き込みの削除及び全生徒に対する指導の校内体制を確立する。

電子掲示板への対応

- ・当該生徒の精神的負担を最小限に食い止めることや、書き込み内容がエスカレートすることによる二次的トラブルを未然防止するため、次の手順で早期に電子掲示板からの削除を依頼する。



2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

全校生徒への指導

- ・電子掲示板への書き込みは、被害生徒と同じ学校の生徒によることが多いことから、インターネット上の電子掲示板の利用に関するマナーの向上が図られるよう、全校生徒への指導を行う。
- ・電子掲示板への誹謗中傷を見付け、困った時は、直ちに保護者や教職員に相談するよう指導する。
- ・電子掲示板に他人を誹謗中傷する書き込みをする行為は、書き込まれた者が精神的なショックを受けることも多く、その内容によっては、名誉毀損や侮辱罪といった犯罪になることを指導する。

保護者に対する啓発

- ・保護者に対し、次の内容について学校だよりや懇談会等を利用して啓発する。
 - インターネットについての知識を培ったり、その危険性を理解したりする。
 - 子どものインターネットの利用状況を把握するとともに、パソコンや携帯電話、スマートフォン等によるインターネットを利用する際の家庭内のルールをつくるよう啓発する。
 - パソコンや携帯電話、スマートフォン等のフィルタリングを設定し、違法・有害サイトへ接続できないようにする。

3 関係法令等

【通知等】

- ・「学校における携帯電話の取扱い等について」（平成21年2月10日付け教務健第1643号 学校教育局長通知）
- ・「青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動について」（平成21年2月17日付け教務健第1669号 学校教育局長通知）
- ・「インターネットの適切な利用に関する指導の徹底について」（平成22年9月14日付け教生学第598号 学校教育局長通知）
- ・「生徒が使用する携帯電話に係るフィルタリング普及に向けた取組について」（平成24年4月20日付け教生学第65号 学校教育局長通知）
- ・「高校生のスマートフォン等の使用に対する指導について」（平成27年3月30日付け教高第2115号 学校教育局長通知）

【参考資料等】

- ・「インターネットトラブル対応マニュアル～誹謗中傷対応要領～」（平成19年7月 北海道警察本部・北海道教育委員会）
- ・『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）（平成20年11月 文部科学省）
- ・『いじめ等書情類監視マニュアル』（平成22年3月 北海道教育委員会）
- ・「インターネットトラブル事例集」（平成29年度版）（総務省）
- ・「保護者用啓発リーフレット『安全・安心なインターネット利用』」（平成24年3月 北海道教育委員会）
- ・啓発資料「Stop! ザ ネットトラブル～子どもから『聞いて』『知って』、一緒に『考えて』みましょう!」（平成24年3月 北海道教育委員会）
- ・「ネットトラブル対応マニュアル」（平成30年4月 北海道教育委員会）

管理者が削除依頼に応じない場合

電子掲示板の管理者に、悪質な書き込みなどの削除依頼をしても一向に削除がなされない場合は、プロバイダ責任制限法に基づき、電子掲示板を運営しているプロバイダに削除依頼することができる。

- ① 電子掲示板サイトの端にプロバイダにリンクが張られている場合が多いので、そこからプロバイダのWebページにアクセスして問い合わせる。
- ② プロバイダには、対象の具体的なURLや削除を依頼する書き込み内容を伝える。
- ③ 「違法・有害情報相談センター」に管理者が削除依頼に応じない場合の対応を相談する。

※トラブルが発生した場合は、警察に相談する。

1.2 SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や出会い系サイト等による性被害

SNSで知り合った男と一度性交渉をもった女子生徒Aは、その後、相手の男からの再三にわたる誘いを断っていたが、最近になり金品の強要や、脅迫めいたメールが届くようになった。不安になった生徒Aは、養護教諭に相談した。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- ・養護教諭は、当該生徒から経緯等の詳細を聞き取るとともに、速やかに管理職に報告する。管理職は、関係教職員を招集し、把握した情報を共有して以後の対応について確認する。

保護者への対応

- ・家庭訪問を行うなどして、道教委等の資料を活用し、保護者にSNSや出会い系サイトの危険性について十分な認識をもたせるとともに、インターネット等の使用に係る家庭内のルールづくり、スマートフォンやタブレット端末等にフィルタリングを設定することなどを勧める。
- ・被害を拡大させないためにも、警察に相談することや被害届を提出することを勧める。

関係機関との連携

- ・保護者が被害届を提出した場合は、保護者の承諾を得た上で、学校が把握した情報を的確に警察に伝える。
- ・当該生徒の心と体のケアに向けて、医療機関等とも連携を図る。また、場合によっては、サポートチーム等を編成して、保護者と連携しながら支援に当たる。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・管理職は、当該生徒の人権やプライバシーに配慮するとともに、教育委員会（教育局）と内容について十分相談するなど連携して対応する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策

- ・保護者の協力を得て、当該生徒に軽率な行動を慎むことなどの基本的な生活習慣の見直しを図るための支援を行う。
- ・担任のみならず、養護教諭や関係機関等と連携を図り、個人面談を継続するなど、当該生徒を継続的に見守る体制を整備する。

未然防止策

- ・全校生徒に対しては、インターネット等を利用する際の危険性について指導する。特に、SNS等に住所、氏名、電話番号、メールアドレス等を書き込んだり、安易に教えたりしないよう留意させる。
- ・保護者に対する啓発にも努める。特に、スマートフォンやタブレット端末等のフィルタリングの設定については、あらゆる機会を利用して保護者の理解と協力を得る。
- ・インターネット等の使用に係る家庭内のルールづくりの必要性を啓発する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

【通知等】

- ・「学校における携帯電話の取扱い等について」（平成21年2月10日付け教学健第1643号 学校教育局長通知）
- ・「青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動について」（平成21年2月17日付け教学健第1669号 学校教育局学校安全・健康課長通知）
- ・「インターネットの適切な利用に関する指導の徹底について」（平成22年9月14日付け教生学第598号 学校教育局長通知）
- ・「生徒が使用する携帯電話に係るフィルタリング普及に向けた取組について」（平成24年4月20日付け教生学第65号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

【参考資料等】

- ・「インターネット対応トラブルマニュアル」（平成19年7月 北海道警察本部・北海道教育委員会）
- ・「いじめ等有害情報監視マニュアル」（平成22年3月 北海道教育委員会）
- ・「いじめ等有害情報監視マニュアル～平成23年度追補版～」（平成24年3月 北海道教育委員会）
- ・「インターネットトラブル事例集」（平成23年7月 総務省）
- ・「保護者用啓発リーフレット『安全・安心なインターネット利用』（平成24年3月 北海道教育委員会）
- ・啓発資料「Stop! ザ ネットトラブル～子どもから『聞いて』『知って』、一緒に『考えて』みましょう!」（平成24年3月 北海道教育委員会）
- ・「ネットトラブル対応マニュアル」（平成30年4月 北海道教育委員会）

1.3 万引き

児童Aが大型書店の書籍コーナーで5冊の本を万引きしたところ、店員に見つかり、警察に通報・捕縛された。警察から、保護者と連絡がとれないということで、学校に連絡があった。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- ・連絡を受けた教職員は名簿で当該児童を確認するとともに、店名、万引きした物品、保護者との連絡状況を確認する。確認の後、速やかに管理職に報告する。
- ・管理職は、教職員を警察に派遣し、状況の詳細な把握に努める。
- ・管理職は、関係教職員を招集し、情報収集や今後の対応について確認する。

保護者への対応

- ・保護者に連絡をとり、状況を説明するとともに、必要に応じて保護者と共に警察に向かう。
- ・保護者が店に謝罪していない場合には謝罪するよう助言する。

関係機関との連携

- ・警察との連携は、状況に応じて、管理職の指示の下、生徒指導担当教員等が中心になって行う。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等へは、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策

- ・万引きは犯罪であることを当該児童に自覚させる。
- ・保護者が万引きを重大な事件として捉えていない場合は、保護者・当該児童共に犯罪を犯したということの重大性を認識させるとともに、再犯防止のため、保護者が当該児童に反省を促すよう助言する。
- ・行跡に至った背景等については、共感的に傾聴するとともに、店への謝罪の方法等について共に考える態度を示す。
- ・担任は、声かけなどにより児童の心のケアを図る。必要に応じて、スクールカウンセラー等の専門家との連携を図る。

未然防止策

- ・事故の記録をもとに、原因や問題点を明らかにし、今後の指導について全教職員の共通理解を図る。
- ・万引きは心が不安定な時に起こることが多いため、児童の悩みや不安を気軽に相談できる体制を整えるとともに、日頃から児童との触れ合いを通して、一人一人の表情や言動の変化など、心のサインの把握に努める。
- ・教育活動全体を通して、善悪の判断などを身に付けさせる指導を行う。
- ・児童の規範意識を醸成するため、保護者に対して、学校だより等を活用した啓発を行うとともに、家庭訪問や懇談会等の機会を利用して、発達段階に応じた児童とのかかわり方についての情報を提供し、学校と家庭が連携協力して指導するように努める。
- ・保護者や商店主等を含めた地域ぐるみの組織で、日常的な情報交換や商店街等の巡回指導を行うなど、学校と地域社会が一体となって未然防止に取り組む。

3 関係法令等

【法令等】

- ・刑法第235条（窃盗罪）

【参考資料等】

- ・生徒指導資料「万引き等初発型非行を防止するために」（平成18年3月 北海道教育委員会）
- ・保護者向け啓発資料「万引き等初発型非行を防止するために」（平成19年6月 北海道警察本部、北海道教育委員会）
- ・万引き防止指導資料「万引き防止に向けた規範意識の育成」（平成19年6月 北海道警察本部生活安全課少年課）

集団での万引き事故の場合の留意点

- ・万引きに関与した児童全員から個別に事情を聴き取るとともに、当事者全員の保護者との話し合いの場をもつようにする。
- ・隣接する学校の児童生徒による万引きに自校の児童生徒が関わっていることがあることから、他校での事故が発覚した際には、学校間の連携を密にして情報を収集する。

1.4 校内での盗難

A 中学校で、1年生の生徒Bが、教室に置いていた私物を盗まれたと訴えてきた。状況から判断して盗んだのは自校生徒の可能性が極めて高いと思われる。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- ・生徒Bの心情を受け止めつつ、盗まれた物や、気付いたときの状況等について事実確認を行うとともに、可能な限り、他の生徒などから情報を収集する。また、集めた情報は一元的に集約する。

指導方針の決定

- ・生徒Bに対するいじめはなかったかなど、盗難の背景を分析する。
- ・被害状況、事象の推移、保護者の意向等から警察との連携について検討する。
- ・盗んだ生徒を特定しようとする場合は、学校が教育の場であることを踏まえ、当該生徒の指導内容等について、教職員間で共通理解を図る。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に際し適宜報告する。

盗んだと考えられる生徒への事情聴取

- ・状況に応じて、盗んだと考えられる生徒の保護者に説明し、同意を得た上で、生徒の人権やプライバシーに配慮しながら、慎重に事情を聴き取る。その際、心理的な圧迫感を与えないよう配慮するとともに、生徒を一人きりにしないよう留意する。

盗んだ生徒を特定した場合の指導

- ・行為に至った背景等について共感的に聴き取るとともに、盗んだ生徒に行為の重大性を認識させ、被害生徒への謝罪等について、共に考えながら指導する。

被害生徒への指導

- ・共感的にかかわるとともに、再発防止に向けて学校が真剣に取り組むことを伝える。
- ・盗難の事実確認の段階で、被害生徒の私物の管理に不十分な点があれば、折を見て指導する。

学級又は学年全体の生徒への指導

- ・被害の状況等により、学級又は学年全体に指導を行う。その際、生徒相互に不信感が生まれ、憶測により事実が歪曲されたりすることのないように注意する。

保護者への対応

〔被害生徒の保護者〕

- ・学校の管理下で起こったことへの謝罪をするとともに、学校が把握した事実とこれまでの指導状況や今後の指導方針を説明し、学校の指導に対する理解を求める。

〔盗んだ生徒の保護者〕

- ・事実を伝え、謝罪等、今後の対応について協議する。また、生徒の抱えている問題や保護者の悩みなどを丁寧に聞き取り、協働して解決していこうとする姿勢を示す。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策の検討

- ・学級指導を通じて全生徒に対し、盗みは犯罪であり、絶対に許されないこととして、盗難事件に対する学校側の断固とした姿勢を示す。
- ・不必要な金品等を学校に持ち込まないよう生徒に指導するとともに、貴重品の自己管理を徹底させ、場合によっては授業中や部活動中に貴重品を担任等が預かるなど予防策を講じる。

保護者との連携

- ・学級通信や学年通信、学級懇談会等で情報を提供し、学校の実態や指導方針について理解を得る。
- ・保護者に生徒の持ち物への関心をもつよう呼びかけるとともに、不必要な金品等を学校に持ち込まないよう依頼する。

3 関係法令等

〔法令等〕

- ・刑法第235条（窃盗罪）
- ・刑法第254条（遺失物等横領罪）

〔通知等〕

- ・「児童生徒の問題行動対策重点プログラム（最終まとめ）について」（平成16年10月14日付け教生指第97号 生涯学習部参事通知）
- ・「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（平成19年2月8日付け教学課第1362号 生涯学習部長通知）

Q 盗難事件において、教師が特定の児童生徒から事情聴取をすることはできるか。

A 原則的には可能である。

〔判例〕

盗難事件に関する事情聴取について、「教師はかかる教育目的の達成と秩序維持のために、容疑者ないし関係者としての生徒につきその取調べをなすことができるものと解さなければならない。」（福岡地裁飯塚支部昭和34年10月9日判決）とあり、事実関係について特定の児童生徒から事情聴取をすることは可能である。

1.5 児童生徒の心の健康問題

A小学校6年生の児童Bは、最近ちょっとしたことでかっとなったり、急に強い表情を浮かべたりするなど感情の起伏が激しくなるとともに、頭痛や腹痛を訴えることが多くなった。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- ・担任や養護教諭は、児童Bの身体症状や気分の変化、行動面などの心身の健康観察を継続して行う。
- ・養護教諭は、保健室で得られる情報（保健調査、保健室利用状況等）を整理するとともに、児童Bへの健康相談を通して、頭部外傷や脳炎、てんかんなどの後遺症による器質性疾患の有無や心理的な要因・背景を見極めるとともに、医療機関等への照会を行うなどして、対応を検討する。
- ・担任は、関係教職員や友人から、児童の学習状況や家庭環境、友人関係などの情報収集を行う。
- ・情報収集に当たっては、児童の人権やプライバシーに十分配慮するとともに、誤解や偏見による差別、いじめなどの問題行動が生じないように、他の児童に対する指導を行う。
- ・管理職は、担任や養護教諭からの報告を受け、全教職員で情報を共有し、共通理解を図るとともに、児童への支援に向けた校内体制を確立する。
- ・自傷行為や摂食障害を疑わせる身体の異常（手首の傷、吐きだこなど）が見られる場合には、早急に専門医に受診させる。

関係機関との連携

- ・保護者や学校医、スクールカウンセラー等との連携の下、児童の抱える問題を見極め、医療機関等への受診を促す。
- ・受診後は保護者の了解の下、医療機関と連携を図りながら、児童への相談・支援を継続する。

保護者への対応

- ・児童の支援の在り方についての共通理解を図る。
- ・家庭における児童の様子を注意深く見守ってもらい、情報交換を行う。
- ・児童の心の健康問題で悩んでいる保護者の気持ちを受け入れるなど、保護者に対する支援を行う。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

未然防止策

- ・全ての教職員が児童の心身の発達や疾病等に関する理解を深めるとともに、心の健康に関するチェックリスト等の活用や、日常の健康観察の徹底を図り、心理的ストレスや悩み、いじめ、不登校、虐待や精神疾患など、児童の心の健康問題の早期発見・早期対応に努める。
- ・日頃から、児童との信頼関係を確立し、相談しやすい体制づくりに努める。
- ・保健教育や個別の保健指導において、心の健康と不安、悩みへの適切な対処の仕方などについて指導するなど、児童への予防教育を行う。
- ・家庭に対して、児童の心身の健康状態を的確に把握できるよう依頼するとともに、保健だより等を通して、心の健康に関する正しい知識や対応方法を周知する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第8条（健康相談）、第9条（保健指導）、第29条（危険等発生時対処要領の作成等）

【参考資料等】

- ・「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」（平成21年3月 文部科学省）
- ・「子どもの心のケアのために一災害や事件・事故発生時を中心に」（平成22年7月 文部科学省）
- ・「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引き」（平成23年8月 文部科学省）
- ・「学校における子供の心のケアサインを見逃さないために」（平成26年3月 文部科学省）
- ・「子供の心のケアのために（保護者用）」（平成27年2月 文部科学省）
- ・「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援―養護教諭の役割を中心として―」（平成29年3月 文部科学省）

「ストレスサインかもしれない」

～いつもと違う子どもの音動に気を配りましょう～

行動の変化

- 学校に行きたがらない。
- 学習への意欲が乏しくなる。
- ゲームや習い事など、好きなことでもやたがらない。
- ささいなことでも物を壊したり、人に攻撃的になったりする。
- 何度も手を洗ったり、少しの汚れで替筆えたりする。
- ささいな物音に驚く。 など

からだの反応

- 食欲がない、あるいは過食になる。
- 体の痛みやかゆみを訴える。
- 眠れない。
- 以前には見られなかったチックが出たり、チックが激しくなる。 など

表情や会話

- ぼんやりしている。
- ささいなことでも泣く。
- 喜怒哀楽が激しい、あるいは無表情になる。
- 元気がない。 など

（「子供の心のケアのために（保護者用）」より）

1.6 児童虐待

A小学校4年生の児童Bは、健康診断の際に背中に多数の傷があることから、家庭での児童虐待の疑いがあることが分かった。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- ・養護教諭は、児童Bから経緯等を聞き取るとともに、速やかに管理職に報告し、管理職は関係職員を招集し、情報を整理して今後の対応について確認する。

学校の対応

- ・児童相談所等に速やかに通告し、連携して対応する。

児童虐待を受けたと思われる児童への対応

- ・心のケアのため、スクールカウンセラー等による面談を行う。
- ・虐待のことを聞いても話したがらないことが考えられることから、児童Bとの信頼関係の構築に努める。

児童虐待が疑われる保護者への対応

- ・家庭訪問等により、児童Bの背中に傷があることについて説明し、家庭での状況を把握する。その際、担任だけでなく管理職を含めた複数の教職員で対応する。
- ・保護者との関係が悪化することを懸念し、児童相談所への通告を躊躇することなく、早期の対応を行うようにする。
- ※保護者自身が支援を求めている場合には、市町村の福祉部と連携を図り、適切な相談機関を紹介する。

関係機関との連携

- ・市町村や児童相談所の役割や児童虐待の取扱いの実態などについて、要保護児童対策地域協議会等、様々な機会を通して、通告等の趣旨の理解を図る。
- ※保護者との面談ができない等の場合は、子どもの健全育成サポートシステムに基づいて警察に情報提供し、協力を依頼する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、児童虐待の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・児童のプライバシーを守るため、学校や児童が特定されることのないよう照会のあった報道機関に協力を依頼する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

早期発見の体制構築

- ・日常から、学校生活のみならず、家庭訪問等を通して児童の状況を把握するとともに、児童がいつでも相談できる雰囲気を作成する。

通告体制の構築

- ・早期発見の観点から、児童相談所への通告や関係機関への連絡・相談を円滑に行うよう、日頃から連携を十分に図る。

保護者に対する啓発

- ・保護者に対し、学校だよりや懇談会等を通して、子育ての悩み相談等の情報を提供するとともに、児童虐待の防止や児童虐待が疑われる場合の関係機関への通告の必要性について啓発する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・児童福祉法
- ・児童虐待の防止等に関する法律

【通知等】

- ・「一時保護等が行われている児童生徒の指導要領に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」（平成27年8月24日付け教生学第476号 学校教育局長通知）
- ・「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（平成28年6月28日付け教生学第327号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- ・「改正児童福祉法等の規定の取扱いについて」（平成29年1月16日付け教生学第949号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- ・「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の決定について」（平成30年8月9日付け教生学第419号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

【参考資料等】

- ・「養護教諭のための児童虐待対応の手引き」（平成19年10月 文部科学省）
- ・「子ども虐待対応マニュアル（平成21年改訂版）」
- ・「平成22年3月 北海道保健福祉部子ども未来推進局」
- ・「子供たちを児童虐待から守るために一養護教諭のための児童虐待対応マニュアル」（平成26年3月 公益財団法人日本学校保健会）

児童虐待の分類

- ① 身体的虐待
- ② 性的虐待
- ③ ネグレクト（養育の怠慢・拒否）
- ④ 心理的虐待

要保護児童対策地域協議会

平成16年に公布された児童福祉法の一部改正で法的位置付けが定められ、平成17年4月より施行されており、虐待を受けた児童をはじめとする保護を要する児童に関する情報交換や支援を行うための協議を行う場である。
事務局は市町村の保健福祉関係部局に置かれ、福祉、教育、医療、保健、警察などの関係機関で構成されている。

Ⅵ 危機発生時の対応〈管理上の事故等〉

【北海道教育委員会 学校における危機管理の手引(改訂3版)より】

1 不審者の侵入

A小学校に、2時間目終了直前、卒業生を名乗る男が来校し、対応した教職員に対して、大声をあげながらいきなり殴りがかかってきた。

1 発生時の対応ポイント

不審者への対応

- ・複数の教職員で、手近にある物（机、椅子、消火器、さすまた、傘、長いものさし等）を活用して防御するとともに、不審者の動きや移動を阻止する。また、全教職員に緊急事態を知らせ、応援を要請する。
- ・教職員は分担し、不審者の移動阻止のための防犯用具等を持参して現場に急行する。不審者を刺激しないようにしながら、できる限り別室に隔離する。別室に隔離する場合は、不審者に対応する教職員の安全を最優先する。

児童の安全確保

- ・教職員は、管理職の指示に基づき、絶えず不審者の居場所や行動等を把握しながら、不審者に知られないように事前に決めておいた暗号による緊急放送等で児童を避難させる。教室等への侵入などの緊急性が低い場合や避難のため不審者と遭遇するおそれがある場合は、児童を教室等で待機させる。
- ・学級担任等は、逃げ遅れた児童や負傷者の有無などを確認するとともに、逃げ遅れた児童や負傷者がいた場合は、安全を確保しながら避難させたり、負傷の状況に応じて応急手当を行ったりする。

関係機関との連携

- ・直ちに警察へ通報する。また、負傷者等の状況に応じて、救急車を要請するとともに、警察に続報を入れる。

教育委員会（教育局）への報告

- ・警察等の関係機関への通報と同時に教育委員会（教育局）に緊急連絡し支援を要請する。
- ・不審者の身柄が警察に確保され、児童の安全が確認された段階で、事件の経過、児童の状況、負傷者の有無などの情報を可能な限り収集し、速やかに教育委員会（教育局）に報告する。

保護者への対応

- ・保護者への連絡が可能になった段階で、できるだけ速やかに事故の発生について連絡や説明を行う。
- ・不審者の身柄が警察に確保され、児童の安全が確認された段階で、保護者に引き渡す。
- ・保護者に連絡がつかない場合は、児童が一人で下校することのないよう配慮する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

事後の対応

- ・情報を収集して、事故の概要等を把握・整理した上で、保護者説明会等を実施し、事故の概要等について説明する。
- ・関係機関やスクールカウンセラーと連携し、児童や教職員の様子を把握し、心のケアに努める。
- ・対応の手順や方法、連携の在り方などを検証する。

危機管理体制の確立

- ・不審者侵入事故を想定し、さすまた等を用いた防御の仕方や不審者の移動阻止、不審者確保後の逃げ遅れた児童の捜索や、家庭への連絡や引き渡し等の対応訓練を実施する。
- ・学校安全計画に、児童の危険予測能力や危機回避能力の育成を位置付け、安全指導を行う。

不審者の侵入防止体制の整備

- ・校門、外灯、校舎の出入り口、窓、鍵の状況等について点検し、必要に応じ補修を行う。
- ・死角の原因となる障害物の有無、自転車置場や駐車場等からの進入の可能性について点検を行う。
- ・立て札や看板等による案内・指示を行ったり、順路、入口、受付等を明示したりする。
- ・来訪者にリボンや名札等を着用させて、不審者との識別を可能にする。名札やリボン等の着用については、事前に保護者等に周知し、来校時は必ず着用するよう協力を促す。

関係機関等との連携

- ・警察や地域の関係団体、保護者等と連携し、普段から危険箇所の把握や不審者情報を共有し、緊急時の対応について定期的に協議する場を設定するとともに、さすまた等を用いた防御や不審者を取り押さえる方法等について、警察の指導を受けられる講習会を実施する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第29条の2（危険等発生時対処要領の訓練の実施等）

【通知等】

- ・「学校における安全管理の徹底について」（平成28年7月29日付け教生学第434号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- ・「児童生徒等の安全確保及び学校管理の徹底について」（平成29年9月4日付け教生学第464号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

【参考資料等】

- ・「登下校時の安全確保に関する取組事例集」（平成18年1月 文部科学省）
- ・「学校における防犯教室等実践事例集」（平成18年3月 文部科学省）
- ・「学校の危機管理マニュアル～子どもを犯罪から守るために」（平成19年11月 文部科学省）
- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）

登下校時における事故（連れ去り等）の場合の留意点

- ・児童生徒の生命にかかわるため、学校独自に判断せず、警察との連携により慎重に対応する。
- ・日頃から、「声掛け事案」の対処法等について児童生徒や保護者等に啓発する。
- ・スクールガード等の協力を得るなど、登下校時における児童生徒の安全確保に努める。
- ・学校の危機管理マニュアルを地域住民に周知するなど、協力体制を整備する。

2 外部の者による物品の盗難

A中学校で、朝7時頃、テニス部の生徒が練習のため、校舎内の部室に向かい、鍵を開けて入室すると、部室の窓ガラスが割られ、そこに置いてあった生徒の私物である数本のテニスラケットが紛失していた。生徒は、すぐにテニス部の顧問に連絡した。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握・対応

- ・連絡を受けた教職員は速やかに現場へ行き、「立ち入り禁止」の掲示をするなど、現場保存の措置を行う。
- ・器物損壊や盗難の状況を可能な範囲で把握し、管理職に速やかに報告する。
- ・管理職は、全教職員に事実を伝えるときに、その他の被害状況を把握するよう指示する。
- ・今後の対応方針等を決定し、全教職員で共通理解を図る。
- ・各学級又は全校集会等において、全生徒に不審者による物品の盗難があった事実を説明し、他の生徒に被害がないか、物品の盗難の現場を目撃していないかなどを確認する。

関係機関との連携

- ・管理職は状況を把握し、警察へ速やかに届け出るとともに、捜査に協力する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

保護者への対応

- ・担任や部活動顧問は、被害を受けた生徒の保護者に連絡し、事故の概要や学校の取った措置を説明し、理解を求める。
- ・必要に応じて、担任や部活動顧問と共に管理職が各家庭を訪問する。
- ・状況によっては、保護者への説明文書の配布や緊急PTA集会を開催し、事故の概要及び今後の対応について説明する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策の検討

- ・学年集会・全校集会等で事故の概要を伝え、部室の使い方などについて再確認するとともに、再発防止に向けた学校の対応について説明する。
- ・担任や部活動顧問は生徒に対し、不要な私物を持ち帰ることや貴重品の自己管理等について指導をする。
- ・管理職は、警備の交替、駐在所及び警察署に対し、夜間における警戒強化について要請する。

未然防止策

- ・各室の管理責任者は、退勤時に施錠を確認するとともに、最後に退勤する者は、校舎の施錠を確認する。
- ・夜間の警備を警備会社に業務委託している場合は、機械警備のセットを確実に行う。
- ・備品等の保管場所や保管方法に十分配慮する。
- ・地域の防犯協会などの関係機関やスクールガード等に、学校周辺の見回りを定期的に実施するよう要請する。
- ・近隣の学校（他校種を含む）や市町村教育委員会（教育局）、警察等の関係機関と連携を図り、情報を共有し、被害の拡大を防止する体制を整備する。
- ・自然災害が発生した際には、被災地を狙った窃盗犯罪の多発が考えられることから、警察と連携し、犯罪の発生状況について把握するとともに、地域の自主的な防犯活動への協力を検討する。

その他

- ・各室の管理責任者は、室内の物品の種類や個数について、日常的・定期的に確認し、把握するとともに、室内の整理整頓に努める。

3 関係法令等

【法令等】

- ・毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）
- ・毒物及び劇物取締法第16条の2第1項、第2項（事故の際の措置）

【参考資料等】

- ・「理科薬品等の取扱いに関する手引（三訂版）」（平成23年10月 北海道教育委員会）

薬品の紛失・盗難の場合の留意点

- ・紛失した薬品が学校給食や水道水等に混入されるなど、生命にかかわるような事故になりかねないことを考え、速やかに対応することが必要となる。
- ・日ごろから、理科薬品等の管理責任者は、薬品受払簿等により薬品の使用状況を正確に把握するとともに、薬品棚・準備室等の施錠の徹底に努める必要がある。

3 外部の者による器物損壊

A中学校において、1時間目の前の教室移動の際に、1階の特別教室に行った生徒から、教室の窓ガラスが多数割れているとの連絡があった。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握・対応

- ・連絡を受けた教職員は速やかに現場へ行き、「立ち入り禁止」の掲示をするなど、現場保存の措置を行う。
- ・器物損壊の状況を可能な範囲で把握し、管理職に速やかに報告する。
- ・管理職は、全教職員に事実を伝えるときに、その他の被害状況を把握するよう指示する。
- ・今後の対応方針等を決定し、全教職員で共通理解を図る。
- ・管理職は、生徒や保護者への説明内容等、今後の対応方針等を検討し、決定する。
- ・各学級又は全校集会等において、全生徒に不審者による器物損壊があった事実を説明し、生徒に被害（盗難被害を含む）がないか、器物損壊の現場を目撃していないかなどを確認する。

関係機関との連携

- ・管理職は状況を判断し、警察へ速やかに届出するとともに、捜査に協力する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に際し適宜報告する。

保護者への対応

- ・状況によっては、保護者への説明文書の配付や緊急PTA集会を開催し、事故の概要及び今後の対応について説明する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

未然防止策

- ・日頃から施設の管理状況を確認し、整備に努める。
- ・各室の管理責任者は、退勤時に施錠を確認し、最後に退勤する者は、校舎の施錠を確認する。
- ・夜間の警備を警備会社に業務委託している場合には、機械警備のセットを確実に行う。
- ・地域の防犯協会やパトロールボランティアなどの関係機関等に、学校周辺の見回りを定期的の実施するよう要請する。
- ・校地内に容易に侵入されないよう、許可なく立ち入ることを禁じた看板を設置する。
- ・近隣の学校（他校種を含む）や市町村教育委員会（教育局）、警察等の関係機関と連携を図り、情報を共有し、被害の拡大を防止する体制を整備する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・民法第709条（不法行為による損害賠償）

器物損壊が児童生徒による場合

Q 故意に器物損壊を行った児童生徒の保護者に対し、弁償を求めることができるか。

A 原則的には可能である。

【法令・判例】

・不法行為によって与えた損害には、当然賠償の責任が発生し、児童生徒に責任能力がない場合は、保護者が賠償責任を負う。（民法第709条、第712条、第714条）

・児童生徒に責任能力がある場合でも、保護者が監督義務を怠っている場合、保護者に弁償を求めることができると考えられる。（最高裁昭和49年3月22日判決）

4 不審者等による緊急事態発生時の対応

A小学校において、見知らぬ男が下校中の児童に声をかけ、連れ去ろうとしていたとの情報を、電話により受けた。

1 発生時の対応のポイント

＜学校に不審者情報の第1報があった場合＞

緊急事態の判断

- ・通報者から可能な限り、何時、どこで、誰が、誰に、どんなことをして、どのような状況になっているのか聞き取る。
- ・緊急性の有無が判断できない場合は、最悪の事態も想定されることを念頭に置き、緊急事態として対応する。
- ・発生時の通報は、情報が少ないことが多い。判断に迷う場合は緊急事態として動き出すこと。

第1報時の対応

- ・複数人で現場に急行する。
(児童の安否確認・安全確保が優先)
※当該児童が現場にあり、負傷している場合は直ちに119番通報する。
- ・可能な限り管理職を窓口として、警察への110番通報など関係機関への通報と被害児童の保護者対応を行う。
(情報の混乱を防止)
- ・統括も含めて、通報者から、詳細な状況の聞き取りを行う。
※通報時間、通報者の身元、連絡先の聞き取りを忘れない。
- ・通報内容、関係機関との連携状況を正確に集約・整理する。

他の児童等への対応

- ・在校児童の所在及び人数を確認し、事態が収束するまで学校で保護する。
- ・下校中の児童については、帰宅しているかどうかを家庭に連絡するなどして、早急に安否の確認をする。
- ・所在がつかめない児童については、その児童の友人や立ち寄りそうな場所等に連絡し安否の確認をする。

保護者への対応

- ・下校途中の児童の保護者に対して、安否の確認を依頼する。
- ・学校に残っている児童の保護者に連絡し、児童の迎えを依頼する。

教育委員会(教育局)への報告

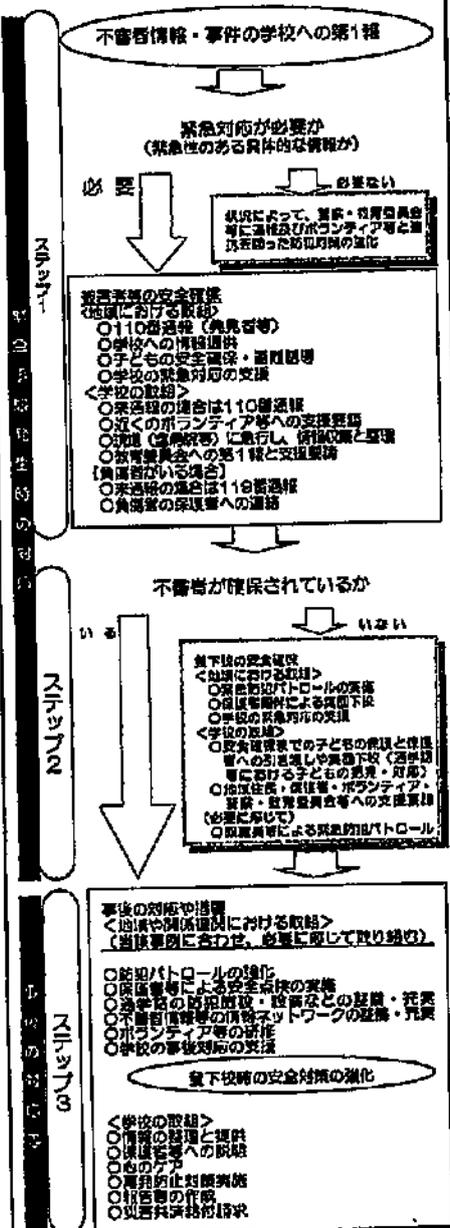
- ・管理職は、教育委員会への第1報と協力や支援を要請する。
- ・管理職は、教育委員会を通して教育局へ通報を送る。

ステップ1 初期対応

ステップ2 被害拡大の防止

- ・緊急連絡網や防災無線等を活用して、保護者や地域住民に正確かつ迅速に情報を発信し注意喚起を図る。
 - ・児童生徒の集団下校の体制を組むとともに、保護者や防犯ボランティア等の同伴を依頼する。
- ###### 他の児童への対応
- ・学校に残っている児童は、安全が確認されるまで保護するとともに、迎えに来た保護者へ引き渡す。
 - ・所在がつかめない児童は、保護者や警察等の協力を得ながら継続して、安否確認をする。
- ###### 保護者への対応
- ・迎えに来た保護者に児童を確実に引き渡す。
 - ・保護者や防犯ボランティア等の同伴による集団下校を行う。
- ###### 関係機関との連携
- ・PTAや関係機関等の協力を得て、学校周辺及び校内の巡視を強化する。
- ###### 報道等への対応と事態経過の記録化
- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
 - ・誤報を避けるため、分からないことは「現時点では分からない」と明確に回答し、判明した時点で回答する。
 - ・児童生徒の個人情報の取扱いについて十分配慮する。
 - ・事件・事故の発生日時、場所、内容、措置・対応を時系列にし、正確に記録する。

【登下校時における緊急事態発生時の対応例】



※「学校の危機管理マニュアル-子どもを危険から守るために-」(文部科学省)

- ###### ＜児童の安否が確認できない場合＞
- ###### 窓口の一本化
- ・関係機関との連携は、管理職を窓口として行う。
 - ・知り得た情報の不用意な流出の防止を徹底する。
※不用意な発言は、児童、保護者及び地域住民に恐怖や不安を伝播させるおそれがある。
- ###### 関係機関との連携と事態経過の記録化
- ・事件又は事故の可能性が高い場合は、教育委員会、警察など関係機関と、今後の措置を協議し、慎重に対応する。
 - ・通報からの事態経過を時系列にし、正確に記録する。

＜緊急事態収束後の対応＞

被害児童等のケア

- 被害に遭った児童やその保護者に対して養護教諭やスクールカウンセラーを中心に心のケアを行う。
- 教職員が一体となって「保護者等への説明」、「心のケア」などの事後の対応や措置を適切に行う。
- 情報を整理し教育委員会等への報告書や災害共済給付に関する請求書を作成し、請求する。

他の児童への対応と再発防止

- 体調、睡眠、食欲、表情などの健康状態と、心配なことや困っていることなどを家庭訪問や個別の面談で確認する。
- 心の健康状態を把握できるようなアンケート調査等を実施する。
- 配慮を要する児童の情報を収集するとともに、必要な対応策を検討する。
- 心的外傷による影響は長期にわたり現れることもあり、学校医やスクールカウンセラー、専門医等の関係機関との連携も含めた持続的な観察とケアについて必要な対応策を講じていく。
- 緊急事態の正確な記録等から発生原因や問題点を究明し、登下校時の安全対策の改善・強化を図る。

保護者への対応

- 事件・事故の重大性などによっては、できるだけ速やかに保護者会を開催し、「事件・事故についての報告」、「児童生徒の心のケアを含めた今後の対応」等について説明する。

教育委員会（教育庁）への報告

- 管理職は、事件・事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

※STEP2の「正確な情報の収集・把握・整理」「窓口の一本化」「個人情報の保護」を継続する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

危険予測・回避能力の養成

- 「通学路安全マップ」や「地域安全マップ」の作成などを通して、児童生徒等へ危険箇所や「子ども110番の家」等の緊急の際の避難場所について十分に理解させるとともに、危険予測・回避能力を身に付ける指導を行う。
- 登下校時の緊急事態発生の場合の対処法（大声を出す、防犯ブザーを鳴らす、逃げるなど）を指導する。
- 登下校時の緊急の際の対処法の指導と訓練を実施する。
- 学校と警察が連携し、学年や理解度に応じ、危険な事案への対応等について、子供が考えながら参加・体験できる防犯教室を実施する。
- 北海道警察の「ほくとくん防犯メール」を活用し、不審者情報等について教職員全体で情報共有するなど危機管理意識を高める。

推進体制の構築

- 推進体制の構築は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、防犯ボランティアを含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。
- 危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危機管理マニュアルに従い体制整備を行う。
- 保護者に対して、「登下校防犯ポータルサイト」や「ほくとくん防犯メール」の啓発資料を配付するなどして活用を促す。

3 関係法令等

【法令等】

- 学校保健安全法第三章（学校安全）

【通知】

- 平成26年2月12日付け教生学第772号「児童生徒の安全確保対策の徹底について」
- 平成25年10月31日付け教生学第558号「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理の徹底について」
- 平成25年10月28日付け教生学第543号「児童生徒の安全確保について」
- 平成25年9月25日付け教生学第461号「小学校における集団登下校訓練の実施のお願いについて」
- 平成25年7月2日付け教生学第263号「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」

【参考資料等】

- 「学校安全推進資料 平成25年度改訂版」（平成26年3月北海道教育委員会）
- 「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」（文部科学省）

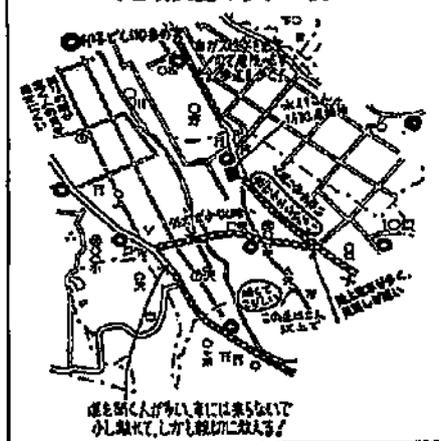
（通学路の設定条件）

- できるだけ歩車道の区別がある。
- 区別がない場合、交通量が少ない、職員が児童生徒の通行を確保できる。
- 遮断機のない無人踏切を避ける。
- 見通しの悪い危険箇所がない。
- 横断面所に横断歩道、信号機が設置されたり、警察官等の誘導が行われたりしている。
- 犯罪の可能性が低い。
- 関係機関と連携を図りながら、児童生徒の通学路の確保や安全体制を構築している。など

＜冬期間の通学路の安全確保＞

道路脇に高く積もった雪山により、歩道の状況を周囲から見渡せないことは、防犯上、課題がある旨の指摘もあることから、市町村教育委員会及び学校においては、保護者や地域の協力を得ながら冬期間の通学路の安全点検を定期的実施し、点検で明らかとなった危険箇所について児童生徒及び保護者に注意を促すほか、道路管理者や警察等の関係機関と連携を図り、除雪や排雪など通学路の安全確保に努めること。

＜地域安全マップの例＞



5 感染症の発生（結核）

A高校の生徒Bは、10月上旬から咳や痰などのかぜ症状があり、市販薬を服用しながら通学していたが、12月に入り、倦怠感や発熱、体重減少等の症状が続くことから、医療機関を受診したところ、結核と診断された。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握

- ・他の生徒や教職員の中に感染した者がいないか、健康観察等で健康状態を把握する。

関係機関との連携

- ・診断した医師から保健所に届出が出され、保健所が対策を行うことから、学校は対応について保健所と情報を共有する。
- ・保健所からの要請で、臨時の健康診断が実施される場合は、保健所に協力する。
- ・学校の設置者（教育委員会）、学校、学校医、保健所等が互いに報告・連絡・相談できる体制を整えておく。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、生徒に結核が発生した場合、又はその疑いがある場合には、市町村教育委員会（教育局）に速やかに報告し、対応策等について、指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
【報告様式】「学校等における感染症及び食中毒の発生並びに出席停止に係る報告について」
（平成30年9月13日付け教健体第494号教育長通知）に定める別記様式1

保護者への対応

- ・保健所からの要請で、臨時の健康診断が実施される場合には、保護者に対して文書で協力を依頼し、必要に応じて説明会を実施する。
- ・病状（感染性）等に応じた対応を行うことになるため、他の生徒等や保護者への情報提供については、関係者間でその範囲や内容の必要性を検討する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・結核と診断された生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

その他

- ・結核と診断された生徒・家族の人権やプライバシーに十分配慮するとともに、誤解や偏見による差別、いじめなどの問題行動が生じないように、指導に努める。

2 今後の対応策（感染予防）のポイント

感染予防

- ・全ての生徒に定期健康診断を受診させるとともに、学校医との連携の下、日常の健康観察の徹底や医療機関での受診結果の把握等に努める。
- ・保健教育において、結核に関する正しい知識や予防方法などの指導の充実に努め、生徒への予防教育の徹底を図る。
- ・家庭に対し、生徒の健康状態を的確に把握するよう依頼するとともに、保健だより等を通して、結核に関する正しい知識や予防方法の周知を図る。
- ・地域における発生や流行状況等を把握する。
- ・教職員は、自身が発病すると生徒に集団感染させる可能性が高いことを自覚し、毎年の定期健康診断を必ず受診するとともに、結核が疑われる症状があった時には早期に受診をする。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第18条（保健所等との連携）、第19条（出席停止）、第20条（臨時休業）
- ・学校保健安全法施行令第5条（保健所と連絡すべき場合）、第6条（出席停止の指示）、第7条（出席停止の報告）
- ・学校保健安全法施行規則第18条（感染症の種類）、第19条（出席停止の期間の基準）、第20条（出席停止の報告事項）、第21条（感染症の予防に関する細目）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条（健康診断）

【通知等】

- ・「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成24年4月9日付け教健体第33号 学校教育局健康・体育課長通知）
- ・「学校における結核検診について」（平成24年4月23日付け教健体第86号 学校教育局健康・体育課長通知）
- ・「学校における結核検診について」（平成30年7月3日付け教健体第287号 学校教育局健康・体育課長通知）

【参考資料等】

- ・「学校における結核対策マニュアル」（平成24年3月 文部科学省）
- ・「児童生徒等の健康診断マニュアル【平成27年度改訂】」（平成27年8月 公益財団法人 日本学校保健会）
- ・「学校において予防すべき感染症の解説」（平成30年3月 公益財団法人 日本学校保健会）
- ・啓発教材
「かけがえのない自分 かけがえのない健康【平成30年度版】（中学生用）」（文部科学省）、「健康な生活を送るために【平成30年度版】（高校生用）」（文部科学省）

感染症（麻しん）発生の場合の留意点

- ・学校内における欠席状況を把握し、発生状況の確認に努め、発熱等の症状がある者に、速やかに医師の診断を受けさせる。
- ・学校医等に相談し、臨時休業等を実施するなど、迅速かつ適切に対応する。
- ・麻しんの流行に関する情報を収集し、保護者等に情報提供する。
- ・保健調査等により既往歴、予防接種歴を把握し、未罹患・未接種者に対しては接種勧奨を行う。

6 学校給食による食中毒

A小学校では、授業中や休み時間に、複数の児童が嘔吐や下痢、発熱などの症状を訴え、早退した。その後、症状を訴えた児童の保護者から、「診察した医師によると、食中毒の疑いが考えられる。」との連絡を受けた。

1 発生時の対応のポイント

初期対応

- ・管理職は、異常を訴える者、欠席者及び早退者の理由や症状に嘔吐や下痢、発熱、腹痛が共通に見られる状況を2週間前にさかのぼって把握し、(食中毒の集団発生の疑いがあるときは、)直ちに学校医、教育委員会、保健所に連絡する。
- ・管理職は、他の学校や児童の家族の状況などを把握する。
- ・管理職は、学校医や保健所から、地域における感染症の発生状況について情報を得る。
- ・管理職は、感染症の疑いも視野に入れ、発症前2週間に食物を扱った実習や行事等について把握する。
- ・管理職は、児童の健康状態や対応などについて、時系列に正確に記録する。
- ・校長は、学校給食の中止や臨休・出席停止等の措置について保健所等と相談の上、速やかに判断する。
- ・管理職は、保健所及び学校医等の指示事項を正確に記録する。
- ・管理職は、共同調理場長と連携し、献立表、調理作業工程表、作業動線図、温度記録簿、検収記録簿、検査記録簿、調理従事者検便結果、調理従事者の健康記録簿、日当点検表、保存食記録簿、児童の健康観察記録簿などを準備するとともに、学校給食の保存食の廃棄禁止を栄養教諭等に指示する。

保護者への対応

- ・担任等は、入院や欠席等をしている児童に対して、病院や家庭を訪問し、容体を確認するとともに、今後の対応について説明する。
- ・担任等は、症状のある児童を速やかに医療機関で受診させ、結果を学校に報告するよう依頼する。
- ・校長は、教育委員会や保健所の指示に基づき、食中毒発生(疑いがある)の事実、児童の健康調査、検便などの各種調査の協力を速やかに依頼する。
- ・校長は、PTA役員会等を招集し、状況を説明するとともに、今後の対応について協力を依頼する。
- ・校長は、全ての保護者を対象とした説明会等を開催して状況を説明するとともに、食中毒の正しい知識や二次感染予防等について文書を配布し、不安解消に努める。

児童への対応

- ・養護教諭等は、全校集会等により、食中毒の正しい知識、手洗いの励行など、健康管理についての指導を行う。
- ・担任等は、罹患した児童に対しては、不安解消に努め、心のケアが必要な児童にはカウンセリング等を行うとともに、いじめを受けることなどがないよう配慮する。

関係機関との連携

- ・管理職は、学校医、保健所に連絡し、症状のある児童への対処や施設等の消毒方法などについて指示を受け、対応する。
- ・校長は、保健所や教育委員会が行う検査や調査に協力する。

教育委員会(教育局)への報告

- ・管理職は、直ちに教育委員会(教育局)へ事故の状況を電話で報告し、対応策等について指導・助言を受ける。
- ・校長は、速やかに「学校(共同調理場)における食中毒発生状況報告」により報告するとともに、適宜中間報告する。また、終息したときは、「学校における感染症・食中毒等発生状況報告」により速やかに報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策(未然防止策)のポイント

再発防止策

- ・校長は、共同調理場長と連携し、関係機関の原因究明に協力し、事故原因の改善を図るとともに、関係機関の立入調査及び指導を受けて、改善状況の確認及び検証を行う。
- ・調理場においては、栄養教諭等が衛生管理責任者として、施設及び設備の衛生、食品の衛生及び学校給食調理員の衛生の日常管理等に当たり、学校給食衛生管理基準等に基づいた衛生管理が徹底されるよう指導する。

未然防止策

- ・校長は、学校保健委員会を活用するなどにより衛生管理委員会を設け、栄養教諭、保健主事、養護教諭等の教職員、共同調理場長、学校医、学校薬剤師、保護者及び保健所等の専門家及び保護者等が連携した学校給食の衛生管理を徹底するための体制を整備し、總部にわたり情報を交換し共有する。
- ・校長は、児童の喫食開始時間の30分前までに検食を実施し、異常があった場合には直ちに給食を停止し、速やかに共同調理場に連絡する。
- ・担任等は、児童に対し、手洗いや食品の衛生的な取扱いなどの習慣が身に付くよう衛生指導を行うとともに、給食当番の児童(教職員も含む。)の健康状態、身支度、配食前及び用便後の手洗い等について確認し、記録する。
- ・管理職は、日常から保健所等からの情報提供を受けるなど、地域における食中毒発生や流行の状況に留意し、早期にその症状の把握に努める。
- ・調理従事者等は、食中毒や衛生管理に関する知識をもって業務を行うことができるよう、研修において資質の向上を図る。

3 関係法令等

【法令等】

- ・食品衛生法第58条、同法施行規則第72条(中毒の届出)
- ・学校保健安全法第13条2項(臨時の健康診断の実施)、第19条(出席停止)、第20条(臨時休業)

【参考資料等】

- ・「学校給食衛生管理基準の施行について」(平成21年4月1日付け21文科ス第6010号文部科学省スポーツ・青少年局長通知)
- ・「第3次改訂版学校給食衛生管理マニュアル」(平成23年9月 北海道教育委員会)
- ・「学校等における感染症及び食中毒の発生並びに出席停止に係る報告について」(平成30年9月13日付け教健体第494号通知)

7 学校給食への異物混入

A中学校において給食時間となり、給食を食べ始めたところ、ある生徒がパンの中に細い針が入っていたと担任に報告した。

1 発生時の対応のポイント

初期対応

- ・担任等は、生徒の負傷の有無を確認し、学級の生徒に対して、給食を食べないように指示するとともに、直ちに管理職に報告する。
- ・管理職は、直ちに校内放送等により、生徒・教職員に対して給食を食べないように指示するとともに、他の学級の状況を把握する。
- ・管理職は、直ちに教育委員会及び共同調理場に事故の状況を報告するとともに、今後の対応策について協議する。

状況の把握

- ・担任等は、生徒の健康状態や対応などについて正確に記録する。
- ・管理職は、異物発見時の状況（食器・食缶の場所、配膳の方法、生徒の状況等）を確認するとともに、現物（袋等も）を保存する。
- ・管理職は、パンの搬入に携わった者と搬入状況（時刻、場所、個数等）を確認する。
- ・管理職は、故意に混入させたことも考えられることから、来校者名簿等によって、来校者を確認する。

保護者への対応

- ・校長は、保護者説明会等を設け、異物混入の状況を説明するとともに、対応、予防策等について文書を配布し、不安解消に努める。

生徒への対応

- ・校長は、全校集会等により、生徒に事故の状況と対応について説明し、不安解消に努める。

関係機関との連携

- ・校長は、警察へ速やかに届け出るとともに、捜査に協力する。
- ・管理職は、保健所（混入した物によっては学校医、学校薬剤師）に連絡し、対処の方法について指示を受け、対応する。
- ・校長は、翌日以降の給食の中止や献立変更の対応策について、教育委員会及び共同調理場長と協議する。
- ・教育委員会は、校長及び共同調理場長と協議し、学校給食の安全管理体制が整い、食品の安全性が確保された時点で給食用パンの使用の再開を決定する。

教育委員会（教育庁）への報告

- ・管理職は、直ちに教育委員会（教育局）へ事故の状況を報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
- ・校長は、事故発生の原因究明後、対応経過、今後の再発防止対策等をまとめ、速やかに「学校給食における事故（食中毒を除く。）発生報告書」を教育委員会（教育局）へ提出する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

未然防止策

- ・校長は、学校給食の安全管理のための担当者を明確にするとともに、食品の検収を確実に実施し、配膳室等に食品を保管する際の留意事項（保管場所、温度、出入り口の施錠等）を徹底するなど、管理体制を整える。
- ・担任等は、安全確保のため、生徒への指導を徹底する。（パンはちぎって、一口大にして食べる。牛乳等が容器から漏れていないか確認する等）

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全の確保）、第29条（危険等発生時対応要領の作成等）、第29条2項、第29条3項
- ・学校保健安全法施行規則第1条（環境衛生検査）、第2条（日常における環境衛生）、第28条（安全点検）、第29条（日常における環境の安全）

【参考資料等】

- ・「学校給食衛生管理基準の実施について」（平成21年4月1日付け 21文科ス第6010号文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
- ・「第3次改訂版学校給食衛生管理マニュアル」（平成23年9月 北海道教育委員会）
- ・「学校給食における異物混入防止と安全確保の徹底について」（平成29年9月7日付け教健体第479号学校教育局健康・体育課長通知）

8 食物アレルギー

A小学校で給食指導中、児童Bが、全身にじん麻疹ができ、腹痛を感じると担任に訴えてきた。担任が様子を見ている間に児童Bはぐったりし、意識がもうろうとしてきた。児童Bは食物アレルギーをもつ児童であり、ショック症状を呈していると思われる。

1 発生時の対応のポイント

初期対応

- ・担任等は、当該児童から目を離さず、状況を観察するとともに、直ちに他の児童に養護教諭や他学級の担任等と呼びに行かせる。知らせを受けた養護教諭等は直ちに管理職に報告する。
- ・管理職は、学校生活管理指導表及びアドレナリン自己注射薬「以下、エピペンという。」を持ってくるよう指示する。
- ・管理職は、担任や養護教諭等の介助のもと、エピペンを使用すると同時に、救急車を要請し、担任等を同行させて当該児童を医療機関へ搬送する。

児童への対応

- ・その場で安静にさせ、立たせたり、歩かせたりしない。
- ・足を膝より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え、体と顔を横向きにする。
- ・救急隊が到着するまでの間、意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色を確認しながら必要に応じて心肺蘇生とAEDの措置を行う。

他の児童への対応

- ・他学級の担任等は、当該学級の児童の給食を一時停止させ、他の教室に移動させるとともに、当該児童の状況を説明し、動揺が広がらないように適切な言葉かけを行う。

保護者への対応

- ・管理職は、当該児童の保護者に症状や経過、搬送先等を正確に連絡する。
- ・管理職は、病院に向かい、保護者に事故の状況を説明する。

関係機関との連携

- ・管理職は、学校区及び主治医に連絡し、必要な指示を受け、対応する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、直ちに教育委員会（教育局）へ事故の状況を電話で報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
- ・校長は、事故発生の原因究明後、対応経過、今後の再発防止対策等をまとめ、速やかに「学校給食における事故（食中毒を除く。）発生報告書」を教育委員会（教育局）へ提出する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策

- ・アレルギー対応委員会を開き、学級担任、養護教諭、栄養教諭等からの情報をもとに、事故に至った経緯や行った対応策を整理する。
- ・関係機関の協力を得ながら、原因や学校の対応等を分析し、校内体制の見直しや研修を実施するなど、再発防止策を講じる。

未然防止策

- ・管理職は、学校における配慮や管理が必要な児童の保護者に対して、主治医等の診断に基づき作成される「学校生活管理指導表」の提出を依頼し、緊急時に教職員全員が閲覧できる状態で一括して管理する。また、「学校生活管理指導表」は、症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は毎年提出を依頼する。
- ・担任等は、「学校生活管理指導表」を用いて、保護者と個別面談を行い、原因となる食物、運動との関連の有無、学校給食の対応、エピペンや内服薬の携帯、課外活動の留意点等、児童の突発性について正確な情報を把握する。
- ・校長は、保護者の同意を得た上で、アレルギー対応委員会において、児童のアレルギー等の情報をもとに食物アレルギーの対応について協議し、個別の「取組プラン」を作成し、全教職員に周知して共通理解を図る。
- ・栄養教諭等は、料理ごとに使用している原材料が詳細にわかる献立表を作成し、教職員、調理場、保護者等の関係者全員で同一のものを共有する。また、児童が新しい環境に慣れるまでの間、新規発症の原因となりやすい食物（ピーナツ、種実、木の实類やキウイフルーツなど）の使用に十分配慮する。
- ・担任等は、学校給食における食物アレルギー対応食（弁当対応も含む。）について、事前に詳細な献立表や対応食予定表等を用いて保護者と確認し、当該児童に対応食等が配膳されたかを必ず確認する。また、当該児童が原因食品を含む料理をおかわりしないように十分留意する。
- ・校長は、児童が緊急性の高いアレルギー症状を発症した際に、全教職員が役割分担をして、エピペン、心肺蘇生とAEDが使用した対応等が確実にできるように、シミュレーション研修や実技研修等を実施する。

3 関係法令等

【参考資料等】

- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年3月 財団法人日本学校保健会）
- ・「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」（平成26年3月26日付け25文科第713号 文部科学省スポーツ・青少年局長通知）
- ・「学校における食物アレルギー対応の進め方」（平成26年11月 北海道教育委員会）
- ・「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月 文部科学省）
- ・「食に関する指導の手引 第一次改訂版」（平成22年3月 文部科学省）

アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、じん麻疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をいう。

原因のほとんどは食物だが、昆虫刺傷、医薬品、ラテックス（天然ゴム）、運動などでも起こることがある。

9 飲料水の事故

A高校で、多くの生徒から飲料水に異臭があるとの訴えがあった。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握・対応

- ・異臭等の訴えがあった場合、飲料水を確認し、汚染の疑いがある場合は、直ちに水道水の使用を中止するとともに、全教職員・生徒等に周知する。
- ・体調不良を訴える生徒等がいる場合は、当該生徒等を保健室で応急手当をした後、必要に応じて救急車の出動を要請し、救急車の到着後、教職員が同乗し、救急隊員に状況等を説明する。

関係機関との連携

- ・水道事業者、検査機関、学校薬剤師と連携し、速やかに水質検査（臨時）を実施する。

保護者への対応

- ・体調不良を訴え、応急手当や医療機関での診察を受けた生徒の保護者に対して、状況を説明するとともに、帰宅後の当該生徒の体調確認と再び体調不良となった場合の速やかな医療機関での受診、当該生徒の状況の学校への連絡を依頼する。
- ・水道水の使用を中止した場合は、保護者に対し水道水に異常が発生したこと及び学校の対応について文書等で周知する。
- ・検査結果についても、文書等で周知し理解を得るよう努める。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

原因の究明・再発防止策の検討

- ・保健所等の関係機関による水質検査（臨時）の結果を基に原因の特定に努め、原因が学校管理下の施設設備の不備にある場合は、速やかに市町村教育委員会（教育局）に改善の措置を講ずるよう求める。
- ・原因が市町村等の水道事業者から学校施設までの経路の途中の問題にある場合は、速やかに関係機関と連携して対策を検討し、市町村の水道事業者等に改善の措置を講ずるよう求める。

未然防止策

- ・飲料水の管理に当たり、受水槽・高圧水槽を設置している場合は、汚水の混入や細菌の増殖によって汚染される可能性を想定し、遊離残留塩素や外観・臭気・味等の日常点検を着実に実施する。
- ・教職員及び生徒には、平素から、飲料水の色、濁り、臭気、味などについて関心をもたせ、万一異常を感じたときは、直ちに連絡するよう指導の徹底を図る。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第4条（学校保健に関する学校の設置者の責務）、第5条（学校保健計画の策定等）、第6条（学校環境衛生基準）、第26条（学校安全に関する学校の設置者の責務）、第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全の確保）、第29条（危険等発生時対処要領の作成等）、第30条（地域の関係機関等との連携）
- ・学校保健安全法施行規則第1条（環境衛生検査）、第2条（日常における環境衛生）

【通知等】

- ・「学校環境衛生基準の施行について」（平成21年4月14日付け教学健第75号 学校教育局学校安全・健康課長通知）
- ・「学校環境衛生基準の一部改正について」（平成30年4月11日付け教健体第36号 学校教育局健康・体育課長通知）

【参考資料等】

- ・「学校環境衛生管理マニュアル『学校環境衛生基準』の理論と実践【平成30年度改訂版】」（文部科学省）

飲料水の管理

多くの学校は水道事業者から飲料水の供給を受けており、学校内の水道施設・設備を含め、飲料水の管理は学校が行うものである。

10 窒息時の対応

A小学校において、児童が給食の時間中に、配食された白玉だんごを喉に詰まらせた。

1 発生時の対応のポイント

初期対応

- ・担任等は、当該児童に「喉が詰まったの？」と尋ね、声が出せず、うなずくようであれば窒息と判断し、次の方法で応急手当をする。
- ・担任等は、他の児童に養護教諭や他学級の担任等と呼びに行かせる。知らせを受けた他学級の担任等は直ちに管理職に報告し、救命車を要請する。

【背部叩打法】

体の小さな児童では、立て膝で太ももがうつぶせにした児童のみぞおちを圧迫するようにし(右図)、児童の頭を低くして、背中の真ん中を平手で何度も連続して叩く。
なお、腹部臓器を傷つけないよう力を加減する。



【ハイムリッヒ法(腹部突き上げ法)】

体の大きな児童では、後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上の方に圧迫する(右図)。この方法が行えない場合、横向きに寝かせるか、座って前かがみにして、背部叩打法を試みる。



【参考：食に関する指導の手引-第一次改訂版-(文部科学省)】

【参考：食に関する指導の手引-第一次改訂版-(文部科学省)】

- ・当該児童に反応がない場合や、最初は反応があっても応急手当を行っている途中でぐったりして反応がなくなった場合には、直ちに心肺蘇生とAEDを開始する。

他の児童への対応

- ・他の教職員等は、当該学級の児童の給食を一時停止させ、他の教室に移動させるとともに、当該児童の状況を説明し、動揺が広がらないよう適切な言葉かけを行う。

保護者への対応

- ・管理職は、直ちに当該児童の保護者に、状況や経過、搬送先を正確に連絡する。
- ・担任等は、救急車による搬送の際に同行し、同時に病院に向かった管理職と共に当該児童の保護者に事故の状況を説明する。
- ・校長は、事故の原因や状況、今後の対応策を全校児童や保護者に説明し、学校の対応について理解を求める。

教育委員会(教育局)への報告

- ・管理職は、直ちに教育委員会(教育局)へ事故の状況を電話で報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
- ・校長は、事故発生の原因究明後、対応経過、今後の再発防止対策等をまとめ、速やかに「学校給食における事故(食中毒を除く。)発生報告書」を教育委員会(教育局)へ提出する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策(未然防止策)のポイント

未然防止策

- ・担任等は、日常の給食指導において、次のことを指導するとともに、教師不在の時間をつくり、食事中は児童の様子に注意する。
 - *食べ物には食べやすい大きさにして、よくかんで食べること。
 - *口に食べ物を入れたままおしゃべりしないこと。
 - *食事中にびっくりさせるようなことはしないこと。
 - *歩きながら飲食しないこと。
 - *食べ終わる速さを競わないこと。
 - *種のある果物を食べる時には、十分注意して種を取りのぞいて食べること。
- ・授業が給食の時間に食い込むことがないように努めるとともに、おかわり開始の時間を設定するなど、児童がゆとりをもって食事ができるように配慮する。
- ・テレビ放送を見ながら食事をさせたり、食事に集中できなくなる放送等を行ったりしないように配慮する。
- ・嚥下障害のある児童は、食べ物による窒息を避けやすいので、担任等は主治医の指示を受けながら、家庭と連携して十分注意する。
- ・嚥下障害のある児童に種のある果物を提供する際には、種を除去して提供する。
- ・学校給食の検食者は、検食の段階で食べ方に注意する必要があると判断した場合には、直ちに校長に報告し、全教職員にその内容を周知する。

学校給食による窒息事故発生に備えた学校体制の確立

- ・給食の誤嚥による窒息事故を想定した応急手当や心肺蘇生とAED等について校内研修を実施するなど教職員の対応能力を高める。
- ・事故が発生した場合の学校独自の危機管理マニュアル(応急手当、緊急連絡先の確認等)を再確認し、学校全体で危機管理体制の充実に努めること。

3 関係法令等

(法令等)

- ・消費者安全法第12条(消費者庁)

(通知)

- ・「種書のある幼児児童生徒の給食その他摂食を伴う指導に当たっての安全確保について」(平成24年7月3日付け24初特支第9号文部科学省通知)
- ・「学校給食における窒息事故の防止について」(平成25年7月5日付け教健体第406号学校教育局義務課長、特別支援教育課長、健康・体育課長通知)

(参考資料等)

- ・「安全な学校給食の提供のために」(平成27年3月 北海道教育委員会)
- ・「食に関する指導の手引-第一次改訂版」(平成22年3月文部科学省)
- ・「特別支援学校における再調理のガイドライン」(平成21年4月 北海道教育委員会)

1.1 自動販売機の事故（異物混入・内容変質・賞味期限切れ等）

A高校で、生徒Bが、学校に設置されている自動販売機で紙パックのコーヒー飲料を購入しようとした際、商品取り出し口にすでにあらだ商品を手に取ってしまった。生徒Bはそのコーヒー飲料を飲んだところ、いづれとも風味が異なると感じ、一口で飲むのをやめた。その後、生徒Bは体調不良を訴え、嘔吐した。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握・対応

- ・連絡を受けた教職員は、当該生徒の状況を確認して、養護教諭に連絡し、応急手当をするとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・直ちに救急車の出動を要請し、救急車の到着後、教職員が同乗し、救急隊員に状況等を説明する。
- ・同じ自動販売機で商品を購入した他の生徒の有無を確認するとともに、校内放送等を利用して、商品を口にしないよう指示する。すでに口にしていた生徒等があった場合は、身体の状態を担任等が把握し、管理職に報告する。
- ・自動販売機による商品の販売を中止するとともに、張り紙や校内放送等を利用して、販売の中止を周知する。
- ・当該生徒が飲んでいた紙パック入りのコーヒー飲料について、中身がこぼれないように封をし、ビニール袋などに入れて一時保管する。（低温での保存が必要な場合は冷蔵庫などに入れる。）
- ・自動販売機設置業者へ連絡するとともに、自動販売機や商品の管理状況を聴取する。

保護者への対応

- ・生徒Bの保護者に、症状や経過、搬送先等を正確に連絡する。
- ・保護者からの相談等に対して、誠意をもって対応する。
- ・他に同様の症状を訴える生徒がいた場合には、当該生徒の保護者へ連絡する。

関係機関との連携

- ・保健所に詳細を連絡し、以後の対応について相談する。
- ・異物混入、内容物の変質等が外部からの作為によることが考えられる場合には警察へ連絡する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

再発防止策

- ・毎日定時に自動販売機の商品取り出し口の点検を行う。
- ・自動販売機で購入した製品に外観上異常のあるもの、封切りされた形跡のあるものを発見した際には、商品を口にせず、教職員に連絡するよう生徒に指導する。

未然防止策

- ・自動販売機設置業者に自動販売機内の製品の管理の回数を増やすなど管理徹底を要請する。
- ・缶飲料等の加温販売はできるだけ避け、加温販売する場合は自動販売機設置業者に適切な保管温度の維持等、より一層の商品管理を図らせる。

1.2 地震

3時間目の授業中に地震が発生し、A小学校では震度6強の激しい揺れに襲われた。

1 発生時の対応のポイント

初期対応(安全確保・状況把握)

- ・児童に窓やロッカーから離れ、机の下に潜るように指示する。
- ・身を隠すところがない場合は、落下物から身を守るため、座布団や靴、本などで頭を保護し、低い姿勢をとらせる。
- ・廊下、運動場、体育館などの広い場所においては、中央部に集まってしゃがむよう指示する。
- ・避難口を確保するため、出入り口を開放する。
- ・火気使用中は、直ちに消火し、ガスの元栓を閉め、電気器具のコンセントを抜く。

二次対応(避難指示・誘導)

- ・管理職は、テレビやラジオ、インターネット等で地域全体の被害状況や津波警報の発令の有無、停電や断水等の状況を把握し、負傷者の救護や避難方法を決定する。また、学校の被害状況を踏まえ、必要に応じて「学校防災本部」を設置する。
- ・学校施設の安全点検を行い、危険箇所がある場合は、立ち入り禁止の表示等を行うとともに、既存の図面等に当該箇所を表示し、教職員に周知する。
- ・授業担当教諭は、児童の負傷の有無や程度、避難時の安全性(教室等及び周辺の被害状況、転倒、落下の危険性等)を確認するとともに、児童の不安を増大させないようその場にとどまる。
- ・発生時に授業を担当していない教諭は、分担して各教室に急行し、授業担当教諭から児童の状況聞き取りとともに、避難経路や避難場所の安全性、校舎の損壊状況などを確認し、管理職に報告する。また、必要な場合は、授業担当教諭や養護教諭と連携し負傷者の応急手当に当たる。
- ・避難誘導を担当する教職員は、避難経路及び避難場所の安全性が確認できた後、校内放送等を通じて避難の指示を行う。
- ・授業担当教諭は、指示に従い、児童の避難を開始する。その際、「走らない」、「話をしない」など落ち着いて行動するよう指導する。
- ・発生時に授業を担当していない教諭は、避難経路及び避難場所における誘導と安全確保に努める。
- ・校内放送が使用できない場合は、ハンドマイク等を用いて伝えるなど、確実な伝達方法により避難指示を伝える。さらに、逃げ遅れた者がいないかを確認する。

避難場所での対応

- ・授業担当教諭又は担任は、名簿による人員確認、負傷者等の状況確認を行い、管理職に報告する。
- ・管理職は、児童や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等を中心に救護班を組織し、応急手当を行う。

教育委員会(教育局)への報告

- ・管理職は、災害により被害があった場合や、教養活動に支障や影響があった場合は、その概要について、速やかに市町村教育委員会(教育局)へ報告し、対応等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

事後対応

- ・警察、消防署などの関係機関から、校区の被災状況を正確に把握する。
- ・負傷した児童がいる場合は、速やかに保護者に連絡する。
- ・通学路の安全状況や交通機関の運行状況を確認する。
- ・下校させる場合は、通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者の出迎え等、安全な下校のための手立てを講じ、保護者に連絡する。また、保護者と連絡が取れない場合や公共の交通機関が不通で下校手段のない場合、気象情報や土砂災害警戒情報等により下校時に危険が予想されている場合は、学校に待機させる。
- ・学校で待機させる場合は、生徒を各地区ごとに集め、下校が可能となった場合に備える。保護者の出迎えがあった場合は、保護者に引き渡す。
- ・事故の発生直後から、児童生徒等や保護者等に対する支援を行い、心のケアに努める。
- ・電気、水道等、ライフラインが寸断された場合は備蓄品等で対応する。
- ・長期間休校となる可能性を考慮し、教職員や児童生徒、保護者との連絡体制を確認する。

2 防災対策のポイント

事前の対応策

- ・日頃から、教職員の危機管理意識の高揚を図り、危機管理マニュアル等を踏まえた、事前、発生時及び事後の危機管理に応じた体制を、家庭・地域・関係機関と連携し、必要に応じて教育委員会のサポートを受けながら整備しておく。
- ・校区の過去の災害や被災の危険度を確認し、具体的な防災計画を作成する。

安全教育の徹底

- ・学校の教育活動全体を通じて、自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。
- ・1日防災学校や防災の専門家を招へいした講演会、地域住民や関係機関等と連携した防災訓練、PTAや地域防災組織と連携した合同訓練を行うなど、様々な状況を想定した防災訓練を計画的に実施する。
- ・特別な配慮を必要とする児童や負傷者等の避難を円滑に行うための方法を明確にして訓練を行う。
- ・関係機関と連携し、教職員の防災教育に関する指導力や危機管理能力を高め、AEDの使用手法など緊急手当の技能を身に付けるための校内研修を実施する。

安全管理の徹底

- ・学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、館休の対応も含めて、防災に関する計画やマニュアルの策定・見直しが行われるようにする。
- ・避難訓練を通して防災体制の問題点を確認し、改善を図るとともに、日頃から教職員の危機管理意識の高揚を図り、施設・設備等の安全点検を徹底する。
- ・緊急時に搬出が必要な物品の保管場所を全教職員に周知するとともに、定期的に点検を行う。
- ・書棚やロッカーなどが地震発生時に移動・転倒しないよう対策を行う。
- ・大規模な地震の後は電話が通じないことが多いため、電子メールなどの代替の通信手段を確保し、連絡方法を複線化するなど情報発信手段をあらかじめ準備しておく。
- ・地震発生後の児童の保護者への引き渡しの手順を明確にし、その内容を保護者に説明し理解を得る。
- ・学校施設が地域の避難所となっている場合には、自治体の防災担当部局、教育委員会等と協議の上、管理場所、備蓄物資の内容、管理者、管理方法等について予め決めておく。

連絡・通信手段の複線化

- ・大規模な地震や津波災害が起こった際には、通信機器の被災や回線の混雑により、保護者と連絡を取ることが難しい状況が考えられる。
- ・電子メールやホームページ、インターネット(SNS)など、電話以外の通信手段、情報発信手段を準備し、保護者へ周知を図るなど、緊急時の連絡・通信手段の複線化を図る取組を工夫することが大切である。

非構造部材の耐震化

- ・近年の大規模な地震では、天井材の落下など、いわゆる「非構造部材」の被害も発生している。文部科学省では、学校設備者や学校の教職員が非構造部材の耐震対策の重要性とともに、その点検及び対策の手法に関する理解を深め、耐震対策を進めるきっかけとなるよう、ガイドブックを作成している。

地震に備えた学校における非構造部材(設備等)の主な点検項目例
 ~学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(文部科学省)より~
 (窓ガラス周辺)

- ・地震時に衝突するおそれがあるものを窓ガラス周辺に置いていないか
- (放送機器・体育器具)
- ・本体の傾きや取付け金物の腐食、破損等は見当たらないか
- (テレビ、パソコン等)
- ・天吊りテレビは天吊りのテレビ台に固定されているか
- ・棚置きテレビ、パソコン、キャスター付きテレビ台などは転倒・落下防止対策がされているか
- (収納棚など)
- ・書棚、薬品棚、ロッカー等は取付け金物で壁や床に固定しているか
- ・棚の上に重量物を置いていないか
- ・薬品棚については薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか
- (ピアノなど)
- ・ピアノなどに滑り・転倒防止対策を講じているか

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第27条(学校安全計画の策定等)、第28条(学校環境の安全確保)、第29条の2(危険等発生時対処要領の訓練の実施等)
- ・災害対策基本法第46条(災害予防及びその実施責任)、第47条(防災に関する組織の整備義務)、第48条(防災訓練義務)

【通知等】

- ・「自然災害の発生を想定した避難訓練等の実施について」(平成23年6月9日付け教生字第167号 学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)
- ・「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について」(平成29年1月26日付け教生第1608号 総務政策局施設課長・学校教育局参事(生徒指導・学校安全)通知)

【参考資料等】

- ・「防災教育啓発資料『学んD E防災』(地震編)」(平成23年11月 北海道教育委員会)
- ・「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」(平成24年3月 文部科学省)
- ・「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック改訂版」(平成27年3月 文部科学省)
- ・「防災教育啓発資料『学んD E防災』(地震編)」(平成30年7月 北海道教育委員会)
- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(平成30年2月 文部科学省)

避難所協力

- ・避難所運営は本来的には防災担当部局が責任を有するものだが、災害規模が大きな場合には、教職員が避難所の開設や運営等について中心的役割を担う状況が考えられる。そのため、学校が避難所となる場合には、各自治体で作成している避難所の開設や運営マニュアルと併せ、教職員が協力できる内容について関係機関とあらかじめ調整しておくことが必要である。

1.3 津波

震度6強の地震が発生し、津波警報（大津波）が発表された。

1 発生時の対応のポイント

初期対応（安全確保・状況把握）

- ・管理職は、地震の揺れが収まった後、迅速にテレビやラジオ、インターネット等により、津波に関する情報を収集する。
- ・管理職は、津波に関する正しい情報をもとに、避難場所、避難経路を決定する。
- ・管理職は、津波に対する注意報・警報の内容に応じて避難の指示を出す。

二次対応（避難指示・誘導）

※避難指示、誘導については地震の内容と同じ。

- ・避難に当たっては、素早く的確な対応が求められることから、児童生徒を見失わないようなバランスのよい教員の配置、遅れた児童生徒等への対応を工夫する。
- ・津波発生時には、大地震による道路や施設の破損、停電による傷等様等への影響、液状化による被害や到達する津波の高さなどの状況に応じて、避難経路や避難場所を変更するなど、最も安全と思われる行動を選択する。

臨機応変な判断と避難

・東日本大震災では、津波を避けるために逃げた高台にも津波が迫り、さらに高いところに避難したというケースや、避難した場所で生徒が崖崩れを発見し、別な避難場所に移動するというケースがあった。実際の災害場面では、防災マニュアルの内容に留まらず、その時々で状況をしっかり把握し、最も安全と思われる行動を選択することが大切である。

2 防災対策のポイント

体制整備と備蓄

- ・津波警報の内容に応じて、二次避難の判断・指示を素早く行うことができるように、チェックシートやフローチャートなどの形でその手順を明確にしておく。
- ・校外活動などにおいて被災することも想定し、活動場所や移動経路上での避難場所を決め、保護者へ周知するとともに、引率者が携帯ラジオを持ち、情報を得られるように準備する。
- ・津波による被害が想定される学校では、災害時の備蓄物資が海水などで濡れて使えなくなることがないように、災害時に必要なものはあらかじめ高層階に備蓄するなど保管場所を工夫する。
- ・避難所の開設について、防災担当部局や地域住民等関係者・団体と連携を図り、あらかじめ開設の手順と役割を明確にしておく。

安全教育の徹底

- ・学校の教育活動全体を通じて、自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。
- ・特に、津波については、津波の到来よりも早く高い所に避難するという「津波でんでんこ」の言い伝えに基づいた、徹底した津波防災教育により、児童生徒等自らが判断し、さらに安全な場所に自主的に避難して危険を回避した例もあり、想定を越えた場合の行動や対応を可能とすることや率先避難者としての自覚を促すことなどを目指して指導する必要がある。

津波でんでんこ

・古くから津波に襲われてきた三陸地方には、「津波でんでんこ」という言い伝えがある。

・この言い伝えには、「津波が来たら、各自でんでんばらばらに高台へ逃げて自分の命を守る」という意味があり、こうした祖先からの言い伝えが今も語り継がれている。

安全管理の徹底

- ・学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、臨休の対応も含めて、防災に関する計画やマニュアルの策定・見直しが行われるようにする。
- ・避難訓練の実施に当たっては、避難場所までの避難が完了するまでの時間を測定し、津波の予想到達時間と照らし合わせ、避難場所や経路、方法が適切かどうか検証する。
- ・津波の発生が予想される地域においては、地震の規模による被災状況を考慮し、複数の避難経路や避難場所を準備する。
- ・災害時に電話による連絡や学校HPへの緊急連絡の搭載が不可能であることを想定し、電子メールなどの代替の通信手段を確保し、連絡方法を複線化するなど情報発信手段をあらかじめ準備しておく。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全確保）、第29条の2（危険等発生時対応要領の訓練の実施等）
- ・災害対策基本法第46条（災害予防及びその実施責任）、第47条（防災に関する組織の整備義務）、第48条（防災訓練義務）

【通知等】

- ・「自然災害の発生を想定した避難訓練等の実施について」（平成23年6月9日付け教生字第167号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

【参考資料等】

- ・「防災教育啓発資料『学んDE防災』（津波編）」（平成23年11月 北海道教育委員会）
- ・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月 文部科学省）
- ・「防災教育啓発資料『学んDE防災』（津波編）」（平成30年7月 北海道教育委員会）
- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）

1.4 火山噴火

近隣の火山が噴火し、大量の降灰と火砕流の危険性が高まり、避難指示が発表された。

1 発生時の対応のポイント

① 初期対応（安全確保・状況把握）

- ・管理職は、噴火警戒レベル等の状況を正確に把握し、避難方法等を決定するとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等で地域全体の被害状況の有無等を把握する。また、学校の被害状況を踏まえ、必要に応じて「学校防災本部」を設置する。
- ・授業担当教諭は、避難時の安全性（教室及び教室周辺の被害状況、噴出物の危険性等）を確認するとともに、児童生徒の不安を増大させないようその場にとどまる。
- ・発生時に授業を担当していない教職員は、分担して各教室に急行し、授業担当教諭から児童生徒の状況を聞き取るとともに、避難経路や避難場所の安全性、校舎の損壊状況などを確認し、管理職に報告する。
- ・噴出物から生命・身体を守るために、ヘルメット、座布団、鞆などで頭を保護させる。
- ・火気使用中は、直ちに消火し、ガスの元栓を閉め、電気具のコンセントを抜く。
- ・危険箇所がある場合は、立ち入り禁止の表示等を行うとともに、既存の図面等に当該箇所を表示し、教職員に周知する。

② 二次対応（避難指示・誘導）

- ・避難誘導を担当する教職員は、避難経路及び避難場所の安全性が確認できた後、校内放送等を通じて避難の指示を行う。
- ・授業担当教諭は、指示に従い、児童生徒の避難を開始する。その際、「走らない」、「話をしない」など落ち着いて行動するよう指導する。
- ・発生時に授業を担当していない教職員は、避難経路及び避難場所における誘導と安全確保に努める。
- ・確実な伝達方法により避難指示を伝える。さらに、逃げ遅れた者がいないかを確認する。

③ 教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、災害により被害があった場合や、教育活動に支障や影響があった場合は、その概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

④ 事後対応

- ・万が一負傷した児童生徒がいる場合は、速やかに保護者に連絡する。
- ・通学路の安全状況や交通機関の運行状況を確認する。
- ・下校させる場合は、通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者の出迎え等、安全な下校のための手立てを講じ、保護者に連絡する。また、保護者と連絡が取れない場合や公共の交通機関が不通で下校手段のない場合、気象情報や土砂災害警戒情報等により下校時に危険が予想されている場合は、学校に待機させる。
- ・学校で待機させる場合は、生徒を各地区ごとに集め、下校が可能となった場合に備える。保護者の出迎えがあった場合は、保護者に引き渡す。
- ・避難場所では、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車等を通じて正しい情報を収集する。
- ・事故の発生直後から、児童生徒等や保護者等に対する支援を行い、心のケアに努める。
- ・電気、水道等、ライフラインが寸断された場合は備蓄品等で対応する。
- ・長期間休校となる可能性を考慮し、教職員や児童生徒、保護者との連絡体制を確認する。

2 防災対策のポイント

① 安全教育の徹底

- ・安全教育的指導計画を見直し、学校の教育活動全体を通じた防災教育を推進する。
- ・防災の専門家を招いた講演会や、関係機関等と連携した防災訓練、PTAや地域防災組織と連携した合同訓練を行うなど、様々な状況を想定した防災訓練を計画的に実施する。
- ・関係機関と連携し、教職員の防災教育に関する指導力や危機管理能力を高め、AEDの使用方法など応急手当の技能を身に付けるための校内研修を実施する。

② 安全管理の徹底

- ・学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、臨休の対応も含めて、防災に関する計画やマニュアルの策定・見直しが行われるようにする。
- ・避難訓練を通して停電や情報遮断時の対応等の防災体制の問題点を確認し、改善を図るとともに、日頃から教職員の危機管理意識の高揚を図り、施設・設備等の安全点検を徹底する。
- ・緊急時に搬出が必要な物品の保管場所を全教職員に周知するとともに、定期的に点検を行う。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全確保）、第29条の2（危険等発生時対応要領の訓練の実施等）
- ・災害対策基本法第46条（災害予防及びその実施責任）、第47条（防災に関する組織の整備義務）、第48条（防災訓練義務）

【通知等】

- ・「学校における防災教育教材等にかかわる情報について」
（平成19年9月21日付け教学審第834号 学校教育局学校安全・健康課長通知）
- ・「自然災害の発生を想定した避難訓練等の実施について」
（平成23年6月9日付け教生学第167号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

【参考資料等】

- ・「学校施設の防災安全点検マニュアル」（平成17年4月 北海道教育委員会）
- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）

火山噴火の場合の留意点

- ・火山情報に注意し、常に最新情報を収集する。
- ・避難勧告が出た場合は、児童生徒を指定された避難場所へ安全に誘導する。
- ・学校が避難場所になった場合の対応について、市町村の防災担当とあらかじめ協議しておく。

災害発生時の「声の伝言板」
【災害伝言ダイヤル 171】

- ・地震や火山の噴火等による災害が発生し、電話がつながりにくい状況になった場合、安否確認の伝言を録音できるサービス

1.5 台風、暴風雪（災害）

A中学校のある地域では、台風の影響で屋前から徐々に風雨が強まり、午後に入って予想以上の風と集中豪雨になった。学校の周囲では至る所で街路樹が倒れ、道路の一部が冠水している。

1 発生時の対応のポイント

状況把握（初期対応）

- ・管理職は、テレビ、ラジオ、インターネット等からの気象情報、河川情報や関係機関への問い合わせ、自治体が発令する避難に関する情報、実際の状況観察など、正確な情報収集を行う。
- ・学校内外の安全状況を確認し、危険な状況が予測される場合には、カーテンを窓にはさんだり、窓から離れたりして、窓ガラスの破損に備えるとともに、必要に応じて外部面のガラスを防護するなど、生徒の安全確保に努めるよう全教職員に指示する。状況に応じて体育館などの安全な場所に避難させる。
- ・学校周辺の状況を把握するとともに、冠水や土砂崩れ等の被災箇所を確認し、生徒の通学経路の状況の把握に努め、土砂災害や浸水によって学校以外の場所への避難が必要となる可能性がある場合は、早期に避難を検討する。
- ・必要に応じ近隣校と情報交換を行う。
- ・管理職は、始業前に生徒の安全が確保できないことが明らかな場合は、臨時休業等の措置を講ずる。

下校・待機の判断

- ・下校させる場合は、通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者の出迎え等、安全な下校のための手立てを講じ、保護者に連絡する。また、保護者と連絡が取れない場合や公共の交通機関が不通で下校手段のない場合、気象情報や土砂災害警戒情報等により下校時に危険が予想されている場合は、学校に待機させる。
- ・学校で待機させる場合は、生徒を各地区ごとに集め、下校が可能となった場合に備える。保護者の出迎えがあった場合は、保護者に引き渡す。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、事故が発生した場合は、その概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受け、全教職員で協力し対応に当たるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 防災対策のポイント

事前の対応策

- ・日頃から、教職員の危機管理意識の高揚を図り、危機管理マニュアル等を踏まえた、事前、発生時及び事後の危機管理に応じた体制を、家庭・地域・関係機関と連携し、必要に応じて教育委員会のサポートを受けながら整備しておく。
- ・校区の過去の災害や被災の危険度を確認し、具体的な防災計画を作成する。
- ・日頃から、教職員が分担して通学路等を巡回し、河川・用水路・側溝・水田、崖、坂道などの危険箇所の状況を把握するとともに、必要に応じ教育委員会を通じて市町村の土木課等へ通報し、安全確保の措置を講ずるよう要請する。
- ・危機管理マニュアルや学校安全計画を、保護者や地域住民に周知して協力体制を整備するとともに、学校の安全教育・安全管理の方針を具体的に共有する。
- ・特別警報が出た場合、ただちに命を守る行動をとるよう日頃から生徒に伝える。
- ・災害発生時に迅速に対応できるよう情報の収集手段（テレビ、ラジオ、インターネット等）や問い合わせ先を確認しておく。

安全教育の徹底

- ・災害発生時の危険や安全な行動の仕方等に関して、具体的に指導する事項を指導計画に位置付け、危険予測能力、対応能力の育成に努める。
- ・より効果的な実践を図るために、防災の専門家を招いた講演会や、関係機関等と連携した防災訓練、PTAや地域防災組織と連携した合同訓練を行うなど、様々な状況を想定した防災訓練を計画的に実施する。
- ・集団下校や保護者引き渡し訓練、連絡網のシミュレーションの実施など、生徒や保護者が緊急時における安全確保について理解し、安全な行動を取ることができる指導を充実させる。

3 関係法令等

（法令等）

- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全の確保）
- ・災害対策基本法第46条（災害予防及びその実施責任）、第47条（防災に関する組織の整備義務）、第48条（防災訓練義務）

（通知等）

- ・「台風期における防災体制強化について」（平成17年9月6日 企画総務部学校施設課長・生涯学習部スポーツ健康教育課長通知）
- ・「今冬の大寒における通学路等の安全確保の徹底について」（平成18年1月24日 生涯学習部スポーツ健康教育課長通知）
- ・「学校における防災教育教材等にかかわる情報について」（平成19年9月21日 学校教育局学校安全・健康課長通知）

（参考資料等）

- ・「防災教育啓発資料『学んD E防災』（気象）」（平成30年7月 北海道教育委員会）
- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）

災害の場合の留意点

- ・暴風雪時の緊急下校を考慮し、日頃から通学時の服装等、児童生徒の防寒対策に留意する。
- #### 落雷の場合の留意点
- ・雨が降っていなくても落雷の可能性があるので、天候の急変に留意する。
 - ・落雷発生時に校外やグラウンドで活動していた場合、速やかに屋内へ避難する。

〈自然災害への対応〉

1 児童生徒の保護者への引き渡し

災害の規模や被災状況により、児童生徒を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すかなどの判断をする必要がある。被災時には保護者と連絡が取れなくなることが考えられることから、予め引き渡しの判断などについて、学校と保護者の間で対応を確認しておくことが必要である。

(1) 引き渡しの判断

- 引き渡しについては、予め引き渡しのルールを決めて、保護者に周知する必要がある。
- 引き渡しの判断については、予め引き渡しの判断基準を明確にするとともに、保護者と共通理解を図っておく必要がある。
- 津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒を引き渡さず、保護者と共に学校に留まることや避難行動を促すなどの対応も必要である。
- 校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認が必要である。

引き渡しのルール(例)

震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまで、学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒を学校で保護しておく。
震度4以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者から届けがある児童生徒については学校に待機させ、保護者の引き取りを待つ。

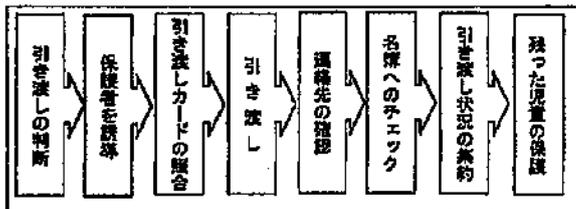
引き渡しの判断基準(例)

- 通学路に被害が発生していないか
- 地域の被害が拡大するおそれがないか
- 下校の瞬間等に危険が迫っていないか
- 引き渡す保護者にも危険が及ばないか

(2) 引き渡しの手順の明確化

- 引き渡しの手順では、混乱、錯綜することが考えられるので、予め引き渡しの手順を明確にしておくことが大切である。

校内における引き渡しの手順(小学校の例)



緊急時引き渡しカード(小学校の例)

(保護者)		(子ども)		児童との関係	カードID
年 組	氏 名	年 組	姓 名		
1	山田 太郎	1	山田 太郎	親子	
2	山田 次郎	2	山田 次郎	親子	
3	山田 三郎	3	山田 三郎	親子	

※震度4以下でも、交通機関に混乱が起きた場合は、児童を学校に待機させず、待機を要する場合はこの表に○をしてください。

2 学校再開への対応

災害時における教職員の役割は、児童生徒の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、被害の状況等に応じ、休校、短縮授業等の応急教育を実施することを定めるなど、学校再開のための手順を予め決めておくことが必要である。

(1) 児童生徒の安否確認等

- 児童生徒及び家族の安否、住居の被害状況、避難先、連絡方法、健康状態、登校の可否(できない理由)、教科書等学習用品の被害状況を確認し一覧表に整理する。
- 電話等の連絡のみに頼らず、分担を定め地域ごとの実情の把握に努め、家庭訪問や避難所訪問を行い、被災者の状況を確認する。
- 指示の方法により主要施設や避難場所等において、情報提供を依頼する。

(2) 教職員の安否確認

- 管理職は、教職員及び家族の安否、避難先、連絡方法、健康状態、家族の状況、住居の被害状況、出勤の可否(出勤できない理由)を確認する。

(3) 校舎の被害状況の確認

- 校舎の被害状況を確認するとともに、復旧のため補修等が必要となる箇所を要約する。
- 施設が被害が及ぼられる場合は、専門家による応急危険度判定を実施し安全性の確認を行う。
- 危険箇所等の立入禁止区域を表示する。
- 電気、水道、ガス、電話等ライフラインの被害状況及び復旧予定を把握する。
- 教室内の確保(応急補修工事、他施設の借用、仮設教室の確保)について教育委員会に要請する。

(4) 通学路の被害状況、交通機関の運行状況・復旧予定の把握

- 通学路の被害状況、交通機関の運行状況・復旧予定の把握
- 授業形態、学級編制を決定する。
- 管理職は、教職員の配置、教職員の不足に対する授業対応を検討する。
- 管理職は、教職員の確保について教育委員会に要請する。

(5) 授業形態、学級編制の決定

- 管理職は、教職員の配置、教職員の不足に対する授業対応を検討する。
- 管理職は、教職員の確保について教育委員会に要請する。

(6) 心のケア

- 児童生徒や教職員の心身の健康状態を把握する。
- 児童生徒や教職員等のカウンセリング等が必要な場合、学校と連携するほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを教育委員会等に緊急で派遣を依頼するなどして対応する。

事業継続計画(BCP)の作成

- 企業では、「非常時優先業務」として、災害時の際に緊急に実施すべき「応急業務」と「優先度の高い通常業務」を定めることで、限られた人員の中で企業活動のダメージを最小限に抑え、事業を早期復旧することを目的とした計画(BCP)を策定する取組が進んでいる。
- 学校においても児童生徒の安全確保を行うとともに、円滑な学校再開のため、「応急業務」や「優先度の高い通常業務」の選定やその手順を検討し、定めておくことが重要である。
- なお、本手引に掲載している「発生時の対応ポイント」や「学校再開への対応」等は、BCPにおける「応急業務」に該当しており、個々の業務の優先順位や着手時期などについて検討し、「応急業務」を学校の防災マニュアルに定めておく必要がある。

1.6 火災

A高校で、授業中に1階ボイラー室から火災が発生した。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握・対応

- ・発生時に授業を担当していない教職員は、火災発生場所を確認し、管理職（防火管理者）に報告するとともに、可能であれば、初期消火を行う。
- ・管理職は、消防署に通報するとともに、最も安全な避難経路及び避難場所を決定する。
- ・授業担当教諭は、教室の窓を閉めるとともに、生徒の動揺を抑え、避難の準備をする。

避難指示・誘導

- ・避難誘導を担当する教職員は、火災発生場所、避難経路及び避難場所を校内放送等で指示する。
- ・授業担当教諭は生徒を落ち着かせ、指示に基づき整然と避難させる。避難の際は、身を低くし、ハンカチを口に当てて避難するよう指示する。
- ・火災発生時に授業を担当していない教職員は、避難経路及び避難場所における誘導と安全確保を行うとともに、逃げ遅れた生徒がいないか確認する。また、特別な配慮を必要とする生徒の避難をサポートする。
- ・重要書類等を搬出する。

避難場所での対応

- ・授業担当教諭又は担任は、名簿により人員確認、負傷者等の状況確認を行い、管理職に報告する。
- ・管理職は、生徒や教職員の負傷の程度に応じ、速やかに救急車を要請するとともに、養護教諭等を中心に救護班を組織し、応急手当を行う。

事後対応

- ・消防署や警察等関係機関の現場検証などの対応は、管理職に窓口を一本化し、他の教職員は管理職の指示があるまで待機する。
- ・負傷した生徒がいる場合は、速やかに保護者に連絡する。
- ・今後の対応（下校等の措置）について、連絡網等により保護者に連絡する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

防災体制の確立

- ・日頃から、防火管理者を中心に、教室や特別教室の火気点検を行い、全教職員が消火器の所在やその使い方を熟知しておく。
- ・管理職が不在時の場合も、防災体制が機能するように代理者を明確にする。
- ・避難経路の指示、出入口の安全確保を行う。
- ・通報連絡、初期消火、避難誘導、重要書類等の搬出、救護などの役割分担を適切に行い、実効性のある防災体制を確立する。
- ・学校付近からの出火に際しても、生徒を安全に避難させるなど、速やかに対応できるようにする。

実践的避難訓練の実施

- ・様々な時間帯、出火場所を想定した避難訓練を実施する。
- ・特別な配慮を必要とする生徒や負傷者等の避難を円滑に行うための方法を明確にして訓練を行う。

3 関係法令等

【法令等】

- ・消防法第8条（防火管理者）、第17条（消防用設備等設置義務）
- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全確保）、第29条の2（危険等発生時対応要領の訓練の実施等）
- ・災害対策基本法第46条（災害予防及びその実施責任）、第47条（防災に関する組織の整備義務）、第48条（防災訓練義務）
- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）

始業前や放課後における火災発生時の留意点

- ・校舎内にいる全ての人の安全な場所への避難を最優先に進める。
- ・校舎内を詳しく点検し、児童生徒及び教職員、来校者が校舎内に残っていないか確認する。
- ・避難後は、保護者に連絡し、全児童生徒の安否を知らせる。

1.7 施設・設備の老朽化・整備不良等による事故

A小学校で昼休み中に、屋外運動場の鉄棒で複数の児童が遊んでいたところ、鉄棒の支柱が折れて落下した。児童からの連絡で教職員と養護教諭が現場に駆けつけた。負傷した児童や、立っている児童がいた。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握・対応

- ・教職員は、児童の負傷の状況を確認し、必要に応じて、応急手当（出血等の手当、安静状態の確保等）を行うとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・負傷の状況により、救急車を要請する。救急車の到着後、教職員が同乗し、救急隊員に状況等を説明する。
- ・児童の動揺を鎮め、他の場所へ移動させる。
- ・鉄棒を使用禁止にし、現場付近の立ち入りを禁止する。
- ・事故を目撃した児童に、動揺を鎮めながら可能な範囲で事故の状況を聞き、収集した情報を速やかに管理職に報告する。
- ・負傷した児童や他の児童に対し、面接や家庭訪問の実施により心のケアを継続的に行う。

保護者への対応

- ・管理職や担当等は、負傷した児童の保護者に、事故の発生、負傷の状況、搬送先、事故への対応の経過等を正確に連絡する。
- ・軽傷の場合であっても、保護者に対して速やかに医療機関で受診するよう依頼する。
- ・管理職は、事故の状況、負傷の程度に応じて、保護者に対する説明会を開き、事故原因や対応の経過、再発防止に向けた学校の取組などを説明し、理解を求める。

関係機関との連携

- ・医療機関と連携し児童の負傷の状況等を把握する。
- ・警察に報告し、事故の概要、負傷した児童への対応状況等を説明し、事故の調査検証等に協力する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、事故処理が終息するまで、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応（未然防止策）のポイント

施設・設備の安全点検

- ・日頃から教職員の安全管理意識を高めるとともに、必要に応じて、児童からの情報収集や関係者との合同点検、専門家の協力による詳細で客観的な分析を行うなど、運動場設備等の点検・管理体制を整備する。（定期点検・月例点検・日常点検・臨時点検等）
- ・点検結果については全教職員が共有し、危険性がある場合は、児童への周知及び危険防止のための指導を行うとともに、使用が不可能な運動場設備等については立ち入りや使用を禁止する。
- ・遊具の接地面の固さ、周囲に側溝や縁石などの施設の有無、遊具のぐらつきや腐食、腐朽等の物理的に環境を改善する必要がある場合は、管理職は、速やかに市町村教育委員会（教育局）に要望したり、スクールガードによる見守り活動等の人による安全確保を行ったりするなど、点検結果を踏まえた具体的な改善策を講ずる。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全確保）
- ・学校保健安全法施行規則第28条（安全点検）、第29条（日常における環境の安全）
- ・学校教育法施行規則第1条第2項（教育上適切な環境）

18 シックハウス症候群

A中学校において、生徒や教職員から「頭痛がする」、「目が痛い」、「のどが痛い」等の訴えがあった。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握・対応

- ・校舎等の新築、改築、新たに備品等を設置した際に、それらから化学物質が放散されていることも考えられるため、生徒等からの訴えを管理職に報告するとともに、当該の生徒や教職員から十分な聞き取りを行う。
- ・症状を訴えた生徒の家庭環境（自宅の新築・改築など）に原因があることも考えられるので、状況に応じて保護者からの聞き取りを行う。
- ・当該生徒については、学級担任、養護教諭、保護者と相談し、必要に応じ専門医を受診させる。
- ・生徒等から聞き取った情報を基に、場所の特定に努め、当該教室等の換気を励行する。
- ・明らかに異臭、刺激臭がする場合は、当該教室等の使用中止について検討する。
- ・当該生徒だけでなく、全生徒の健康観察を継続的に行う。

関係機関との連携

- ・学校薬剤師、検査機関と連携し、速やかに学校環境衛生検査（臨時）を実施する。

保護者への対応

- ・教室の一時使用中止、学校環境衛生検査（臨時）の実施など、学校の対応について文書等で周知する。
- ・検査結果についても、文書等で周知し理解を得るよう努める。

教育委員会（教育庁）への報告

- ・事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

原因の究明・再発防止策の検討

- ・学校薬剤師や市町村教育委員会（教育局）と連携して学校環境衛生検査（臨時）を実施し、検査の結果、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物が基準値を超えた場合は、当該教室の使用を中止するとともに原因物質の究明に努め、換気など原因物質を除去するための適切な方策を検討・実施する。

未然防止策

- ・全教職員の共通認識のもとで、日常的に換気を行う。特に、ワックス掛けを行う場合は、室内空気を汚染する化学物質の放散がない、または少ないワックスを選定する。
- ・パソコン、机・椅子などの備品を大量に更新した場合は、速やかに学校環境衛生検査（臨時）を行う。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第8条（学校環境衛生基準）
- ・学校保健安全法施行規則第1条（環境衛生検査）、第2条（日常における環境衛生）

【通知等】

- ・「学校環境衛生基準の施行について」
（平成21年4月14日付け教健第75号 学校教育局学校安全・健康課長通知）
- ・「学校環境衛生管理の徹底について」
（平成22年7月8日付け教健体第335号 学校教育局健康・体育課長通知）
- ・「学校環境衛生基準の一部改正について」
（平成30年4月11日付け教健体第36号 学校教育局健康・体育課長通知）

【参考資料等】

- ・「健康的な学習環境を維持管理するために一学校における化学物質による健康障害に関する参考資料一」
（平成24年1月 文部科学省）
- ・「学校環境衛生管理マニュアル 『学校環境衛生基準』の理論と実践【平成30年度版】」（文部科学省）

19 修学旅行中の災害による交通障害

△中学校は、修学旅行中に大規模な停電により、宿泊先に留まることも学校に戻ることもできなくなった。

1 発生時の対応のポイント

状況の把握・対応

- ・修学旅行団の引率責任者（団長）は、学校に状況を報告するとともに、引率教職員に生徒の安全確保と当面の対応を指示する。
- ・引率教職員は、生徒の点呼・掌握を行うとともに、状況を説明し、生徒を落ち着かせる。
- ・引率教職員は、生徒に対し、日程変更に伴う行動について、周知を図る。

教育委員会への報告

- ・管理職は、状況を速やかに市町村教育委員会に報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

関係機関との連携

- ・当該校を所管する教育委員会又は学校は、宿泊地域の公的機関（教育委員会等）に救援要請を行い、引率責任者に公的機関からの指示等を伝える。
- ・引率責任者を中心に、気象情報や災害の状況、交通機関の運行再開の見通し等を確かめるとともに、旅行取扱い業者と連携し、代替移動手段や宿泊場所、当面の安全な避難場所、食事等を確保する。
- ・旅行取扱い業者と協力しながら関係機関から正確な情報を収集する。

保護者への対応

- ・修学旅行団との連絡を行う窓口を管理職等に一本化するとともに、保護者に対して、状況や今後の対応等について説明する。
- ・帰路の交通手段や到着時刻、解散場所などについて保護者に連絡する。
- ・生徒の様子等を定期的に学校HPなどで知らせる。
- ・修学旅行団帰着後、保護者説明会等の実施や文書の配付などにより、被災の概要等について説明し、理解を求め、必要に応じて、追加の交通費や宿泊費等について説明を行う。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

未然防止策

- ・無理なく、かつ綿密な計画を立てるとともに、各自治体が作成しているハザードマップなどを活用して旅行先の安全性を確認するなど、詳しく事前の調査を行う。
- ・修学旅行中に想定される危険箇所・事故、利用する見学施設や宿泊施設周辺の避難所、医療機関等について、引率教職員で確認を行う。
- ・利用する見学施設や宿泊施設の管理者等と避難対策等の事前の打合せを行う。
- ・修学旅行等における緊急事態発生時の校内体制を確認するとともに、引率教職員の役割を明確にする。
- ・生徒に対して、修学旅行時における事故や災害発生時の対応について指導する。
- ・保護者に対して、保護者説明会等において、修学旅行の行程とともに、緊急時の対応についても、予め説明する。
- ・保護者等からの問合せの殺到などにより、学校の電話が使用できなくなった場合を想定し、電子メールや学校HP、地域の公共施設の掲示板の活用など、事前に保護者等とルールを決めておく。
- ・気象情報や交通情報の収集方法を確認するとともに、事前に最寄の駅や関係機関等と十分連携を図り、事故発生時に迅速に情報を得られるようにしておく。

3 関係法令等

【通知等】

- ・「小学校、中学校、高等学校等の遠足・修学旅行について」
（昭和43年10月2日付け文初中第450号 文部省初等中等教育局長通達）
- ・「修学旅行における安全確保の徹底について」
（昭和68年3月31日付け文初高第139号 文部事務次官通達）
- ・「海外修学旅行等の安全確保について」
（平成28年3月29日付け27文科初第1621号 文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長通知）
- ・「海外修学旅行等の安全確保について」
（平成28年9月8日付け28初国教第94号 文部科学省生涯学習政策局長生涯学習推進課長・初等中等教育局国際教育課長通知）

20 入学者選抜への遅刻（学力検査会場へ向かう交通機関の事故による遅刻）

学力検査当日の朝、列車が、前列車の踏切事故により、途中で運行停止となった。A高校受検のため、当該列車に乗車していた生徒が最寄りの駅から、運行停止の状況を日中学校及び保護者に連絡した。A高校及びB中学校は、駅職員からの連絡により、列車運休の状況と当該生徒が学力検査に遅刻する恐れがあることを知った。

○ 発生時の対応のポイント

(1) 中学校の対応

状況の把握

- ・連絡を受けた教職員は、速やかに管理職に報告するとともに、関係高校に連絡する。
- ・駅職員から連絡を受けた場合、中学校は、駅職員から生徒の状況を把握し、代替輸送の方法等を確認するとともに、教職員に対して生徒が適切な方法で受験会場に向かえるよう指示を依頼する。
- ・生徒からの連絡を受けた場合、生徒に対して、駅職員の指示を踏まえ、落ち着いて受検会場に向かうよう指示し、不安の解消に努める。また、当該生徒の保護者及び高校に生徒の状況を連絡する。
- ・管理職は、必要に応じて、駅に教職員を向かわせ生徒の状況の把握に努める。

高校への連絡

- ・中学校は、把握している生徒の状況などについて、高校へ第1報を入れる。詳細が分かり次第、適宜連絡報告する。
- ・生徒の高校への到着と対応の状況の報告を依頼する。

保護者への対応

- ・中学校から保護者に対して、代替輸送の実施や高校への連絡が完了していること、高校の対応予定等を伝え、不安の解消に努める。
- ・生徒の高校への到着状況や高校における対応状況などの詳細が分かり次第、保護者に再度連絡する。

教育委員会への報告

- ・中学校は、事故の概要や生徒の状況などについて、市町村教育委員会へ第1報を入れ、必要に応じて指示を受ける。詳細が分かり次第、適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

(2) 高校の対応

状況の把握

- ・駅職員から連絡を受けた高校の教職員は、生徒の状況の把握及び代替輸送の方法等を確認する。
- ・生徒の遅刻の状況を把握する。

教育局への報告・協議

- ・高校から教育局へ第1報を入れ、当該生徒の遅刻の状況対応等について報告する。
- ・別室受検の必要性等、対応策を検討し、教育局高等学校教育指導班（必要に応じて高校教育課と直接行う場合もある）と協議する。
- ・生徒が受検会場に到着した後、生徒の状況及び高校における対応状況を教育局に報告する。
- ・生徒の到着状況により、支障のない限り学力検査を受検させる。

中学校への連絡

- ・当該生徒到着後、校長から直ちに中学校の校長に生徒の状況を連絡し、保護者への連絡等を依頼する。
- ・学力検査における特別な措置等の対応について、中学校に説明する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

3 関係法令等

【通知等】

- ・「平成31年度公立高等学校入学者選抜における危機管理について」
（平成30年11月7日付け教高第1546号 学校教育局高校教育課長通知）

21 施設・設備の爆破（爆破予告）

A高校で2時間目の授業中、職員室に、「学校に爆弾を仕掛けた。12時に爆発する。」と電話があった。電話を受けた教職員は、さらに詳しいことを聞こうとしたが、電話が切れた。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- 電話を受けた教職員は、ただちに内容を管理職に伝える。管理職は警察へ通報し、指示を受ける。
- 管理職は全教職員に状況を説明し、生徒の安全確保のため、教職員に生徒の安全な場所への避難誘導を指示する。（爆発の予告まで時間がない場合は校内放送等で連絡する。）
- いたずらの可能性もあるが、爆発を想定し、生徒の安全確保のため、安全な場所へ避難させる。その際、生徒に不審物には触れないよう指示する。
- 教職員が分担し、不審物がないか確認し、迅速に避難させる。避難後、担任等は生徒名簿により点呼を行い、生徒の安全を確認する。
- 校地内に、来客を立ち入らせない。

警察との連携・対応

- 警察の指示に従い、捜索等に協力する。（校舎配置図、校舎案内、電話内容の事情聴取、不審物情報等）
- 捜索結果ごとに、警察の助言を参考にするなど、連携して以下の対応をする。

〔爆発物が発見された場合〕

- 避難場所の再検討（変更）など生徒等の安全確保を図る。
- 生徒の保護者への引き渡し等、下校方法を決定する。
- 爆破による火災発生が想定される場合は、学校は消防署等関係機関へ連絡する。
- 爆発物の処理が終わった後、授業再開の時期等を決定する。
- 保護者に事故の状況について説明する。

〔爆発物が発見されなかった場合〕

- 学校は授業の再開の時期を決定する。
- 保護者に事故の状況について説明する。

爆発発生時の対応

〔避難完了前に爆発した場合〕

- 生徒等をグラウンドなど校外の安全な場所へ避難させ点呼を行う。
- 負傷者の応急手当、救急車で負傷者の医療機関への搬送する。
- 死傷者のリストを作成し、不明者の有無等、生徒及び教職員の安否を確認する。
- 教職員は負傷者の搬送先の病院を保護者へ連絡する。
- 校舎等の被害状況を確認する。

〔避難完了後に爆発した場合〕

- 点呼を行うとともに、生徒の安全を確認する。
- 校舎等の被害状況を確認する。
- 生徒を安全に下校させる。保護者への引き渡しをする。

〔事態が収束した後の対応〕

- 警察や消防の現場検証に協力する。
- 負傷した生徒やショックを受けている生徒等に対する心のケアを行う。
- 教育活動再開に向けて教育委員会と連携し、保護者への説明、施設の復旧、備品の確保、教職員の確保等の必要な対策を迅速に行う。

保護者への対応

- 事故の発生及び状況について連絡する。

教育委員会（教育局）への報告

- 事故の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受け、状況の変化に応じ適宜報告する。

報道等への対応

- 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

事故発生に備えた学校体制の確立

- 緊急時に連絡する警察署、消防署、医療機関、関係機関等の所在地、電話番号を教職員に周知するとともに、職員室、事務室等に掲示する。
- 様々な想定避難訓練を行い、生徒の緊急避難が迅速確実に行われるようにする。
- 校舎内外の整理・整頓を行い、不要なものを撤去することにより、異常の有無を確認しやすくする。

爆破等の予告に対する対応方針

- 児童生徒を不安にさせない配慮をし、安全確保を第一とする。
- 警察との連携による校舎内外の不審物の点検、不審者の警戒を実施する。
- 安全確保の上で教育活動を実施する。

22 犯罪の予告

市内の小・中学校を対象とした爆破等の予告のメールが、市役所に送られてきた。
 【予告内容の例】「●月●日●時●分より、学校を爆破する。」

1 発生時の対応ポイント

状況の把握・対応

- ・犯罪予告を受けた学校または教育委員会が警察へ通報し、学校の警戒を依頼する。（市町村教育委員会は、速やかに教育局へ報告願います。）
- ・管理職は全職員に状況を説明し、今後の対応方針、対応策の手順や内容を指示する。

警察への協力と対応

- ・学校は、犯行予告日まで、警察と連携し、校舎内外での不審物の点検、不審者の警戒等を実施する。
- ・不審物、不審者があった場合は、警察の指導の下に対応する。
- ※不審物が発見された場合
 - ・警察と協力し、児童生徒を安全な場所へ避難誘導し、安全確保を図る。
 - ・児童生徒の保護者への引き渡し等、下校方法を決定する。
 - ・不審物の処理後、授業再開の時期等を決定する。
 - ・保護者や児童生徒に事故の状況と学校の対応を説明する。
 - ・犯行予告日も含め、警察の助言を受け、児童生徒の安全確保を判断した場合は、教育活動を実施する。

保護者への対応

- ・犯罪予告の概要を伝える。
- ・教育委員会は域内の各学校の保護者に周知する内容を検討し、学校に指示する。

教育委員会（教育局）への報告

- ・事故概要を速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等の指導助言を受け、対応状況を適宜報告する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化する。（複数校を対象とした事案の場合は、教育委員会が窓口となる。）

爆破等の予告に対する対応方針

- (1) 児童生徒を不安にさせない配慮をし、安全確保を第一とする。
- (2) 警察との連携による校舎内外の不審物の点検、不審者の警戒を実施する。
- (3) 安全確保の上で教育活動を実施する。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

不審者の侵入防止体制の整備（日常的な取組）

- ・校門、外灯、校舎の出入り口、窓、鍵の状況等を点検し、必要に応じ補修を行う。
- ・死角の原因となる障害物、自転車置場や駐車場等からの進入の可能性について点検を行う。
- ・校舎内外の整理・整頓を行い、不要なものを撤去し、異常の有無を確認、不審物の発見に努める。
- ・使用しない出入り口及び教室等は施錠する。
- ・来訪者にリボンや名札等を着用させて、不審者との識別を可能にする。

関係機関等との連携

- ・警察や地域の関係団体、保護者等と連携し、日頃から危険箇所の把握や不審者情報を共有し、緊急時の対応について定期的に協議する。

危機管理体制の確立

- ・同様の事案を想定した対応訓練を実施する。
- ・学校安全計画に、児童の危険予測能力や危機回避能力の育成を位置付け、安全指導を行う。

事後の対応

- ・保護者説明会等を実施し、事件の概要等について説明する。
- ・関係機関やスクールカウンセラーと連携し、児童や教職員の心のケアに努める。
- ・対応の手順や方法、連携の在り方などについて検証する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第29条の2（危険等発生時対処要領の訓練の実施等）

【参考資料等】

- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）

23 児童生徒の個人情報の保護

A小学校の第6学年に転入してきた児童Bの保護者から教頭に申し出があり、当該保護者の元配偶者に児童BがA小学校に在籍していることを知られないよう配慮してほしい旨の申し出があった。

1 対応のポイント

状況の把握

- ・校長は、当該保護者から経緯等を把握するとともに、保護者の了解を得て、関係職員と情報を共有し、以後の対応について確認する。

学校の対応

- ・当該児童への対応について、サポート体制を構築し、保護者の理解を得ておく。
- ・例えば、下足ロッカーや教室、廊下などに児童Bの在籍を確認できるような要素（名札等）がないよう配慮する。
- ・名簿などの記載や、写真・卒業アルバムの取扱いなどについて配慮する。
- ・授業や行事などの写真撮影、学校ホームページへの掲載などについて、個人が特定されないよう配慮する。
- ・児童Bの住所や電話番号等が他者の目に触れないよう、金庫などに保管する。

児童への対応

- ・心のケアのため、スクールカウンセラー等による面談を行う。
- ・面談において何も話したがらないことが考えられることから、児童Bとの信頼関係の構築に努める。

保護者への対応

- ・学校の対応について、事前に保護者に説明し、了承を得る。
- ※保護者が既に支援を受けている場合、関係機関と連携を図る。
※保護者自身が支援を求めている場合には、市町村の福祉部等と連携し対応する。

校舎内に入って子どもを探そうとした場合

- ・学校安全の面からも不適切であることから制止する。
- ・暴言・威嚇などで教職員では対処できない場合、警察に通報する。
- ・接近禁止命令が出ている場合、直ちに警察や保護施設（母子生活支援施設・婦人相談所・民間シェルター等）に連絡する。
- ・当該児童の兄弟姉妹が通う学校・幼稚園・保育所に連絡する。

日常的に配慮しておくこと

- ・学級の子どもから当該児童の存在が漏れることも想定されることから、平素から全児童生徒に対して、「知らない人から友達のこと（友達の名前・住所・電話番号・保護者の名前など）を尋ねられても「わかりません」と答えるような指導を行っておく。

教育委員会（教育局）への報告

- ・管理職は、児童Bに関する状況について市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

外部からの問合せがあった場合

- ・「〇〇という子どもはいないか？」「そちらに〇〇という子どもがいると思うが・・・」「〇〇は自分の子どもだが呼んでくれないか」といった問合せや申し入れには、「在籍についても回答できない」旨を伝える。（「そのような子どもはいない」と答えた場合、「そちらにいることは目撃しているのにはいないとはどういうことか？」といったやりとりも懸念されるので注意する必要がある。）

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

的確な状況の把握

- ・日常から、学校生活のみならず、当該保護者との面談等を通して児童Bの状況を把握するとともに、児童Bの心のケアを行うとともに、いつでも相談できる雰囲気醸成する。

不審者の侵入防止体制の整備

- ・元配偶者からの学校への暴言や威嚇など教職員では対応することができない場合を想定し、保護者の理解を得たうえで警察（生活安全課）と情報を共有する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・地方公務員法第34条1項
- ・北海道個人情報保護条例第2条
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条

Ⅶ 危機発生時の対応〈新たな危機への対応〉

【北海道教育委員会 学校における危機管理の手引(改訂3版)より】

1 組織的な対応と児童生徒の指導に必要な情報管理の徹底

1 チームによる支援体制

児童生徒が関わる事件・事故等が発生した場合の対応について、平素から校長が責任者となり、校務分掌により、担当する教職員が中心となって活動できる体制を整備しておくことが重要である。
また、触法行為等に対する確認や指導などについても、校長のリーダーシップの下で組織的に対応し、問題を抱える児童生徒について、校内の複数の教職員や第三者などがチームを構成し、指導・援助するなどの取組が必要である。

(1) チームによる支援の基本的な考え方

児童生徒の問題行動等の背景には、家庭環境をはじめとする児童生徒を取り巻く様々な環境が影響を及ぼしている事例が多く、いち早く学校内で情報を共有し、チームを組み、早期から対応していくことが大切です。

なお、チームによる支援には、次の3つの方法が考えられます。

(ア) 校内の複数の教職員が連携して援助チームを構成して問題解決を行う校内連携型

(イ) 学校と教育委員会、関係機関等がそれぞれの権限や専門性を生かしたネットワーク型

(ウ) 自殺、殺人、性被害、深刻な児童虐待、薬物乱用など、学校や地域に大きな混乱を生じる事象に対して、緊急対応を行う緊急支援（危機対応型）

問題行動等の解決のためには、児童生徒の様々な情報を円滑に共有し、合理的かつ効率的な対応をすることが大切です。そのための有効な手段としてケース会議があります。

(2) 個別の事案に応じたチームによる支援体制の確立

チームによる支援を行う場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談員や支援員等を有効に活用することが望まれます。

また、生徒指導に関し豊富な経験を有する校長・教員OBや少年非行に鬼眼の深い警察官OB、心的や法的な問題に詳しい専門家等を加え、協力や助言を得ることも大きな効果をもたらすことがあります。

チームによる支援のプロセスは、図1のように「アセスメント、個別の支援計画の作成チームによる支援の実施、評価」が終結に至るまで繰り返します。

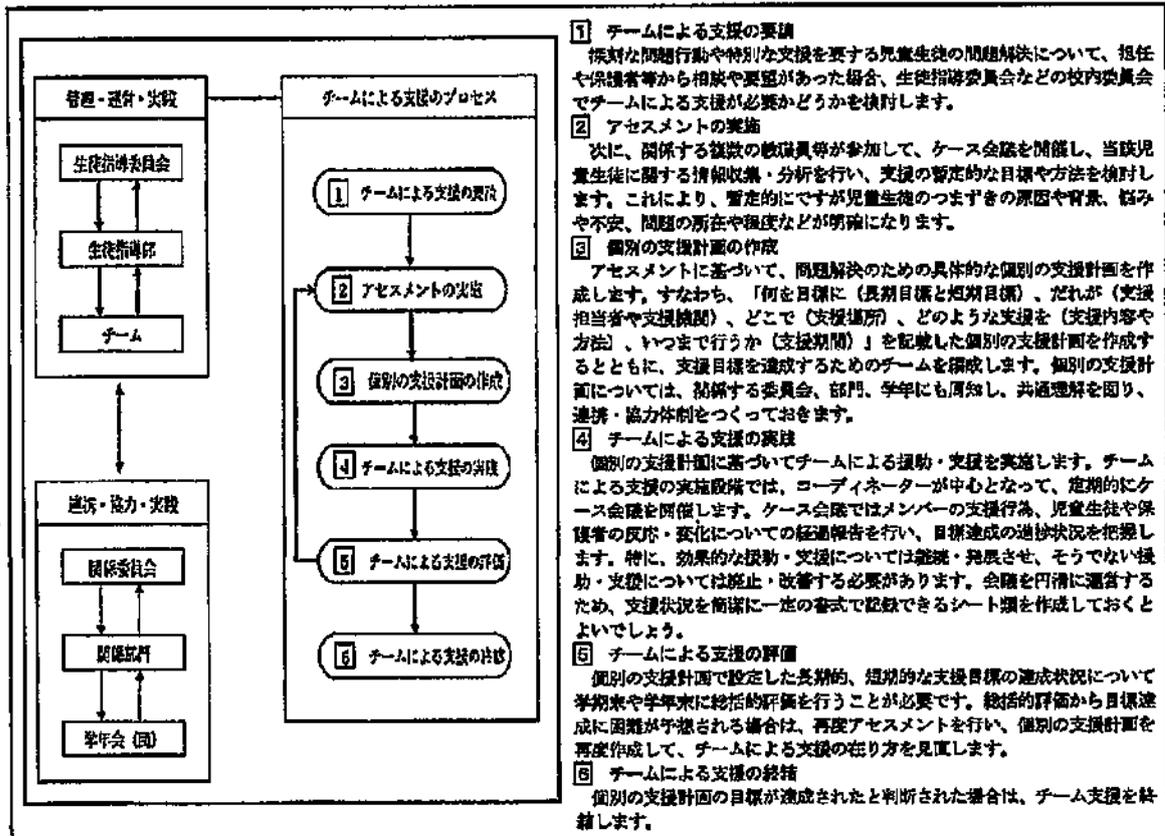


図1 チームによる支援のプロセス

2 弾道ミサイルが発射された際の対応

全国瞬時警報システム（Jアラート）や防災行政無線、緊急速報メール等により、弾道ミサイルが北海道方面に発射されたとの情報を把握したため、児童生徒の安全確保に係る対応を行う必要が生じた。

1 発生時の対応のポイント

発生時の対応（状況把握・初期対応）

- ・ Jアラートやテレビ、ラジオ等から正確な情報収集を行う。
- ・ 学校での教育活動中にミサイルが発射された場合、学校内外の安全状況を確認し、児童生徒や教職員等の安全確保に努める。また、状況に応じて児童生徒や教職員、来校者等を安全な場所へ避難誘導する。
- ・ 落下場所等についての情報を確認するまで避難を継続する。また、発射の時間が登下校時間帯の場合には、安全が確認されるまで登下校やスクールバスの運行を一時見合わせる。

（参考） 全国瞬時警報システム（Jアラート）や防災行政無線、緊急速報メール等による迅速な行動

<屋外にいる場合>

- ・ できる限り頑丈な建物や地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難する。

<建物がない場合>

- ・ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

<児童生徒が学校にいる場合>

- ・ ドアや窓は全て開けて、ドア、壁、窓ガラスから離れて座らせる。
- ・ 校庭にいる児童生徒は、速やかに校舎内に避難させる。

<スクールバスの中にいる場合>

- ・ スクールバスを止めて近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下に避難する。周囲に避難できる建物又は地下施設がない場合、バスから離れて地面に伏せ、頭部を守る。
- ・ スクールバスから出ると危険な場合には、バスを安全な場所に止め、車内で姿勢を低くして、避難解除の指示があるまで待機する。

<公共交通機関を利用している場合>

- ・ 公共交通機関の乗務員等の指示に基づく行動を取る。

※ 内閣官庁国民保護ポータルサイトを参考

2 発生後の対応のポイント

ミサイル落下後の対応

- ・ 児童生徒の安全を確認し、人的被害等が発生した場合には、警察や消防などに通報するとともに、保護者に連絡する。
- ・ 臨時休業や授業時間の繰り上げを行う場合は、集団下校等、下校のための安全な手立てを講じ、保護者に連絡する。
※ 臨時休業等の判断については、教育委員会が別途示す「非常防災時における道立学校の対応方針」により、学校長が判断する。
- ・ 報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・ 近くにミサイルが落ちた場合の対応については、
 - 校舎内にいる場合には、教室等の換気扇を止め、窓やカーテンを閉め、目張りをして室内を密閉する。
 - 校舎外にいる場合には、口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。

教育委員会（教務局）への報告

- ・ 管理職は、児童生徒や校舎等に被害があった場合は、その概要について速やかに報告し、対応策等について指導助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
- ・ 児童生徒などが精神的な不調を訴えた場合には、必要に応じて、スクールカウンセラー等の派遣を要請するなど、早い段階から支援や助言を受ける。

3 弾道ミサイルの発射に備えた対応のポイント

事前の対策

- ・ Jアラートが発信された場合の対応方針や臨時休業等の連絡方法などについて、児童生徒や保護者への周知を徹底しておく。
- ・ 自治体の危機管理部局等の関係機関と連携し、情報収集や通信手段等について確認する。
- ・ 危機管理マニュアルや学校安全計画等の点検や見直しを行う。

安全教育の徹底

- ・ 自治体の危機管理部局と連携しながら、避難訓練などの機会を活用して上記ポイントを指導するなど、児童生徒が安全な行動を取ることができるよう安全教育を充実させる。

4 関係法令等

【法令等】

- ・ 学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全の確保）、第29条（危険等発生時対応要領の作成等）
- ・ 国民保護法第34条（都道府県の国民の保護に関する計画）
- ・ 北海道立学校管理規則第27条（臨時休業）

【通知等】

- ・ 「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」
（平成29年9月8日 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

【参考資料等】

- ・ 国民保護ポータルサイト（<http://www.kokuminhogo.go.jp/>）

別添

洪水時の避難確保計画

1. 計画の目的・報告

- この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、施設における洪水時等の被害から児童（生徒）及び職員等の生命、身体及び財産を保護するため、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
- 計画を作成及び必要に応じて見直し、修正したときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を富良野市長へ報告する。

2. 計画の適用範囲

- この計画は、施設の勤務者及び児童（生徒）など、施設を利用する全ての者に適用するものとする。

3. 防災体制

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員 [※]
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意情報発表（警戒レベル2） ・空知川（布部水位観測所）、富良野川（富良野水位観測所）、ベベルイ川（東4線橋水位観測所）及びヌッカクシ富良野川（ヌッカクシ5号橋下流水位観測所）における氾濫注意情報発表	洪水予報等の情報収集	総括・情報班
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水警報発表 ・空知川（布部水位観測所）、富良野川（富良野水位観測所）、ベベルイ川（東4線橋水位観測所）及びヌッカクシ富良野川（ヌッカクシ5号橋下流水位観測所）における氾濫警戒情報発表 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令（警戒レベル3）	洪水予報等の情報収集	総括・情報班
		周辺住民への事前協力依頼	
		児童（生徒）へ発表情報等伝達	
		保護者等への事前連絡	避難誘導班
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示（緊急）の発令（警戒レベル4） ・空知川（布部水位観測所）、富良野川（富良野水位観測所）、ベベルイ川（東4線橋水位観測所）及びヌッカクシ富良野川（ヌッカクシ5号橋下流水位観測所）における氾濫危険情報発表	使用する資器材の準備	避難誘導班
		施設内全体の避難誘導 児童（生徒）の避難誘導	

※ 上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

※ 中小河川については市から提供される情報を参考にする。

(注) 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。

4. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	気象庁ホームページ、北海道防災メール、テレビ、ラジオなど
洪水予報、水位到達情報	国土交通省ホームページ「川の防災情報」、富良野市ホームページ、市（教育委員会）からの連絡など
避難情報（避難勧告等）	テレビ、ラジオ（FM ラジオふらの）、富良野市ホームページ、安全・安心（市登録制）メール、市（教育委員会）からの連絡など

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

- 別紙「学校内緊急連絡網」に基づき、また校内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を学校内関係者間で共有する。
- 生徒を避難させる可能性がある場合には、「マチコミメール」に基づき、保護者に対し、「富良野西中学校へ避難する」旨を連絡する。
- 生徒を避難させる場合には、市教育委員会学校教育課に「(例) これより富良野西中学校に避難する。」などを連絡する。
- 利用者（生徒）を避難させる場合には、「マチコミメール」に基づき、保護者に対し、「(例) 富良野西中学校へ避難する。児童（生徒）引き渡しは避難場所において行う。児童（生徒）引き渡し開始については、追って別途連絡する。」など必要な連絡をする。
- 避難の完了後、市教育委員会学校教育課に避難が完了した旨を連絡する。
- 避難の完了後、「マチコミメール」に基づき、保護者に対し、「(例) 避難が完了。これより状況等を判断して児童（生徒）引き渡しを行う。」など必要な連絡をする。

5. 避難誘導

(1) 避難場所

- 避難場所は本校体育館とする。
- 周辺の浸水の状況や利用者（生徒）の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として2階以上へ避難し、屋内安全確保を図るものとする。

(2) 避難経路

- 避難場所までの避難経路については、安全な避難経路を設定する。

(3) 避難誘導方法

- 避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路等について説明する。
- 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員などを配置する。
- 避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ビブス等を着用する。
- 避難が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

6. 避難の確保を図るための施設の整備

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧※

活動の区分	使用する設備又は資器材（参考例）
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー 等
避難誘導	名簿（職員、児童（生徒））、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ビブス 等

7. 防災教育及び訓練の実施

- 毎年5月に新規採用の職員を対象に研修を実施する。
- 毎年6月に全職員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- 毎年2月に全職員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

別添II

【熱中症対策】



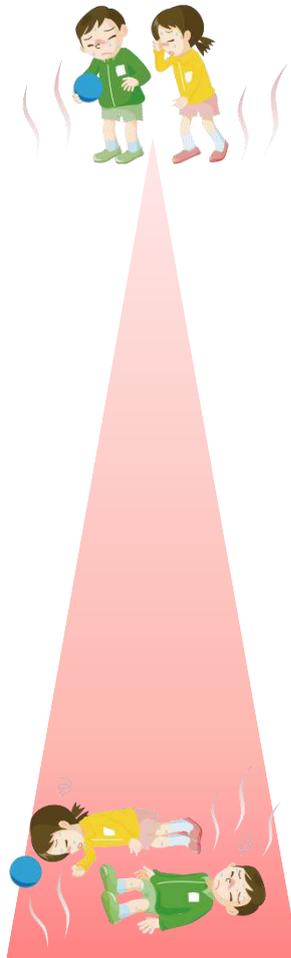
Ⅰ 熱中症とは

熱中症とは

- ・ 体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障害の総称です。
- ・ 死に至る可能性のある病態です。
- ・ 予防法を知って、それを実践することで、防ぐことができます。
- ・ 応急処置を知っていれば、重症化を回避し後遺症を軽減できます。

（出典：「熱中症環境保健マニュアル 2022」（環境省））

○ 重病度分類と必要な処置



重症度Ⅰ度（軽症）

意識がはっきりしている
手足がしびれる
めまい、立ちくらみがある
筋肉のこむら返りがある（痛い）



経過観察

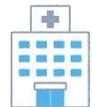
※当日のスポーツには参加しない。

- ・ 涼しい場所へ避難する。
 - ・ 体を冷やし、水分・塩分を補給する。
- ※誰かがついて見守り、よくならなければ病院へ。

重症度Ⅱ度（中等症）

吐き気がする・吐く
頭がががんとする（頭痛）
からだがだるい（倦怠感）
意識がなんとなくおかしい

医療機関の受診



- ・ 速やかに医療機関を受診する。
 - ・ 体を冷やし、水分・塩分を補給する。
- ※周囲の人が判断し、少しでもおかしいときはすぐに病院へ。

重症度Ⅲ度（重症）

意識がない
呼びかけに対し返事がおかしい
からだがひきつる（けいれん）
まっすぐ歩けない・走れない
からだが熱い



救急車要請

- ・ 救急車を呼び、到着までの間、積極的に冷却する。



（参考：「熱中症環境保健マニュアル 2022」（環境省））

2 予防措置

(1) 暑さ指数 (WBGT) を用いた活動判断

暑さ指数 (WBGT) とは

熱収支に与える影響の大きい気温、湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、風 (気流) の要素を取り入れた指標で、単位は、気温と同じ℃を用います。

「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」(環境省・文部科学省)

校長は、児童生徒の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、**定期的に暑さ指数 (WBGT) 計を用いて計測 (活動場所で測定) することで環境条件の評価を行う**とともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下します。

暑さ指数 (WBGT)	湿球温度 (注1)	乾球温度 (注1)	注意すべき生活活動の目安(注2)	日常生活における注意事項(注2)	熱中症予防運動指針(注1)	本校の対応
31℃以上	27℃以上	35℃以上	全ての生活活動で起こる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。	 Point! 暑熱環境や児童生徒の実態が異なることから、様々な指針を基に、 学校として基準を定める必要があります。
28～31℃ (注3)	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒 (激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人(注4)は運動を軽減または中止。	
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動で起こる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒 (積極的に休憩) 熱中症の危険性が増すので、積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。	
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動で起こる危険性	一般には危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意 (積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	
21℃以下	18℃以下	24℃以下			ほぼ安全 (適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。	

暑さ指数 (WBGT) は、判断基準の一つです。低い値であっても、運動強度や個人の体調等により、熱中症で救急搬送された事例があります。

(注1) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。

同指針補足 * 乾球温度 (気温) を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

* 熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

(注2) 日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver. 3」(2013)より。

(注3) 28～31℃は、28℃以上31℃未満を示す。以下同様。

(注4) 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

下記ウェブサイトの情報を基に作成

(1) 環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>

(2) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」
<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid4922.html>

(参考:「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省))

なお、暑さ指数 (WBGT) の予測値については、「熱中症予防情報サイト」(環境省)を活用して、実況値・予測値を確認するものとします。

環境省『熱中症予防情報サイト』<https://www.wbgt.env.go.jp/>



また、その情報は、毎朝、担当教職員が全教職員とメール等を活用して共有するとともに、緊急性がある場合は、校内放送等を活用して適宜発信することとします。

「熱中症警戒アラート」が発表されたときの対応

「熱中症警戒アラート」とは

環境省が、「熱中症予防情報サイト」において、発表対象地域内の暑さ指数（WBGT）算出地点のいずれかで、日最高暑さ指数（※）を33以上と予測した場合に発表

※一日のうちで最も高い暑さ指数

（参考：「熱中症環境保健マニュアル 2022」（環境省））

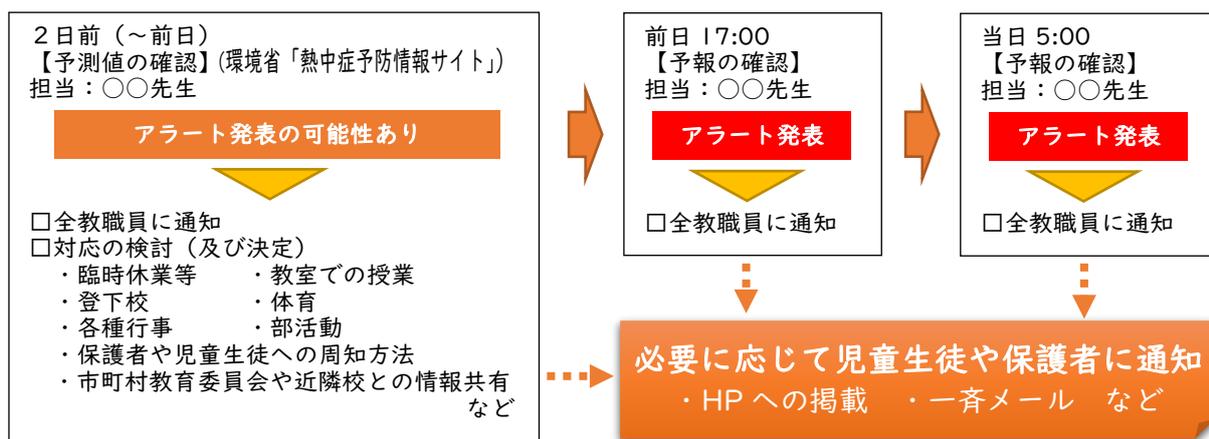
◎ 「熱中症警戒アラート」が発表されたときには、暑さ指数、児童生徒や地域の状況、学校の環境等を勘案し、**臨時休業の実施を検討**します。

- 環境省の「熱中症予防情報サイト」により、自校の所在地又は近隣の地域における暑さ指数予報を確認する。
- 登下校時の安全が確保でき、空調設備が整備されているなど、暑熱環境の危険性を低くできる場合には、必ずしも臨時休業とする必要はなく、状況に応じて判断する。

【根拠規定】

- 北海道立学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第1号）（抄）
（臨時休業）
第27条 校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、臨時に授業を行わないことができる。
（1）学校所在地又は大半の幼児、児童若しくは生徒が居住している地域に、気象等に関する特別警報が発表されたとき等、非常変災その他急迫の事情があるとき。
（2）その他校務の運営上やむを得ないと校長が認めるとき。
（臨時休業の報告）
第28条 校長は、前条の規定により臨時に授業を行わなかったときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

学校における対応（例）



- ◎ 「熱中症警戒アラート」が発表されていない場合であっても、一定の時間間隔で暑さ指数（WBGT）を測定・記録（活動場所で測定）するなどしながら、児童生徒の状況等に応じて日常生活や運動の実施の可否を判断するとともに、下校時間の繰り上げ等の措置を検討します。
（例）毎朝〇：〇〇に暑さ指数を計測・記録し、以降は〇時間ごとに計測・記録を行う。

(2) 熱中症防止の留意点

暑さ対策を講じる場合には、校長は、各教職員に指示して、以下の留意点を踏まえ、教育課程の内外を問わず適切な熱中症の防止措置をとります。

環境の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・直射日光、風の有無：直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避ける。 ・急激な暑さ：季節の変わり目などにおいて、急に暑くなったときには注意する。
主体別の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・体力、体格の個人差：肥満傾向、体力の低い児童生徒には注意する。 ・健康状態、体調、疲労の状態：運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う。 ・暑さへの慣れ：久しぶりに暑い環境で体を動かす際には注意する。 ・衣服の状況など：衣服は軽装で透湿性や通気性のよい素材とし、直射日光は帽子で防ぐ。
運動中の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・運動の強度、内容、継続時間：部活動におけるランニング、ダッシュの繰り返しに注意する。また、プールは、暑さを感じにくい但实际上には発汗しているため気付かないうちに脱水を起こしやすいことなどが、熱中症の原因になることに注意する。 ・水分補給：0.1%～0.2%程度の食塩水やスポーツドリンク等をこまめに補給する。 ・休憩のとり方：激しい運動では、30分に1回の休憩が望ましい。

(参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省))

(3) 児童生徒に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示し、児童生徒に対して以下の指導を行うことにより、熱中症の未然防止に努めます。

<ul style="list-style-type: none"> ・暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応をとること。 ・暑い日の運動前には、「体調チェック表」を用いて自らの体調を確認すること。 ・気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること。

(参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」(文部科学省))

コラム

急に暑くなる日や継続する暑さに注意しましょう

人間が上手に発汗できるようになるには、暑さへの慣れが必要です。

暑い環境下での運動や作業を始めてから3～4日たつと、汗がより早くから出るようになって、体温上昇を防ぐのが上手になってきます。さらに3～4週間たつと、汗に無駄な塩分を出さないようになり、熱けいれんや塩分欠乏によるその他の症状が生じるのを防ぎます。

このようなことから、急に暑くなった日に屋外で過ごした人や、久しぶりに暑い環境で活動した人などは、暑さに慣れていないため熱中症になりやすいのです。暑いときには無理をせず、徐々に暑さに慣れるように工夫することが大切です。



(参考：「熱中症環境保健マニュアル 2022」(環境省))

(4) 運動前の体調チェック

熱中症を防止するためには、児童生徒が自ら体調管理等を行うことができるよう、適切に指導する必要があります。体育や部活動の運動前に、「体調チェック表」を基に自分の体調を確認することや、児童生徒同士で互いに水分補給の声かけを行うこと、体調不良を感じた場合には躊躇なく教職員に申し出ることなどについて、児童生徒への指導を行います。

【「体調チェック表」の例】

体調チェック表			
次の項目に当てはまる場合は、チェック欄に ✓ 印を記入しましょう。			
氏名		記入日	年 月 日 ()
チェック欄	確認項目		
	睡眠不足になっている（前日の晩、よく眠れなかった等）		
	朝食を抜くなど、食事をとれていない		
	疲れがたまっている		
	熱がある（熱っぽい）、喉が痛いなど、風邪の症状がある		
	腹痛がある、下痢をしている		
	胸の痛み、息苦しさがある		
	手・足（関節など）に痛みがある		
	その他、身体に痛みがある		
	暑さの中での運動は久しぶりである		
その他、体調等に関して気になることがある（記入してください）			

（参考：「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省））

3 熱中症への救急処置

Check1 熱中症を疑う症状がありますか？

めまい・失神・筋肉痛・筋肉の硬直・大量の発汗・頭痛・不快感・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感・意識障害・けいれん・手足の運動障害・高体温

【役割分担】

- 被災者への対応者
- 救急車要請・連絡等の担当者
- 救急搬送付添者（本人が倒れたときの状況を知っている人）

意識障害は、初期には軽いこともあることから、必ず誰かが付いて見守り、少しでも応答が鈍い、言動がおかしい等の意識障害が見られる場合は、熱中症を疑って処置（救急車の要請）をしましょう。

はい

Check2 呼びかけに応えますか？

いいえ

救急車を呼ぶ

はい



涼しい場所へ避難し、服をゆるめ体を冷やす

【救急車を待つ間の処置】
救急車到着までの間、積極的に体を冷やす。

- ※呼びかけへの反応が悪い場合は、無理に水を飲ませない。
- ※氷のう等があれば、首、腋の下、大腿のつけ根を集中的に冷やす。
- ※スポーツによる労作性熱中症の場合、全身を冷たい水に浸す等の冷却法を行う。



迅速に体温を下げることであれば、救命率が上がります!!

Check3 水分を自力で摂取できますか？

いいえ

はい



水分・塩分を補給する

医療機関へ

Check4 症状がよくなりましたか？

いいえ

速やかに

はい

そのまま安静にして十分に休息をとり、回復したら帰宅しましょう

現場での処置によって症状が改善した場合でも、当日のスポーツ参加は中止し、少なくとも翌日までは経過観察が必要です。

（参考：「熱中症環境保健マニュアル 2022」（環境省）
「スポーツ事故ハンドブック」（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省）

4 学校で起きた熱中症による死亡事故例

(学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き (令和3年5月/環境省・文部科学省より抜粋))

事例1

事例の概要	時期	7月	被害児童	小学校第1学年男子	事故種別	校外学習(徒歩)
	学校から約1km離れた公園での校外学習後に教室で様子が急変し、意識不明となり救急搬送されたが死亡が確認された。					
当日の状況	気温 32.9℃、暑さ指数(WBGT) 32 ※午前10時の状況					
事故の要因	<ul style="list-style-type: none">・暑さ指数(WBGT) 32で「危険」レベルであった。・体温調整能力が十分に発達していない低学年であった。・熱中症や暑さ指数等について、教員が知識不足であった。・水分補給や体力の状況を十分に把握していなかった。					



- ★激しい運動ではなくても、暑さ指数が高い日には注意が必要である！(特に低学年では注意！)
- ★学校として、熱中症予防について理解を深める必要がある！

事例2

事例の概要	時期	6月	被害児童	高等学校第2学年男子	活動種別	部活動(野球)
	グラウンドの石拾い、ランニング(200m×10周)、体操・ストレッチ、100mダッシュ25本×2を行っていた。100mダッシュの途中で足が痛くなったので休憩をした。その後、顧問が体調を確認して再開したところ、運動開始から約2時間後に熱中症になり、死亡した。					
当日の状況	気温 24.4℃、湿度 52%					
事故の要因	<ul style="list-style-type: none">・被害生徒は肥満傾向であった。・暑さに慣れていない時期に運動強度が高い運動を行った。・熱中症を疑う症状を確認しているのに、十分な処置をしていなかった。・熱中症について、教員が知識不足であった。					



- ★暑くなる時期には、暑さに慣れるまで徐々に運動強度を増やすようにする必要がある！
- ★個人の条件(肥満傾向)や体調を考慮する必要がある！

学校における熱中症対策に係る重点項目チェックリスト

重点項目（体制整備）	Check
<p>○ 熱中症に係る情報収集の手段や学校における暑さ指数（WBGT）を把握する方法が整備されている。</p> <p>例）熱中症予防情報サイト等への登録、暑さ指数（WBGT）計による暑さ指数（WBGT）の測定及び記録体制の整備 など</p>	
<p>○ 上記により収集した熱中症に係る情報について、全教職員や保護者等に伝達する方法が整備されている。</p> <p>例）校内放送や電子メール等により、暑さ指数（WBGT）等の情報を全教職員及び保護者等に伝達する体制の整備 など</p>	
<p>○ 暑さ指数（WBGT）を基準とした運動や各種行事等の内容の変更、中止・延期の判断基準を設定している。</p> <p>例）暑さ指数に応じた運動や各種行事等の指針の設定、熱中症警戒アラート発表時の対応の設定、中止・延期の判断を伝達する体制の整備 など</p>	
<p>○ 暑さ指数（WBGT）に基づく運動等の指針や熱中症警戒アラート発表時の対応などを保護者等と共有している。</p> <p>例）学校だより等による周知、事故発生時の保護者への連絡を確実かつ正確に行う体制の整備 など</p>	
<p>○ 基本的な熱中症予防について、全教職員で共通理解を図るための校内研修等を実施している。</p> <p>例）熱中症についての理解、暑さ指数（WBGT）に基づく具体的な対応策、熱中症事故発生時の具体的な対応 など</p>	
重点項目（予防）	Check
<p>○ 急に暑くなったときは運動を軽くし、体が暑さに慣れるまでの数日間、休憩を多く取りながら、軽い短時間の運動から徐々に運動強度や運動量を増やすようにしている。</p>	
<p>○ 暑くなることが予想される場合、暑い時間帯における体育的活動の回避や運動時間の短縮、運動量を軽減する等の配慮をしている。</p>	
<p>○ 健康観察をとおして児童生徒の健康状態を把握し、体調に応じた指示（運動の軽減、休息等）をしている。</p>	
<p>○ 暑いときには、水分を補給するよう指示し、児童生徒が水分補給をしたことを見届けている。</p>	
<p>○ 暑いときには、軽装（着帽を含む）で活動に取り組むよう指示している。</p>	
<p>○ 運動中に体調が悪くなった場合は無理をせず、自ら運動を辞退するよう指示している。</p>	